# 令和7年度

広島県水道広域連合企業団水質検査計画

令和7年3月 広島県水道広域連合企業団

## 目次

- I 共通編
- Ⅱ 水道用水供給事業編
- Ⅲ 水道事業編
  - Ⅲ-1 竹原市水道事業編
  - Ⅲ-2 三原市水道事業編
  - Ⅲ-3 府中市水道事業編
  - Ⅲ-4 三次市水道事業編
  - Ⅲ-5 庄原市水道事業編
  - Ⅲ-6 東広島市水道事業編
  - Ⅲ-7 廿日市市水道事業編
  - Ⅲ-8 安芸高田市水道事業編
  - Ⅲ-9 江田島市水道事業編
  - Ⅲ-10 熊野町水道事業編
  - Ⅲ-11 北広島町水道事業編
  - Ⅲ-12 大崎上島町水道事業編
  - Ⅲ-13 世羅町水道事業編
  - Ⅲ-14 神石高原町簡易水道事業編
- IV 参考資料編

# I 共通編

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	水道事業等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	水質検査の採水地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	水質検査の項目及び頻度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	臨時の水質検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	水質検査の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8	水質検査結果の精度と信頼性確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・
9	水質検査計画及び水質検査結果の公表・・・・・・・・・・
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し・・・・・・・・・
l 1	関係者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1 基本方針

広島県水道広域連合企業団(以下、水道企業団という。)では、供給する水道水が水質基準に適合し、安全で快適な水質であることを確認するため、水道法で検査が義務付けられている「毎日検査項目」及び「水質基準項目」のほか、水質管理上必要と判断した項目についても検査を行います。

検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓に加え、河川などの取水地点、浄水場の入口(原水)及び出口(浄水)で行います。

なお、検査頻度は水源の種類や検査項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。

### 2 水道事業等の概要

水道企業団は、水道用水供給事業及び水道事業を経営しています。

水道用水供給事業は3事業で、構成団体である7市町を含む県南部の15 市町と愛媛県の 市町に水道用水を供給しています。

水道事業は 14 事業 (上水道事業 13 事業、簡易水道事業1事業) で、14 事業を合わせた給水人口は 58 万人です。



#### 3 水質管理上の留意点

原水から給水栓に至るまでの水質の状況、汚染の要因等を考慮し、水道事業等の系統ごとに水質管理上の留意点を設定します。

#### 4 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は、原水の状況を把握し、原水の水質に応じた適正な浄水処理を行うために、法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等のほか、水源(ダム等)、河川からの取水地点及び浄水場の入口・出口等を選定します。

#### 5 水質検査の項目及び頻度

#### (1) 毎日検査項目

水道法で義務付けられた法定検査で、一日一回以上行う、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関して、供給する水道水に異常がないことを迅速に確認するため、簡便な方法で行う検査です。法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等、水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定し検査を行い、水質管理に活用します。

#### (2) 水質基準項目

水道法で義務付けられた法定検査で、一般細菌や大腸菌など水質基準項目(51項目)の検査です。おおむね1か月に1回以上行う検査、おおむね3か月に1回以上行う検査があり、水質基準に適合した安全で快適な水質であることを確認するために行います。法令で定められた採水地点である配水管の末端にあたる給水栓や送水管の末端にあたる分水点等で浄水の検査を行うほか、原水の状況を把握し、原水の水質に応じた適正な浄水処理を行うために、原水の検査も行い、水質管理に活用します。

#### (3) 水質管理目標設定項目

国が定めた水質管理目標設定項目(27項目)のうち、より安全で快適な水を供給するため、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。水質基準項目に係る検査に準じて、原水の検査も行い、水質管理に活用します。

#### (4) その他の項目

水道原水におけるクリプトスポリジウム等による汚染の恐れを把握するため、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を原水で定期的に行い、水質管理に活用します。また、クリプトスポリジウム等の発生状況に応じて、浄水でも検査を行い安全性の確認を行います。

その他、水質管理上必要と判断した項目について、原水及び浄水の検査を行い、水質管理に活用します。

#### 6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に、「水質基準に関する省令」に定められている項目について行う検査です。

「水質基準に適合しない恐れがある場合」とは、次のとおりです。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

採水地点は水質の異常の内容とその範囲を正確に把握するのに適当な場所を判断して選 定します。

### 7 水質検査の方法等

### (1) 水質検査方法

水質基準項目、残留塩素及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法 (水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法等)によって行います。 また、その他の項目については、上水試験方法(公益社団法人日本水道協会発行)等 により検査を行います。

#### (2) 業務の委託

水道水質基準等に係る定期・臨時の法定水質検査等は、原則、登録水質検査機関等に 委託して行います。

#### (3) 試料の採取及び運搬方法

試料採取は、検査機関の国土交通省及び環境省に登録された検査員が実施し、試料採取場所に応じた採取方法と試料採取容器を用いて行います。また、保存処理が必要な項目は厚生労働大臣が定める方法に従って適切な保存処理を行います。

試料の運搬は採水者が破損防止の処置を施し検査機関に運搬します。

#### 8 水質検査結果の精度と信頼性確保

水質検査結果の信頼性を確保するため、次のことを実施します。

- (1) 登録検査機関であって、品質管理の国際基準である ISO9000 シリーズ、ISO17025 又 は公益社団法人日本水道協会が認定する水道 GLP を取得している等、水質検査の品質保 証ができる機関に検査を委託します。
- (2) 検査機関が、法令に基づき定めた規定、マニュアル等に従って検査を実施していることを、毎年、定期的に、実地確認をします。
- (3) 国等が主催する外部精度管理への検査機関の参加状況や、検査機関の内部精度管理実施状況について、結果を毎年確認し、必要に応じて指導を行います。

#### 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び実施した検査の結果は、水道企業団のホームページで公表します。

#### 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果を最大値等により評価し、必要に応じて、翌年度の水質検査計画に反映します。

#### 11 関係者との連携

水道企業団では、本部、事務所及び登録水質検査機関が連携し、水質管理体制の強化を 図っていきます。

水源や取水する河川に関係する水質事故が発生した場合には、河川管理者、県及び市町の担当部局等と連携して現地調査を行います。

発生した水質事故の状況等に応じて、関係機関と連携して採水、検査等を行うなど、迅速に対応します。

なお、指定管理者等が管理する施設については、当該指定管理者等が主体となって対応します。

# Ⅱ 水道用水供給事業編

1	水道用水供給事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	5
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

#### 1 水道用水供給事業の概要及び水質管理上の留意点

水道用水供給事業では、瀬戸内海沿岸部を中心とした県内 10 市5町と愛媛県の1市1町に水道用水を供給するため、広島水道用水供給事業、広島西部地域水道用水供給事業及び沼田川水道用水供給事業の3事業を実施しています。各水道用水供給事業の概要はつぎのとおりです。

		旗	設	計画1日最大	1日最大 給水量 (㎡/日)	
事業	給水市町	浄水場 (施設数)	管路 (km)	給水量 (㎡/日)		
広島用水	6市5町	2	199.5	194,600	124,753	
広島西部用水	3 市	2	41.1	123,000	58,055	

3

121.0

361.6

110,000

427,600

55,992

238,800

水道用水供給事業の概要(令和6年3月現在)

※ 給水市町は、事業によって重複があるため、合計は一致しない。

4市1町

11市6町

※ 管路は、導水管と送水案を合わせた延長

沼田川用水

合計



水道用水供給事業概要図

## (1) 広島用水供給事業

(1) 広島用水供給	広島用水供給事業						
水源	太田川(表流水)・土師ダム(江の川水系)						
	・高瀬堰(太田川水系)						
	・温井ダム(太田川水系)						
取水箇所	広島市安佐北区落合二丁目 高陽取水場						
	【瀬野川浄水場】						
	(住 所) 広島市安芸区畑賀町						
	(施設能力) 148,000m³/日						
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過						
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)						
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム						
\h \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	その他:粉末活性炭、液体苛性ソーダ						
净水施設	【宮原浄水場】						
	(住 所) 吳市青山町						
	(施設能力) 28,000m³/日						
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過						
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)						
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム						
	その他:粉末活性炭、液体苛性ソーダ						
	【瀬野川浄水場系】 広島市(南区、安芸区)、府中町、海田町、坂町、熊野町、呉市、東広島市、						
給 水 先	竹原市、大崎上島町						
	【宮原浄水場系】						
	吳市、江田島市、大崎上島町、愛媛県今治市 (A.F. a.F. a.F. a.F. a.F. a.F. a.F. a.F.						
	(令和6年3月末現在)						
	○ 一般的には、藻類の増殖しやすい春季~秋季にかび臭が発生すると言わ						
	れていますが、土師ダムでは、冬季でもかび臭物質濃度が上昇することが						
	あり、今後とも、ダムでの水質の監視を、年間を通じて十分に行う必要が						
	あります。						
	○ 取水地点の上流では、油流出等の水質事故が多発しているため、水質事						
	故時の適切な対応や水質の監視を行う必要があります。						
水質管理上	○ 送水管路が長いため、消毒効果を維持する目的で、管路の途中で消毒剤						
の留意事項	(次亜塩素酸ナトリウム)の追加を行っており、消毒副生成物のトリハロメ						
	タンや消毒剤の分解生成物である塩素酸の増加が懸念されます。この対策						
	のため、残留塩素濃度の管理のみでなく、次亜塩素酸ナトリウムの注入量						
	や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。						
	○ その他、導水や浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生						
	します。かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点につい						
	ても綿密に調査・対応していく必要があります。						

# (2) 広島西部地域水道用水供給事業

(2) 広島西部地域	《道用水供給事業				
	小瀬川 (ダム直接)				
الم	・弥栄ダム (小瀬川水系)				
水源	八幡川(表流水)				
	・魚切ダム (八幡川水系)				
	大竹市前飯谷 弥栄ダム 三ツ石浄水場				
取水箇所	広島市佐伯区五日市町 白ヶ瀬浄水場				
	【三ツ石浄水場】				
	(住 所) 大竹市小方町小方字下三ツ石				
	(施設能力) 56,000m³/日				
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過				
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
	その他:粉末活性炭、液体苛性ソーダ				
浄水施設	【白ヶ瀬浄水場】				
	(住 所) 広島市佐伯区五日市町上河内字上白ヶ瀬				
	(施設能力) 67,000m³/日				
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過				
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
	その他:粉末活性炭、液体苛性ソーダ				
	【三ツ石浄水場系】				
	大竹市、廿日市市				
給 水 先	【白ヶ瀬浄水場系】				
	広島市 (佐伯区)、廿日市市				
	(令和6年3月末現在)				
	○ 三ツ石浄水場の水源である弥栄ダムの水質は、冬季にマンガンの濃度が				
	高くなる傾向があるものの、年間を通じおおむね良好な状況です。				
	○ 一般的には、藻類の増殖しやすい春季~秋季にかび臭が発生すると言わ				
	れていますが、魚切ダムでは、冬季でもかび臭物質濃度が上昇することが				
	あり、今後とも、ダムでの水質の監視を、年間を通じて十分に行う必要が				
	あります。				
水質管理上	○ 白ヶ瀬浄水場は水源である魚切ダムの下流約2kmに位置しており、ダム				
の留意事項	水質の影響を大きく受けるため、浄水処理に注意が必要です。また、夏季				
2 田心子人	には消毒副生成物であるクロロホルムやトリクロロ酢酸の濃度が高くなる				
	ため、次亜塩素酸ナトリウムの注入方法や量について注意する必要があり				
	ます。				
	○ その他、浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生します。				
	かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点についても綿密				
	に調査・対応していく必要があります。				

### (3) 沼田川水道用水供給事業

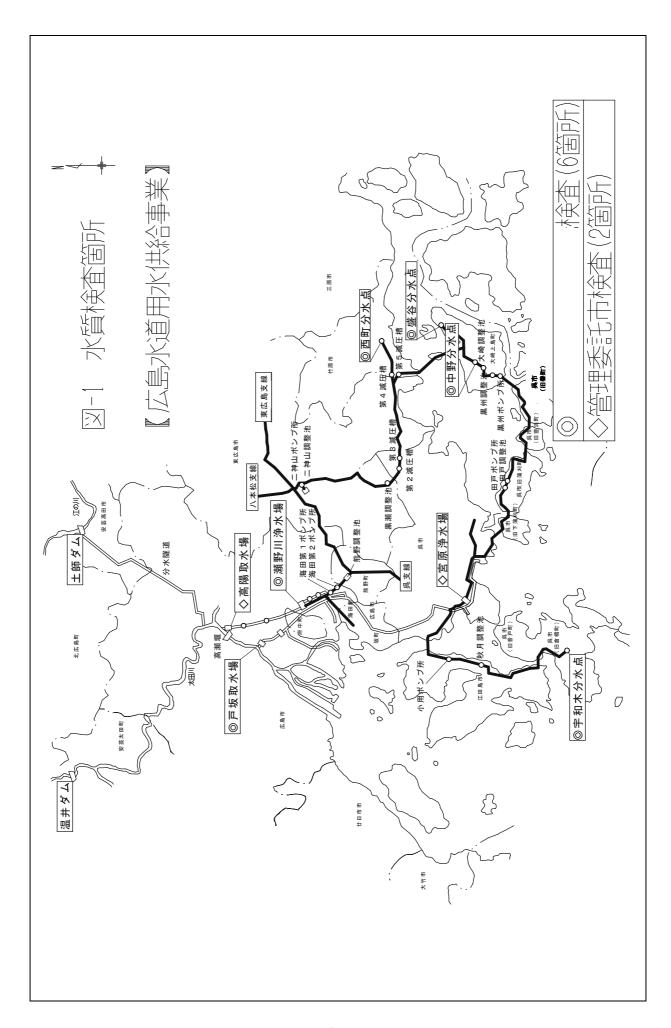
(3) 沼田川水道用	]水供給事業					
	沼田川 (表流水)					
	・椋梨ダム(沼田川水系)					
水源	・福富ダム(沼田川水系)					
	藤井川(表流水)					
	<ul><li>・竜泉寺ダム(藤井川水系)</li></ul>					
	・ 电水寸グム(膝弁川小木)					
取水箇所	三原市本郷南七丁目 本郷取水場					
以 / 自 / 月	尾道市西藤町    西藤取水場					
	【本郷埜田浄水場】					
	(住 所) 三原市本郷町本郷字南埜田					
	(施設能力) 5,800m³/日					
	(浄水方法) 凝集沈殿(本郷浄水場)+緩速ろ過					
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)					
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム					
	【宮浦浄水場】					
\h \ \ \ \ \ \ = \	(施設能力) 38,500m³/日					
浄水施設	(浄水方法) 凝集沈殿(本郷浄水場)+緩速ろ過					
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)					
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム					
	【坊士浄水場】					
	(住 所) 尾道市高須町					
	(施設能力) 58,200m <sup>3</sup> /日					
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過					
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)					
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム					
	その他:粉末活性炭、液体苛性ソーダ					
	その他:初木佰性灰、飲料可性ノーダ					
	【本郷埜田浄水場系】					
	東広島市、三原市					
	【宮浦浄水場系】					
給 水 先	三原市、尾道市、愛媛県越智郡上島町					
74 74 75	【坊士浄水場系】					
	尾道市、福山市 (今和6年2月末現在)					
	(令和6年3月末現在)					
	○ 水源である椋梨ダムでは、夏季のアオコや、凝集不良やろ過閉塞の原因					
	となる藻類等が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見られま					
	すので、水質の監視を十分に行う必要があります。					
	○ 特に夏季、消毒副生成物であるトリハロメタンやトリクロロ酢酸、消毒					
人 水質管理上	剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、これら項目の監視と					
の留意事項	追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う					
>/ 田心ず穴	必要があります。					
	○ その他、導水や浄水施設内で発生する沈殿物等から、かび臭物質が発生					
	します。かび臭物質に係る水質管理目標達成のために、これらの点につい					
	ても綿密に調査・対応していく必要があります。					
	く ひ   竹街					

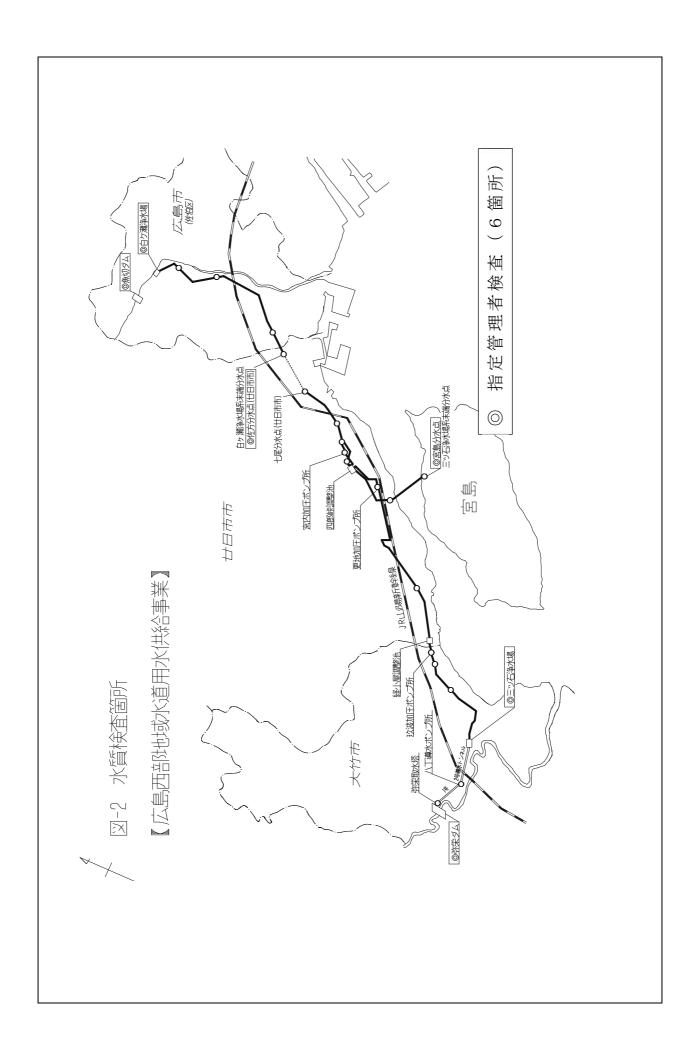
# 2 水質検査の採水地点

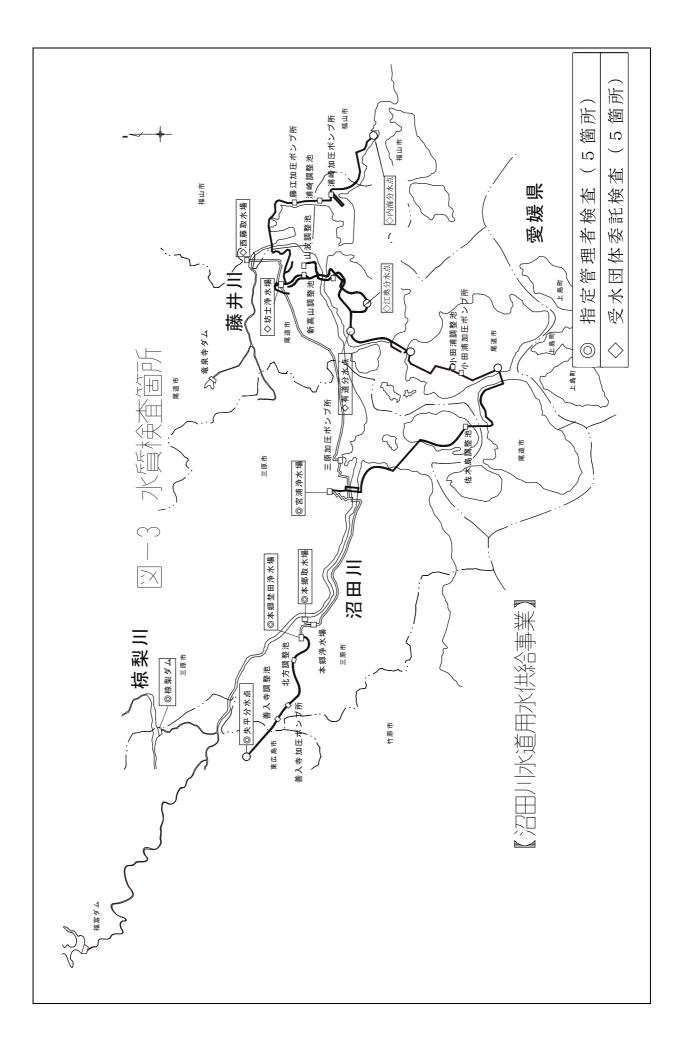
水質検査の採水地点は、つぎの表のとおりです。

事業名	系統	取水地点	浄水場	末端分水点	検査の実施者
広島水道用	瀬野川浄水	高陽取水場	瀬野川浄水場	西町分水点	水道企業団
水供給事業	場系		(入口~出口)	(竹原市)	※高陽取水場
				中野分水点	は広島市水道
				(大崎上島町)	局が実施
	宮原浄水場	高陽取水場	宮原浄水場	盛谷分水点	※宮原浄水場 (入口~出口)
	系	戸坂取水場	(入口~出口)	(大崎上島町)	は呉市上下水
				宇和木分水点	道局が実施
				(呉市)	
広島西部地	三ツ石浄水	弥栄取水場	三ツ石浄水場	宮島分水点	指定管理者
域水道用水	場系		(入口~出口)	(廿日市市)	
供給事業					
	白ヶ瀬浄水	白ヶ瀬浄水場	白ヶ瀬浄水場	佐方分水点	
	場系	(取水口)	(入口~出口)	(廿日市市)	
	330711	(100,3111)		(   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
)	L. /BB LL NA	[./mz== [.[B	L. /mr LL No L	1. <del></del>	
沼田川水道	本郷埜田浄	本郷取水場	本郷埜田浄水	失平分水点	指定管理者
用水供給事	水場系		場	(東広島市)	
業			(入口~出口)		
	宮浦浄水場	本郷取水場	宮浦浄水場	有道分水点	指定管理者
	系		(入口~出口)	(尾道市)	※有道分水点
					は尾道市上下
					水道局が実施
	坊士浄水場	本郷取水場	坊士浄水場	江奥分水点	尾道市上下水
	系	西藤取水場	(入口~出口)	(尾道市)	道局
				内海分水点	※本郷取水場
				(福山市)	は指定管理者
					が実施

採水を行う分水点は、図-1 (p6),図-2 (p7),図-3 (p8) のとおりです。







#### 別表一1 毎日検査項目

	項 目	基準値	検査頻度	検査計画(回/日/1箇所当)		理由
	項目	本中但	(施行規則)	浄水場出口	末端分水点	理由
1	色	異常でないこと				安全性の確認の
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	1	女生性の唯認の
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上				1-47

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

## 別表-2 水質基準項目

水質基準項目 (水質基準に関する省令 (平成 15年5月30日付厚生労働省令第101号))

		京日 (小貝巫牛に肉) が目り (				金計画 (回/年	F/1 箇所当)	<b>※</b> 3	~0
区分		項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	水源 (ダム)	取水口又は 浄水場入口	浄水場出口	末端分水点	理由
	1	一般細菌	100 個/mL 以下			12	12	12	
	2	大腸菌	検出されないこ と	月1回	12	12	12	12	
	3	カドミウム及びその化合物 ※2			_	4	4	<b>※</b> 4	
	4	水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	5	セレン及びその化合物 ※2	0.01以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	6	鉛及びその化合物	0.01以下	3月1回(※1)	_	4	4	4	
	7	ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	8	六価クロム化合物	0.02 以下		_	4	4	4	
	9	亜硝酸態窒素 ※2	0.04以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月1回	_	4	4	4	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10 以下		12	4	4	<b>※</b> 4	
	12	フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
健	13	ホウ素及びその化合物 ※2			_	4	4	<b>※</b> 4	安
康に関する	14	四塩化炭素 ※2				4	4	<b>※</b> 4	安全性
	15	1,4-ジオキサン ※2	0.05 以下			4	4	<b>※</b> 4	の
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	3月1回(※1)	_	4	4	<b>※</b> 4	確認
項	17	ジクロロメタン ※2	0.02以下		_	4	4	<b>※</b> 4	のた
目	18	テトラクロロエチレン ※2	0.01以下		_	4	4	<b>※</b> 4	め
	19	トリクロロエチレン ※2	0.01以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	20	ベンゼン ※2	0.01以下		_	4	4	<b>※</b> 4	
	21	塩素酸	0.6以下		_	_	6	6	
	22	クロロ酢酸	0.02以下		_	_	4	4	
	23	クロロホルム	0.06 以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	26	臭素酸	0.01 以下	3月1回	_		4	4	
	27	総トリハロメタン	0.1以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		_		4 (6)	4 (6)	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	30	ブロモホルム	0.09以下		_	_	4 (6)	4 (6)	
	31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		_		4	4	
	32	亜鉛及びその化合物	1.0以下		_	4	4	4	
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下			4	4	4	
	34	鉄及びその化合物	0.3以下	3月1回(※1)	12	4	4	4	
	35	銅及びその化合物	1.0以下			4	4	4	١
	36	ナトリウム及びその化合物 ※2				4	4	4	性
	37	マンガン及びその化合物	0.05以下	- 1 E	12	4	4	4	性状等
	38	塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬	200 以下	月1回		12	12	12	の
性	39	度) ※2		3月1回(※1)	=	4	4	4	確認の
性状に関	40	蒸発残留物 ※2		0/1 I E (WI)		4	4	4	ため
関	41	陰イオン界面活性剤 ※2			_	4	4	<b>※</b> 4	め
する項	42	ジェオスミン	0.00001以下	発生時月1回	12	発生状況に応		発生状況に	
項	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	/ <u></u>	12	じて実施	応じて実施		
目	44	非イオン界面活性剤 ※2		3月1回(※1)		4	4	<b>※</b> 4	-
	45	フェノール類       ※2         有機物(全有機炭素 (TOC) の			10	4	4	<b>※</b> 4	
	46	量) pH値	3以下 5.8以上8.6以下		12	12	12	12	等の確認
	48	味	異常でないこと	月1回	14		12	12	確性
	49	臭気	異常でないこと	万工円	12	12	12	12	認及のび
	50	色度	5度以下		12	12	12	12	た性め状
	51	色皮	2度以下		12	12	12	12	1
\•/ •		▲ 1 年間の検査結果が全て基準値の 1/5							

<sup>※1</sup>: 過去 3 年間の検査結果が全て基準値の 1/5 以下の場合は 1 年に 1 回まで省略することができる(基準値の 1/10 以下の場合は 3 年に 1 回ま で)

<sup>※2:</sup>送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目

<sup>※3:</sup>検査頻度の最低回数を示す。過去3年間の末端分水点又は浄水出口水質の最大値が水質基準値の50%を超える浄水場系については ( ) 内 の頻度で実施。

<sup>※4:</sup>過去の検査結果を踏まえ※2により末端分水点の検査を省略していた項目。状況確認のため3年に1回以上検査 :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

### 別表一3 水質管理目標設定項目

厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号) 斜体:水質基準項目と重複する項目

		10月10日刊 建光第 10100	検査計画	(回/年/		
	項目	目標値(mg/L)	取水口又は			理由等
			浄水場入口	浄水場出口	末端分水点	·
目 1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	_	4	_	
目 2	ウラン及びその化合物	0.002 以下(暫定)	4	4	_	
目 3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	_	4	_	
目 4	削除(亜硝酸態窒素が水質基準と	なったため)				
目 5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	_	4	_	<b>ウ</b> 人性の体型のよう
目 6	安全性の確認のため					
目 7	削除(1,1,2-トリクロロエタンが					
目 8	トルエン	0.4以下	_	4	_	
目 9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシ ル)	0.08以下	_	4	=	
目 10	亜塩素酸	0.6以下	_	_	_	二酸化塩素を使用しないため 検査しない
目 11	削除(塩素酸が水質基準となった	ため)				
目 12	二酸化塩素	0.6以下	_	_	_	二酸化塩素を使用しないため 検査しない
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)	_	4	4	安全性の確認のため
目 14	抱水クロラール	0.02以下(暫定)	_	4	4	女主性の惟恥のため
目 15	農薬類 (※1)	1以下(※2)	4	4	_	散布時期に実施
目 16	残留塩素	1 以下	_	12	12	消毒の効果
目 17	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	10 以上 100 以下	4	4	4	Multiple or the state of the
目 18	マンガン及びその化合物	0.01 以下	4	4	4	性状等の確認のため
目 19	遊離炭酸	20 以下	_	4	4	
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	_	4	_	<b>サ</b> 人はの700円のより
目 21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	_	4	_	安全性の確認のため
目 22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費 量) ※3	3以下	12	12	12	性状等の確認のため
目 23	臭気強度 (TON)	3以下	12	12	_	
目 24	蒸発残留物	30 以上 200 以下	4	4	4	
目 25	濁度	1度以下	12	12	12	安全性及び性状等の確認のた
目 26	pH 値	7.5程度	12	12	12	め
目 27	腐食性(ランゲリア指数)	-1 以上, 極力 0 に近づけ る	4	4	4	施設管理のため
目 28	従属栄養細菌※4	2,000 集落/mL 以下(暫 定)	12	12	12	施設健全性確認のため
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下		4		安全性の確認のため
目 30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	4	4	4	性状等の確認のため
目 31	ペルフルオロオクタンスルホン 酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L 以下(暫 定)	_	4	<b>※</b> 6	安全性の確認のため

※1:農薬類の項目は,散布時期に殺虫剤,殺菌剤,除草剤について検査

※2:総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和:参考資料-1参照)による。

※3:過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※4:一般細菌と併せて検査

※5:ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和

※6:過去の検査結果より、送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな項目。状況確認のため3年に1回以上検査

### 別表-4 その他の項目

		検査計画 (回/年/1 箇所当)			
項目		取水口又は 浄水場入口	浄水場出口	末端分水点	理由等
1	クリプトスポリジウム	4	発生状況に応	_	安全性の確認のため
2	ジアルジア	4	じて実施	_	女主任の唯能のため
3	ウェルシュ菌芽胞	12	_	_	水源の汚濁, 異臭味障害, 浄水処 理障害物質等の監視のため

# Ⅲ-1 竹原市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、 $(1)\sim(6)$ のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	22,788人
計画給水人口	24,000人
給水区域内普及率	99.4%
計画一日最大給水量	20, 500 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	18, 732m³
一日平均給水量	13, 723m³

# (1) 広島用水系

水源	広島用水(浄水受水)
受水地点	西町、浦尻、大井分水点
	【西町、浦尻、大井分水点】
浄水受水	(施設能力) 6,500 m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載していま
の留意事項	す。

# (2) 成井浄水場系

	`
	上条第1水源 浅井戸
   水 源	上条第2水源 浅井戸
/10	東野水源 浅井戸
	新東野第1号・第2号水源 浅井戸 ※緊急時において運用
	上条第1水源 浅井戸
取水地点	上条第2水源 浅井戸
双水地点	東野水源 浅井戸
	新東野第1号・第2号水源 浅井戸 ※緊急時において運用
	【成井浄水場】
	(住 所) 竹原市下野町
净水施設	(施設能力) 7,520m <sup>3</sup> /日
伊/// 旭 权	(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	○ 成井浄水場の原水は、東野水源、上条第1水源、上条第2水源を混合し
	たものであり、クリプトスポリジウムの指標菌の検査は、毎月行います。
	成井浄水場の上条第1水源、上条第2水源のクリプトスポリジウム等汚
1. 床床 休 工口 1	染のリスクレベルは3ですが、ろ過設備を設置しているため検査頻度を下
水質管理上 の留意事項	げています。
	ただし、成井浄水場では、ろ過設備が適切に機能していることを確認す
	るためにろ過池の省略不可項目検査(一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有
	機物、pH 値、味、臭気、色度、濁度)、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄
	及びその化合物、マンガン及びその化合物の水質検査を毎月実施します。

## (3) 中通浄水場系

水源	中通水源 浅井戸 東上条水源 浅井戸
取水箇所	中通水源 浅井戸 東上条水源 浅井戸
浄 水 施 設	【中通浄水場】 (住 所) 竹原市下野町 (施設能力) 5,200m³/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (4) 東野浄水場系

(1) /(-)11/1-00/	
	東野水源 浅井戸
水源	新東野第1号水源 浅井戸
	新東野第2号水源 浅井戸
	東野水源 浅井戸
取水箇所	新東野第1号水源 浅井戸
	新東野第2号水源 浅井戸
	【東野浄水場】
	(住 所) 竹原市東野町
净水施設	(施設能力) 2,000m³/日
伊水旭政	(浄水方法) 急速濾過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 東野水源地のクリプトスポリジウム等汚染のリスクレベルは 3 ですが、
の留意事項	ろ過設備を設置しているため検査頻度を下げています。

## (5) 末友浄水場系

水源	地方水源 浅井戸 末友水源 浅井戸
取水箇所	地方水源 浅井戸 末友水源 浅井戸
浄 水 施 設	【末友浄水場】 (住 所) 竹原市忠海床浦二丁目 (施設能力) 1,000m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 消毒のみ(紫外線処理含む) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 末友水源地のクリプトスポリジウム等汚染リスクレベルは3 ですが、紫 外線処理設備を設置しているため検査頻度を下げています。

# (6) 福田浄水場系

水源	宮脇水源 浅井戸 堂沖水源 浅井戸
取水箇所	宮脇水源 浅井戸 堂沖水源 浅井戸
浄 水 施 設	【福田浄水場】 (住 所) 竹原市福田町 (施設能力) 1,410m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無	
中通浄水場	中通	浅井戸	無	2	無	
	東上条	浅井戸	無	2	無	
	東野	浅井戸	有	3	有	
東野浄水場	新東野第1号	浅井戸	無	2	有	
	新東野第2号	浅井戸	無	2	有	
	成井(注)	-	有	3	有	
成井浄水場	上条第1号	浅井戸	有	3	有	
	上条第2号	浅井戸	有	3	有	
士士洛水坦	末友	浅井戸	有	3	有	
末友浄水場	地方	浅井戸	有	3	有	
福田浄水場	宮脇	浅井戸	有	3	無	
(A) A	堂沖	浅井戸	有	3	無	

<sup>(</sup>注)成井浄水場原水は東野水源、上条第1水源及び上条第2水源の原水を混合して使用しています。

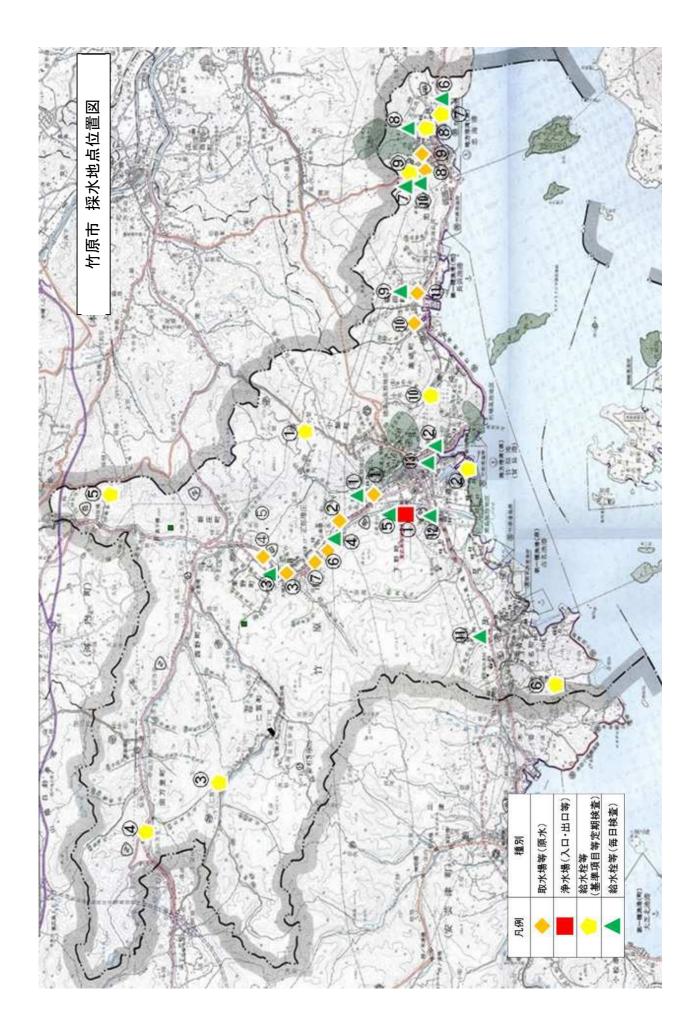
### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図(p5)のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
•	取水場等 (原水)	11	①中通水源浅井戸 ②東上条水源浅井戸 ③東野水源浅井戸 ④新東野第1水源浅井戸 ⑤新東野第2水源浅井戸 ⑥上条第1水源浅井戸 ⑦上条第2水源浅井戸 ⑧末友水源浅井戸 ⑨地方水源浅井戸 ⑩宮脇水源浅井戸 ⑪堂沖水源浅井戸
	浄水場 (入口・出口等)	1	①成井浄水場着水井、ろ過池(注)
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	10	①小梨地域交流センター ②中通水系管末 ③上仁賀管末ドレン ④田万里管末ドレン ⑤新庄町 乙井谷管末 ⑥東向会館 ⑦旧忠海東小学校横墓所 ⑧末友水系管末ドレン ⑨管末(末友水源地) ⑩バンブー公園
<b>^</b>	給水栓等 (毎日検査)	13	①中通水源地内 ②港町消防屯所 ③東野水源地内 ④上条管末ドレン ⑤成井浄水場内 ⑥旧忠海東小学校横墓所 ⑦末友水源地内 ⑧末友水系管末ドレン ⑨福田水源地内 ⑩管末(末友浄水場) ⑪吉名消防屯所 ⑫西町受水場内 ⑬三井健保会館裏ドレン

<sup>(</sup>注) 成井受水場ではろ過設備についても適切に機能していることを確認するため、毎月検査を行います。



別表-1 毎日検査項目

-						
		項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	理由
				(施行規則)	給水栓等①~⑬	
	1	色	異常でないこと			
	2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
ĺ	3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号イ) に基づき実施する検査

	- 2 - ** ** ** * * * * * * * * * * * * * *	7 八 同 4 3 4	私心人が101口\	,						₩₩	->1 <del></del>	/I <del></del> /	/H\\•	/ 0					
水質	「基準項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30│ ▼	1 1丁厚 <u>生</u> 罗傳	<u> </u>	)	TE	TF3 6/A	仏一世	44			計画	(四/	年)※		F /	A 15-	TH-	ψΛ	
区分	No. 項目	基準	進値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	浅井戸	水場等②東上条水源浅井戸	給水栓等②中通水系管末取水場等③東野水源浅井戸	③上仁賀管末ド	④田万里管末ドレン で まんぱ	水 場等 ⑥ 上条第 1 水源浅井	水場等⑦上条第2水源浅	①成井浄水場着水井	ず水場 ① 成井争水場ろ過水栓等 ⑥ 東向会館	給水栓等⑦旧忠海東小学校横墓所取水場等⑧未友水源浅井戸	水場等の地方水源浅井戸水場等の地方水源浅井戸	k 水	水場等⑪堂沖水源浅井戸	給水栓等③福田水系管末(末友浄水場)給水栓等⑩バンブー公園	理由
	1	100	O/E4 / T D1 T		原	77. 14				_	原		争 浄				原	净 净	
	1   一般細菌		0個/mL以下 されないこと	月1回	4	1 12	12	1 12	12 1		1 1 2 12		24 12		$\begin{bmatrix} 1 & 1 & 1 \\ 4 & 4 \end{bmatrix}$		12	12 12	
	2'大腸菌(定性)		されないこと	/11□	1	12			12 1		2 12		24 12			12		12 12	
	3 カドミウム及びその化合物		). 003以下		1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
	4 水銀及びその化合物		. 0005以下		1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1 1	1 1	. 1	1 1	
	5 セレン及びその化合物		0.01以下	* F . F . ()*(*)	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
	6 鉛及びその化合物		,.,	3月1回(※1)	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
	7 ヒ素及びその化合物		0.01以下		1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
	8   六価クロム化合物   9   亜硝酸態窒素		0.02以下 0.04以下		1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
	9   <b>型</b> 明酸態室系		0.04以下 0.01以下	3月1回	_	1 4	4	1 4	4	4	1 1	1	4		1 1	4 1		4 4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10以下	3/11년	1	1 12	12	1 12	12 1	12	1 1	1	24 12			12 1		12 12	
	12 フッ素及びその化合物		0.8以下		1	1 4	4	1 4	4	4	1 1	1	4		1 1	4 1		4 1	
	13 ホウ素及びその化合物		1.0以下		1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	
<b>並</b>	14 四塩化炭素		). 002以下		1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1 1	1 1	1	1 1	
基準	15 1,4-ジオキサン	<b>※</b> 2 0	0.05以下		1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1	1 1	1 1	. 1	1 1	
項	16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及び	<b>※</b> 2 0	0.04以下	3月1回(※1)	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 .	1 1	1 1	1	1 1	安全性の確認のため
目	トプンス-1,2-シグロロエデレン				1	1 1	1 .	1	1	1	1 1	1	1					1 1	
Н	17 ジクロロメタン		0.02以下			1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1
	18 テトラクロロエチレン	8     テトラクロロエチレン     ※2     0.01以下     1<				1 1 1 1	1	1 1	1	1		1 1		. 1	1 1				
					1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1		1 1		1	1 1	
	20 ベンゼン		0.01以下		1	1 1		1 1	1	1	1 1	1	1		1 1		. 1	1 1	
	21   塩素酸   22   クロロ酢酸   1   1   1   1   1   1   1   1   1		0.6以下 0.02以下		-		4		4	4			4	4		4		4 4	
	23 クロロホルム		0.02以下			4			4	1			4			1		1 1	
	24 ジクロロ酢酸		0.03以下			4		_	4	4			4			4		4 4	
	25 ジブロモクロロメタン		0.1以下				4		4	4			4			4		4 4	
	26 臭素酸		0.01以下	3月1回			4	_	4	4			4			4		4 4	
	27 総トリハロメタン		0. 1以下			4			4	4			4			4		4 4	
	28 トリクロロ酢酸	0	0.03以下			4	4	4	4	4			4	4		4		4 4	
	29 ブロモジクロロメタン		0.03以下				4		4	4			4			4		4 4	
	30 ブロモホルム		0.09以下				4		4	4			4			4		4 4	
	31 ホルムアルデヒド		0.08以下				4		4	4	1 1	-1		4		4	-	4 4	
	32 亜鉛及びその化合物		1.0以下 0.2以下		1		1		1	-		1	1			1 1 4 1	1	1 1	
	33   アルミニウム及びその化合物		0 51712			1 1		1 1	1	_	_		24 1		1 1		1	1 1	
	35 銅及びその化合物		1. 0以下	3月1回(※1)	1	1 1		1 1	1		1 1	1	1		1 1		1	1 1	
	36 ナトリウム及びその化合物		200以下		1	1 1	1	_	1	_	1 1	1			1 1		1	1 1	
	37 マンガン及びその化合物		0.05以下		1	1 1	-	1		1	1 1		24 1		1 1		1	1 1	
性	38 塩化物イオン		200以下	月1回		1 12		1 12	12 1		1 1	1	24 12		1 1 1			12 12	性状等の確認のため
状	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300以下	9月1日 (1*/4)	_	1 1		1 1	1	1	1 1	1	1		1 1	1 1		1 1	TT A C d is birther is to as
に関	40 蒸発残留物			3月1回(※1)	-	1 1	-	1 1	4	4	1 1 1 1	1			1 1		1	1 1	
単す	41   陰イオン界面活性剤   42   ジェオスミン		0.2以下 00001以下		1	1 1		1 1	1	1	1 1	1		1 1	1 1	1 1	1	1 1	
る	42 ジェイヘミン 43 2-メチルイソボルネオール		00001以下	発生月1回		1			1	1			1			1		1 4	
項	44 非イオン界面活性剤		U U3D1 Z	9月1日 (****)	1			1 1		1	1 1	1			1 1	1 1	1	1 1	
É	45 フェノール類		). 005以下	3月1回(※1)	1	1 1					1 1	1	1	1	1 1		1	1 1	
	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3以下	<del></del>	1			1 12			1 1		24 12		1 1 1			12 12	
	47 p H値		以上8.6以下					1 12			1 1		24 12		1 1 1			12 12	
	48 味		きでないこと	月1回	1	1 12							24 12		1 1 1			12 12	安全性及び性状等の確認のため
	49 臭気		すでないこと		1								24 12	12	1 1 1	12 1	1	12 12	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	50 色度		5度以下 2度以下			1 12								12	1 1 1	12 1	1	12 12	
水匠	│ 51 │ <u>濁度</u> 管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成	15年10日10	<u> △                                     </u>	0004문) )	1	1 1 12 12 1 12 12 12 1 1 1 1 1 24 12 12 1 1 1 1								14					
小貝	, 日本日际以上、日 (子工刀)関目健康/月文世界 (干)以	10十10月10	7 年 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		1														
F	16		1以下		H	12	12	12	12 1	12			12	12	1	12		12 12	消毒の効果
	今ルフルナロナカカンフルナン(menc)								4	_			10			4		4	
	及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.	00005mg/L以下	(智止) ※4		4		┸╽	4		$\perp$			4		4		4	安全性の確認のため
その	他項目																		
	1 ウェルシュ菌芽胞		-		4	4	12				2 12				4		12		水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
	2 クリプトスポリジウム		_			-		1			4 4				1 1		4		安全性の確認のため
	3 ジアルジア		_				4	1			4 4				1 1	4	4		Secretary - Market of the second

<sup>※1 :</sup>過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2 :送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3 :検査頻度の最低回数を示す。 ※4 :ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和 :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-2 三原市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・															7

### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)~(8)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 三原水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	79,032人
計画給水人口	80,000人
給水区域内普及率	92.9%
計画一日最大給水量	37, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	31, 515m³
一日平均給水量	28, 041 m <sup>3</sup>

## (1) 沼田川用水系

水源	沼田川用水(浄水受水)
受水地点	宮浦、須波、須波北、鷺浦、上北方、埜田分水点
	【宮浦、須波、須波北、鷺浦、上北方、埜田分水点】
浄水受水	(施設能力) 6,665m³/日
	(浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上	○ 沼田川用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載してい
の留意事項	ます。

### (2) 西野浄水場系

四月 计 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
水源	沼田川 表流水、伏流水
取水地点	本郷取水場 長谷水源地
浄 水 施 設	【西野浄水場】 (住 所) 三原市西野 (施設能力) 30,000m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	<ul> <li>○ 水源である椋梨ダムでは、夏季のアオコや、凝集不良やろ過閉塞の原因となる藻類が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見られるため水質の監視を十分に行う必要があります。</li> <li>○ 特に夏季、消毒副生成物であるトリハロメタンやトリクロロ酢酸、消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、これらの項目の監視と追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管性状の管理を重点的に行う必要があります。</li> </ul>

## (3) 中之町水源地系

水源	中之町水源地 浅井戸
取水 地点	中之町水源地 浅井戸
浄 水 施 設	【中之町水源地】 (住 所) 三原市中之町 (施設能力) 6,000m³/日 (浄水方法) 消毒のみ(紫外線処理を含む) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 中之町水源地の浅井戸の水質は、年間を通じて良好な状況です。

## (4) 片山浄水場系

(1) / 1   11 / 3 / 30 /	• •
水源	片山系水源地 浅井戸
取水地点	片山系水源地 浅井戸
	【片山浄水場】
	(住 所) 三原市本郷南
浄水施設	(施設能力) 2,000m³/日
	(浄水方法) 急速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 片山浄水場の水源である浅井戸の水質は、年間を通じて良好な状況です。
の留意事項	

## (5) 新久井浄水場系

水源	野間川ダム ダム直接				
取水地点	吉田調整池				
	【新久井浄水場】				
	(住 所) 三原市久井町吉田				
	(施設能力) 1,750m³/日				
浄 水 施 設	(浄水方法) 急速ろ過				
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
	その他:液体苛性ソーダ、炭酸ガス				
-1. FF 经工工	○ 新久井浄水場の水源である野間川ダムは、夏季のアオコや凝集不良の				
水質管理上 の留意事項	原因となる藻類が繁殖することがあり、また、かび臭物質の発生も見ら				
H 10. 1. X	れるため、水質の監視を十分に行う必要があります。				

## (6) 新和木浄水場系

水源	椋梨川 表流水				
取水 地点	椋梨川				
	【新和木浄水場】				
	(住 所) 三原市大和町和木				
	(施設能力) 1,000m³/日				
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過				
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
	その他:液体苛性ソーダ、炭酸ガス				
	○ 新和木浄水場の水源である椋梨川の水質は、季節、降雨等の自然条件				
→ 原子な工田	により大きく変動するため、浄水処理に注意が必要です。				
水質管理上 の留意事項	○ 特に夏季、消毒剤の分解生成物である塩素酸の濃度が上昇するため、				
	これらの項目の監視と追加する次亜塩素酸ナトリウムの注入量や保管				
	性状の管理を重点的に行う必要があります。				

## (7) 和木浄水場系

(1) JB2[4] )1(30)	, ,	
   水 源	和木第1水源地	浅井戸
/K 1//K	和木第2水源地	浅井戸
取水地点	和木第1水源地	浅井戸
双	和木第2水源地	浅井戸
浄 水 施 設	【和木浄水場】 (住 所) (施設能力) (浄水方法)	三原市大和町和木 100m <sup>3</sup> /日 膜ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 和木浄水場の な状況です。	の水源であるの浅井戸の水質は、年間を通じておおむね良好

# (8) 登町浄水場系

水源	登町水源
取水地点	登町水源 深井戸
	【登町浄水場】
	(住 所) 三原市登町
浄水施設	(施設能力) 25m³/日
	(浄水方法) 除マンガンろ過+膜ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 登町浄水場の水源である深井戸の水質は、良好な状況です。

表 2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

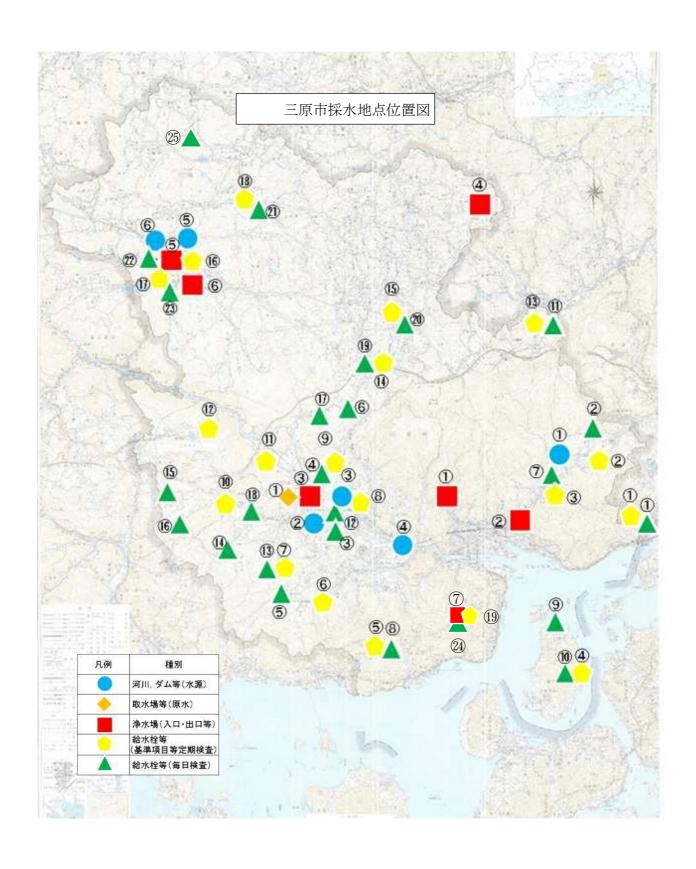
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
西野浄水場	本郷取水場	ダム放流	有	4	有
四野伊小場	長谷水源地	伏流水	有	3	有
中之町水源地	中之町水源地	浅井戸	有	3	有
片山浄水場	片山系水源地	浅井戸	有	3	有
新久井浄水場	吉田調整池	ダム直接	有	4	有
新和木浄水場	椋梨川	表流水	有	4	有
和木浄水場	和木第1水源地	浅井戸	有	3	有
	和木第2水源地	浅井戸	有	3	有
登町浄水場	登町水源	深井戸	無	1	有

# 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p6) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名			
	河川、ダム等 (水源)	6	<ul><li>① 太郎谷川 ②沼田川(納所橋) ③仏通寺川(木々津橋)</li><li>④沼田川(七宝頭首工) ⑤徳良川(今田橋)</li><li>⑥椋梨川(椋梨橋)</li></ul>			
<b>•</b>	取水場等 (原水)	1	①片山系取水井			
	浄水場 (入口・出口等)	7	①西野浄水場(本郷系原水・長谷系原水・浄水) ②中之町水源地(取水井・浄水) ③片山浄水場浄水 ④新久井浄水場(着水井・浄水) ⑤和木浄水場(第1取水井・第2取水井・浄水) ⑥新和木浄水場(着水井・浄水) ⑦登町浄水場(取水井・浄水)			
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	19	①糸崎配水池系給水栓 ②深第1配水池系給水栓 ③中之町基幹配水池系給水栓 ④佐木配水池系給水栓 ⑤久和喜配水池系給水栓 ⑥沼田東基幹配水池系給水栓 ⑦南方配水池系給水栓 ⑧大野地配水池系給水栓 ⑨高坂配水池系給水栓 ⑩入野地配水池系給水栓 ⑪野田配水池系給水栓 ⑫用倉配水池系給水栓 ⑬大幡配水池系給水栓 ⑭土取配水池系給水栓 ⑮吉田配水池系給水栓 ⑭和木第2配水池系給水栓 ⑰椋梨配水池系給水栓 ⑱大具配水池系給水栓 ⑪掠梨配水池系給水栓 ⑱大具配水池系給水栓			
	給水栓等 (毎日検査)	25	①福地配水池系条崎地区給水栓 ②深第1配水池系深地区給水栓 ③沼田東基幹配水池系阳東地区給水栓 ④高坂配水池系高坂地区給水栓 ⑤沼田西配水池系巾泉地区給水栓 ⑥馬井谷配水池系鹿群地区給水栓 ⑦中之町基幹配水池系中之町地区給水栓 ⑨佐木第1配水池系幸崎地区給水栓 ⑩須ノ上配水池系須火地区給水栓 ⑩須ノ上配水池系須火地区給水栓 ⑫塔之岡配水池系塔万世地区給水栓 ⑫塔之間配水池系尾原上地区給水栓 ⑬南方配水池系尾原上地区給水栓 ⑮上谷配水池系尾原上地区給水栓 ⑮上谷配水池系尾原下地区給水栓 ⑯上谷配水池系尾原下地区給水栓 ⑯上石配水池系尾原下地区給水栓 ⑩土取配水池系尾原下地区給水栓 ⑩土取配水池系光水栓 ⑩土取配水池系治水栓 ⑫木池系治水栓 ⑫木池系治水栓 ⑫木池系治水栓			



別表-1 毎日検査項目

項目		基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	理由	
			(施行規則)	給水栓等①~②		
1	色	異常でないこと				
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上				

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検

別表-2				

別表-2	項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生労	労働省令第101号))	検査計画(回/年)※3	
区 分 No.	項目	基準値(mg/L) 検査頻度 (施行規則)	净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净净	
2   2   2   3   3   4   4   5   5   6   6   7   7   8   9   10   11   15   15   16   16   17   18   19   20   21   22   23   24   25   266   27   28   29   30   30   30   30   30   30   30   3	一般細菌       ※5         大腸菌 (定量)       ※5         カドミウム及びその化合物       ※2 ※5         水銀及びその化合物       ※2 ※5         セレン及びその化合物       ※5         路及びその化合物       ※5         上素及びその化合物       ※2 ※5         ご面り口ム化合物       ※2 ※5         正硝酸態窒素       ※2 ※5         シアン化物イオン及び塩化シアン       調酸態窒素       ※2 ※5         フッ素及びその化合物       ※2 ※5         ホウ素及びその化合物       ※2 ※5         ボンコーエチレン       ※2 ※5         ボンゴロモルム       ※5         ボンゴロモルム       ※5         ボンコロスタン       ※5         大り口口の計験       ※5         ブロモホルム       ※5         ブロモホルム       ※5         ブローモホルム       ※5         ブローエネルム	検出されないこと 検出されないこと 0.003以下 0.003以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.02以下 0.04以下 0.04以下 0.08以下 1.0以下 0.08以下 0.05以下 0.05以下 0.05以下 0.05以下 0.01以下	12   12   12   12   12   12   12   12	
32 33 34 34 36 36 37 性 38 状 39 に 40 関 41 42 5 43 46 47 47 47 48 49 50 51		1.0以下 0.2以下 0.2以下 0.3以下 1.0以下 200以下 200以下 0.05以下 200以下 300以下 500以下 500以下 0.2以下 0.0001以下 0.0001以下 0.0001以下 0.05以下 3月1回(※1) 3月1回(※1) 5.8以上8.6以下 異常でないこと 異常でないこと 5度以下 2度以下 10目付健発第1010004号))	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
日1 日2 日3 日5 日8	アンチモン及びその化合物       ※5         ウラン及びその化合物       ※5         ニッケル及びその化合物       ※5         1,2-ジクロコエタン       ※5         トルエン       ※5         残留塩素       ※5	0.002以下(暫定) 0.02以下 0.004以下 0.004以下 0.4以下	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
目 19 目 20 目 21 目 27 目 29 目 31	遊離炭酸	0.3以下 0.02以下 -1以上、極力0に近づける	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
その他項 1 2 3 5 6 7 8	日     ※5       アンモニア態窒素     ※5       アルカリ度     ※5       電気伝導率     ※5       ウェルシュ菌芽胞     ※5       クリプトスポリジウム     ジアルジア       大腸菌群     ※5	- - - -	12   12   12   12   12   12   12   12	

<sup>※1:</sup>過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2:送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3:検査頻度の最低回数を示す。 ※4:ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和 ※5:自己検査施設で水質検査を実施 :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-3 府中市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ę

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)~(6)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	27,852人
計画給水人口	29,000人
給水区域内普及率	87.4%
計画一日最大給水量	11, 500 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	8, 745 m³
一日平均給水量	7, 904m³

#### (1) 用土浄水場系

第 1 水源 伏流水 第 5 水源 伏流水
第 3 小你 1 八 / / / / / / / / / / / / / / / / / /
第6水源 浅井戸
用土水源
【用土浄水場】 (住 所) 府中市用土町 (施設能力) 5,720 m³/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム
<ul><li>○ 第5水源は、降雨による濁水に注意を要します。</li><li>○ 第1水源は、原水に含まれるマンガンに注意を要します。</li><li>○ 注意すべき項目は、濁度、マンガン及びその化合物です。。</li></ul>

#### (2) 城山浄水場系

	·
	芦田川 表流水
水源	芦田川 (八田原ダム) 表流水
	芦田川(三川ダム) 表流水
取水地点	実蔵坊水源
	【城山浄水場】
	(住 所) 府中市用土町
	(施設能力) 14,000 m <sup>3</sup> /日
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過+粉末活性炭+pH 調整 ※洗浄水を返送
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:消石灰・活性炭(一時期)・炭酸ガス
1. 反反 分介 十四 【	○ 降雨による濁水、藻類プランクトン発生による障害、ダムの富栄養化の
水質管理上 の留意事項	進行、油類等による突発汚染事故に注意を要します。
ジロ心する	○ 注意すべき検査項目は、濁度、2-MIB、ジェオスミン、消毒副生成物です。

#### (3) 久佐浄水場系

(0) /(正门/八////////	
水源	久佐水源 浅井戸
取水 地点	久佐取水場
浄 水 施 設	【久佐浄水場】 (住 所) 府中市久佐町 (施設能力) 348 m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム その他:水酸化ナトリウム
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 原水に含まれるフッ素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、フッ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素です。</li></ul>

#### (4) 上下浄水場系

(4) 上十十八分/小	
	上下第1水源 浅井戸
水源	上下第2水源 表流水
	上下第3水源 浅井戸
取水地点	上下浄水場内
	【上下浄水場】
	(住 所) 府中市上下町
	(施設能力) 1,343 m³/日
浄水施設	(浄水方法) 緩速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:水酸化ナトリウム
	○ 第1水源は、原水に含まれるヒ素、鉄、マンガンに注意を要します。
水質管理上	○ 第2水源は、降雨による濁水、油類等による突発汚染事故に注意を要し
の留意事項	ます。
	○ 注意すべき検査項目は、ヒ素、鉄、マンガン及びその化合物、濁度です。

# (5) 清岳浄水場系

水源	清岳水源 浅井戸
取水 地点	清岳取水場
	【清岳浄水場】
	(住 所) 府中市上下町
净水施設	(施設能力) 208 m <sup>3</sup> /日
17 八旭 取	(浄水方法) 緩速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 降雨による濁水に注意を要します。
の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度です。

#### (6) 矢多田浄水場系

(0) 八岁田门/小洲	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
水源	矢多田水源 浅井戸
取水地点	矢多田浄水場内
	【矢多田浄水場】
	(住 所) 府中市上下町
净水施設	(施設能力) 83 m <sup>3</sup> /日
17 八 旭 权	(浄水方法) 急速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 降雨による濁水に注意を要します。
の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度です。

### 表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

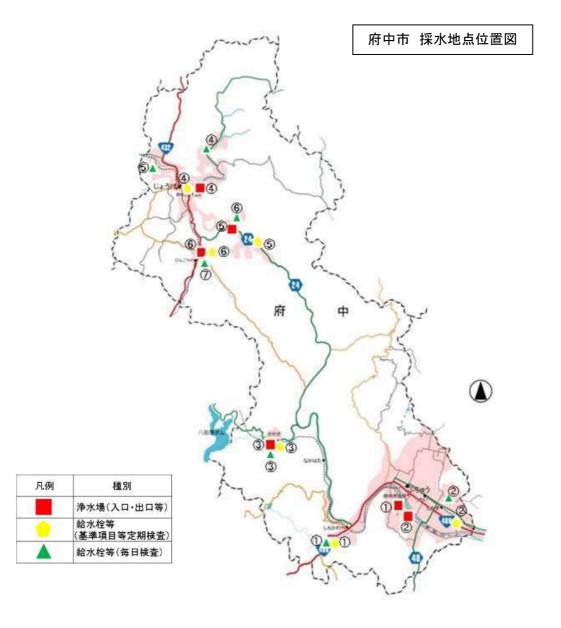
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
	第1水源	伏流水	有	3	無
用土浄水場	第5水源	伏流水	有	3	無
	第6水源	浅井戸	無	2	無
	芦田川	表流水	有	4	有
城山浄水場	芦田川 (八田原ダム)	表流水	有	4	有
	芦田川(三川ダム)	表流水	有	4	有
久佐浄水場	久佐水源	浅井戸	有	3	有
	上下第1水源	浅井戸	有	3	有
上下浄水場	上下第2水源	表流水	有	4	有
	上下第3水源	浅井戸	有	3	有
清岳浄水場	清岳水源	浅井戸	有	3	有
矢多田浄水場	矢多田水源	浅井戸	有	3	有

#### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名								
	浄水場 (入口・出口等)	6	①城山浄水場 ②用土浄水場 ③久佐浄水場 ④上下浄水場 ⑤清岳浄水場 ⑥矢多田浄水場								
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	6	①城山浄水場系給水栓 ②用土浄水場系給水栓 ③久佐浄水場系給水栓 ④上下浄水場系給水栓 ⑤清岳浄水場系給水栓 ⑥矢多田浄水場系給水栓								
•	給水栓等 (毎日検査)	7	①城山浄水場系篠根町給水栓 ②用土浄水場系広谷町給水栓 ③久佐浄水場系久佐町給水栓 ④上下浄水場系上下町小堀給水栓 ⑤上下浄水場系上下町深江給水栓 ⑥清岳浄水場系上下町井永給水栓 ⑦矢多田浄水場系上下町矢多田給水栓								



別表-1 毎日検査項目

_										
		項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	理由				
				(施行規則)	給水栓等①~⑦	]				
	1	色	異常でないこと							
Γ	2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため				
Γ	3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上							

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

水質基準項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生労働省令第101号))				検査計画(回/年)※3													
区分	No. 項目		查頻度 (元担別)	浄水場     ①城山浄水場     原       浄水場     ②城山浄水場出口     原	水栓等①城山浄水場系給水栓 ②用土浄水場入口(用土第1水源)	水場入口	②用土浄水場出口	市水場 ③久佐浄水場入口	久佐浄水場出口	伊水場 ④上下浄水場入口(日才場)	水場 ④上下浄水場入口(上下第3水源)	④上下浄水場出口	⑤清岳浄水場入口	净水場 ⑤清岳浄水場出口 净	⑥矢多田浄水場入口	⑥矢多田浄水場出口	理由
	1 一般細菌	100個/配以下	D 1 🖂	12 12	12 12	12 12	12 12	2 12	12 1	2 12 1	2 12	12 12	2 12		2 12	12 12	
	2 大腸菌 (定量) 2 大腸菌 (定性)	<u>検出されないこと</u> 検出されないこと	月1回	12		12 12	12 12	12	12 1		.2 12	12 12	2	12 1	12 2	12 12	
	3 カドミウム及びその化合物 ※2	0.003以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
	4水銀及びその化合物※25セレン及びその化合物※2	0.0005以下 0.01以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
	6 鉛及びその化合物		回 (※1)	4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
	7 ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下		4 4	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 12	4 4	12 12	2 4	4	4 4	4 4	
	8 六価クロム化合物       9 亜硝酸態窒素     ※2	0.02以下 0.04以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1 1 1	1	4 1 4 1	4 I 4 1	1 4	4 1 4 1	1	4 1 4 1	1 4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下 3	月1回	4 4	4 4	4 4	4 4	1 4	4	4 4	4 4	4 4	4 4	4	4 4	4 4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     ※2       12 フッ素及びその化合物     ※2	10以下 0.8以下		4 4	4 4	4 4	4 4	1 12 1 12	12 1 12 1		4 4	4 4	4 4	4	4 4	4 4	
	12 フリ系及びでかれら物 ※2 13 ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下		4 1	4 1	1 1	1 1	l 1	1 1	1 1	4 1	1 4	4 1	1	1 1	1 1	
	14 四塩化炭素 ※2	0.002以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
平	15 1,4-ジオキサン ※2 1c シス-1,2-ジクロロエチレン及び ※2	0.05以下 3月1	回 (※1)	4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	安全性の確認のため
	<sup>16</sup> トランス-1, 2-ジクロロエチレン **2	0.04以下	L (/•(1/	4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	X TIT > PERCO /Cox
	17 ジクロロメタン ※2 18 テトラクロロエチレン ※2	0.02以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
-	18 テトラクロロエチレン ※2 19 トリクロロエチレン ※2	0.01以下 0.01以下		4 1	4 1	1 1	1 4	1 1	1	4 1	4 1	1 4	4 1	1	$\begin{array}{c cc} 4 & 1 \\ 4 & 1 \end{array}$	1 4	
	20 ベンゼン	0.01以下		4 1		1 1	-	1 1		4 1	4 1	1 4	4 1	1	4 1	1 4	
	21     塩素酸       22     クロロ酢酸	0.6以下 0.02以下		12	12 7		12 12		12 1			12 12		12 1		12 12 4 4	
	23 クロロホルム	0.06以下		4			4 4		4			4 4	_	4	_	4 4	
	24 ジクロロ酢酸	0.03以下		4			4 4		4			4 4		4	_	4 4	
	25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸	0.1以下 0.01以下 3	3月1回	4			4 4		4			4 4		4	_	4 4	
	27 総トリハロメタン	0.1以下		4	4		4 4	1	4	4		4 4	4	4	4	4 4	
	28 トリクロロ酢酸 29 ブロモジクロロメタン	0.03以下 0.03以下			7 4		4 4		4			4 4		4		4 4	
	30 ブロモホルム	0.09以下			4		4 4		4			4 4		4		4 4	
	31 ホルムアルデヒド	0.08以下		4			4 4		4			4 4	4	4	_	4 4	
	32 <u>亜鉛及びその化合物</u> 33 アルミニウム及びその化合物	1.0以下 0.2以下		4 1 12 12		1 1		1 1 1 1	1	4 1	4 1 4 1	1 4	4 1 4 1	1 4	4 1 4 1	4 4	
	34 鉄及びその化合物	0.3以下 2月11	回 (※1)	12 12	12 4		4 4	1 4			4 4	12 12		4	4 4	4 4	
	35 銅及びその化合物 36 ナトリウム及びその化合物 ※2	1.0以下 200以下	L (/•(1)	4 1		1 1		1 1 1 1		4 1 4 1	4 1 4 1	1 4			4 1 4 1	1 4	
	37 マンガン及びその化合物	0.05以下			12 12		12 12	_				12 12			4 4	4 4	
	38 塩化物イオン 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) ※2	200以下 300以下	月1回	12 12 4 1	12 12	12 12 1 1		2 12			2 12 4 1	12 12		12 1	2 12	12 12	性状等の確認のため
に .	40   蒸発残留物		回 (※1)	4 1		1 1		1 1	1	4 1	4 1	1 4	1 1	1	4 1	1 4	
関	41 陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下		4 1		1 1	1 1	1	1	1 1	4 1	1 4	1 1	1	1 1	1 1	
	42 ジェオスミン 43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 0.00001以下	生月1回	6 6		4 4	4 4	4 1 4	4	4 4	4 4	4 4	4 4	4	$\begin{array}{c cc} 4 & 4 \\ 4 & 4 \end{array}$	4 4	
項	44 非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下 3月17	回 (※1)	4 1	4 4	4 4	1 4	1 4	1	4 4	4 4	1 4	4 4	1	4 4		
	45     フェノール類     ※2       46     有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.005以下 3711		4 1 12 12	4 4 12 12	4 4 12 19	12 19	1 4	1 12 1	4 4 2 19 1	4 4	12 19	4 4	1 12 1	4 4	1 4	
	47 p H値	5.8以上8.6以下			12 12	12 12	12 12	2 12	12 1	2 12 1		12 12	2 12			12 12	
	48 味 49 臭気	異常でないこと		12	12 12 12		12 12	2	12 1	2		12 12	2	12 1	2	12 12	ウヘ州エバ州小然の神部のたみ
	49   吴凤 50   色度	異常でないこと 5度以下	-	12 12	12 12	12 12 12 12	12 12	2 12	12 1	2 12 1	2 12	12 12	2 12	12 1	2 12	12 12	
	51 濁度		12 12	12 12	12 12	12 12	2 12	12 1	2 12 1	2 12	12 12	2 12	12 1	2 12	12 12		
水質管	理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年																
	目16   残留塩素   目標値 (mg/L)   1以下				12		12 12	2	12 1	2		12 12	2	12 1	2	12 12	
目27	27 腐食性 (ランゲリア指数) -1以上、極力0に近づける																施設管理のため
目31     ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)     0.00005mg/L以下 (暫定) ※4				_	4	_		1		4			4		4	4	安全性の確認のため
その他	項目			10		10					0 :-						
1 2	ウェルシュ菌芽胞 クリプトスポリジウム	<del>-</del>		12	12	12 12 4 4		12		12 1	2 12 1 1		12		12		水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
3	ジアルジア	-		1	1 4	4 4	1	1		1	1 1	1	1 1		1		安全性の確認のため
5	大腸菌群 溶存酸素 (D0)	=	1	12		12 12 12 12		12		12 1	2 12		12		12		水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
<u> </u>	1世丁取亦 \DO/	<del>-</del>			12	14 14		1		1 1			1		1		<u> 小郷ツロ畑、共大外陸市、伊小芝生陸市物員寺の監視のだめ</u>

※1 :過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2 :送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3 :検査頻度の最低回数を示す。 ※4 :ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和 :法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ) に基づき実施する検査

# Ⅲ-4 三次市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	10
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]・・・・	•	•	•		•				•		•	•		11

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)  $\sim$  (22) のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	42, 108人
計画給水人口	46,000人
給水区域内普及率	96.3%
計画一日最大給水量	25, 300 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	17, 910 m³
一日平均給水量	15, 989 m³

#### (1) 寺戸浄水場系

	1 :	
水源	寺戸1号取水井	浅井戸
	寺戸2号取水井	浅井戸
取水箇所	寺戸1号取水井	浅井戸
以小面別	寺戸2号取水井	浅井戸
	【寺戸浄水場】	
浄 水 施 設	(住 所)	三次市三次町
	(施設能力)	13,000 m³/日
	(浄水方法)	膜ろ過+pH 調整
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
		その他:消石灰
水質管理上 の留意事項	○原水は、管	への腐食性があるため消石灰を添加しています。

#### (2) 向江田浄水場系

水源	馬洗川(灰塚ダム) 表流水
取水箇所	向江田水源
浄 水 施 設	【向江田浄水場】 (住 所) 三次市向江田町 (施設能力) 9,900m³/日 (浄水方法) 急速ろ過+pH 調整 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム その他:活性炭、消石灰
水質管理上 の留意事項	○ 河川の流量が減少した場合、藻類が増殖し水道水にカビ臭を感じる可能性があります。特に、降雨量が少なく、春先から夏場にかけての高温期には、比較的高い値が検出される傾向にあります。

### (6) 茂田浄水場系

水源	茂田水源 深井戸
取水箇所	茂田水源 深井戸
浄 水 施 設	【君田浄水場】 (住 所) 三次市君田町茂田 (施設能力) 25m³/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

### (7) 大仙浄水場系

水源	湯谷川水源 表流水
取水箇所	布野川支流(江の川水系)
浄 水 施 設	【大仙浄水場】         (住 所) 三次布野町上布野         (施設能力) 750m³/日         (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過         凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)         消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

# (8) 大津浄水場系

	•
水源	大津第1水源 深井戸
	大津第2水源 深井戸
取水箇所	大津第1水源 深井戸
以小面別	大津第2水源 深井戸
	【大津浄水場】
	(住 所) 三次市作木町大津
净水施設	(施設能力) 64m <sup>3</sup> /日
伊	(浄水方法) 膜ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:希硫酸、液体苛性ソーダ
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

### (6) 茂田浄水場系

水源	茂田水源 深井戸
取水箇所	茂田水源 深井戸
浄 水 施 設	【君田浄水場】 (住 所) 三次市君田町茂田 (施設能力) 25m³/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

### (7) 大仙浄水場系

水源	湯谷川水源 表流水
取水箇所	布野川支流(江の川水系)
浄 水 施 設	【大仙浄水場】         (住 所) 三次布野町上布野         (施設能力) 750m³/日         (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過         凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)         消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。

# (8) 大津浄水場系

	•
水源	大津第1水源 深井戸
	大津第2水源 深井戸
取水箇所	大津第1水源 深井戸
以小面別	大津第2水源 深井戸
	【大津浄水場】
	(住 所) 三次市作木町大津
净水施設	(施設能力) 64m <sup>3</sup> /日
伊	(浄水方法) 膜ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:希硫酸、液体苛性ソーダ
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸のため、周辺環境の変動には大きく影響されません。

# (9) 上作木(作木) 浄水場系

水源	上作木第2水源	浅井戸
取水箇所	上作木第2水源	浅井戸
	【上作木(作木)	浄水場】
	(住 所)	三次市作木町上作木
	(施設能力)	253m³/日
浄水施設	(浄水方法)	緩速ろ過+急速ろ過
		凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
		その他:アルカリ剤、塩素中和剤
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸のため	、周辺環境の変動に注意を要します。

# (10) 港浄水場系

水源	港第1水源 浅井戸 港第2水源 浅井戸
取水箇所	港第1水源 浅井戸 港第2水源 浅井戸
浄 水 施 設	【港浄水場】 (住 所) 三次市作木町下作木 (施設能力) 152m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水源に浅井戸を含むため、周辺環境の変動に注意を要します。

### (11) 吉舎第1浄水場系

水源	吉舎第 1 水源 伏流水 吉舎第 2 水源 深井戸
取水箇所	吉舎第 1 水源 馬洗川 (江の川水系) 吉舎第 2 水源 深井戸
浄 水 施 設	【吉舎第1浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町吉舎 (施設能力) 875m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 地下水にヒ素、フッ素が多く含まれています。伏流水は水質の変化に注 意を要します。

### (12) 吉舎第2浄水場系

水源	吉舎第1水源 伏流水			
取水箇所	馬洗川(江の川水系)			
	【吉舎第2浄水場】			
	(住 所) 三次市吉舎町吉舎			
浄水施設	(施設能力) 380m³/日			
	(浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過			
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
	その他:アルカリ剤			
水質管理上 の留意事項	○ 地下水にヒ素、フッ素が多く含まれています。伏流水は水質の変化に注			
	意を要します。			

#### (13) 辻・徳市浄水場系

水源	辻・徳市水源 表流水			
取水箇所	黒渕川(江の川水系)			
浄 水 施 設	【注・徳市浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町徳市 (施設能力) 138m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム その他:アルカリ剤、塩素中和剤			
水質管理上 の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。			

#### (14) 安田浄水場系

水源	安田第1水源 浅井戸
取水箇所	安田第1水源 浅井戸
浄 水 施 設	【安田浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町安田 (施設能力) 102m³/日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

### (15) 敷地浄水場系

(20) 200 211 (3.00)				
水源	敷地水源 浅井戸			
取水箇所	敷地水源 浅井戸			
浄 水 施 設	【敷地浄水場】 (住 所) 三次市吉舎町敷地 (施設能力) 259m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	○ 湧水のため、水質、濁度の変動に注意を要します。			

#### (16) 上郷浄水場系

水源	三良坂第1水源 浅井戸			
	上郷水源 浅井戸			
取水箇所	三良坂第1水源 浅井戸			
	上郷水源 浅井戸			
	【上郷浄水場】			
	(住 所) 三次市三良坂町三良坂			
	(施設能力) 743m <sup>3</sup> /日			
浄水施設	(浄水方法) 緩速ろ過			
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
	その他:アルカリ剤			
水質管理上	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。			
の留意事項				

# (17) 下郷浄水場系

水源	三良坂第2水源	浅井戸
	三良坂第3水源	浅井戸
取水箇所	三良坂第2水源	浅井戸
	三良坂第3水源	浅井戸
【下郷浄水場】 (住 所) 浄水施設 (施設能力) (浄水方法)		三次市三良坂町三良坂 583m <sup>3</sup> /日 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸のため	め、周辺環境の変動に注意を要します。

#### (18) 灰塚浄水場系

	(==/ // 0.0011.101.000)1.				
水源	矢田水源 浅井戸				
	灰塚第1水源 深井戸				
取水箇所	矢田水源 浅井戸				
	灰塚第1水源 深井戸				
浄 水 施 設	【灰塚浄水場】 (住 所) 三次市三良坂町灰塚 (施設能力) 270m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸を主たる水源としているため、周辺環境の変動に注意を要します。				

# (19) 敷名浄水場系

7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
水源	美波羅川水源 伏流水			
取水箇所	美波羅川(江の川水系)			
	【敷名浄水場】			
	(住 所) 三次市三和町敷名			
	(施設能力) 135m <sup>3</sup> /日			
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過			
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
	その他:アルカリ剤			
水質管理上 の留意事項	○ 伏流水のため、水質の変化に注意を要します。			

### (20) 板木浄水場系

水源	湯舟池水源(湖沼水) 湖水			
取水箇所	湯舟池			
	【板木浄水場】			
浄 水 施 設	(住 所) 三次市三和町羽出庭			
	(施設能力) 527m <sup>3</sup> /日			
	(浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過			
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
	その他:液体苛性ソーダ			
水質管理上 の留意事項	○ 表流水のため、水質の変化に注意を要します。			

#### (21) 日南浄水場系

(=±) H	94.71.
水源	日南水源 浅井戸
取水箇所	日南水源 浅井戸
浄 水 施 設	【板木浄水場】 (住 所) 三次市三和町日南 (施設能力) 80m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。

# (22) 敷名地区(営農) 浄水場系

-				
水源	敷名水源 浅井戸			
取水箇所	敷名水源 浅井戸			
浄 水 施 設	【敷名地区(営農)浄水場】 (住 所) 三次市三和町敷名 (施設能力) 44m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸のため、周辺環境の変動に注意を要します。			

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

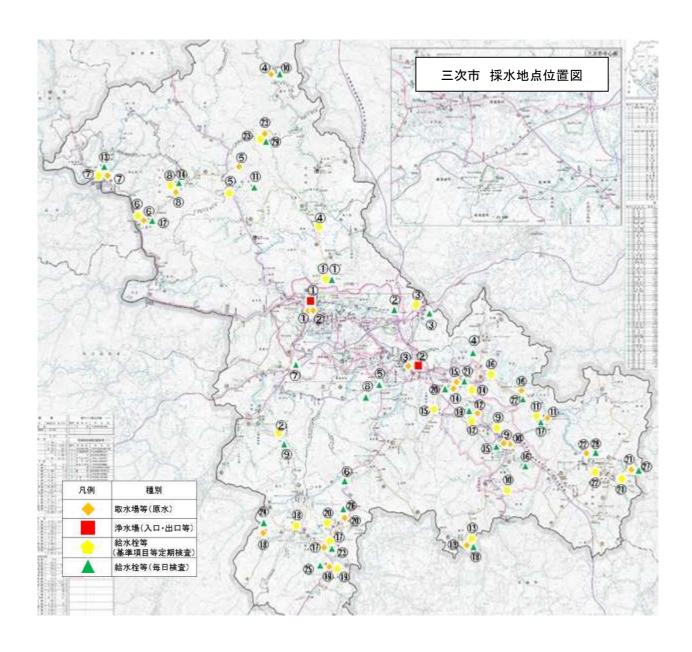
表 2 浄水場名	各浄水場の水源の種類とクリン 水源地	原水の種類	過去の指標菌の検出の有無	リスクレベル	ろ過施設 の有無
	寺戸1号取水井	浅井戸	無	3	有
寺戸浄水場	寺戸2号取水井	浅井戸	無	3	 有
   向江田浄水場	馬洗川(灰塚ダム)	表流水	有	4	 有
中野原浄水場	君田水源	表流水	''   有	4	 有
大仙浄水場	湯谷川水源	表流水		4	 有
)(III1] //(//////////////////////////////////	港第1水源	浅井戸		3	 有
港浄水場	港第2水源	浅井戸	有	3	有
	大津第1水源	深井戸	有	3	有
大津浄水場	大津第2水源	深井戸		3	有
	上作木第2水源	浅井戸		3	 有
	吉舎第1水源(伏流水)	伏流水	有	3	有
吉舎第1浄水場 吉舎第2浄水場	吉舎第2水源(地下水)	深井戸		3	 有
安田浄水場	安田第1水源	浅井戸		3	 有
敷地浄水場	敷地水源	浅井戸		3	 有
辻徳市浄水場	辻・徳市水源	表流水		4	 有
Z 10.111 /11/30	三良坂第1水源	浅井戸		3	 有
上郷浄水場	上郷水源	浅井戸	 有	3	 有
	三良坂第2水源	浅井戸		3	 有
下郷浄水場	三良坂第3水源	浅井戸	 有	3	 有
	灰塚第1水源	深井戸	 有	3	有
灰塚浄水場	<del>大田水源</del>	深井戸	 有	3	 有
敷名浄水場	美波羅川水源	伏流水	 有	3	 有
板木浄水場	湯船池水源	表流水	有	4	有
日南浄水場	日南水源	浅井戸	有	3	有
敷名地区浄水場	敷名水源	浅井戸	有	3	有
橋本浄水場	橋本第1水源	表流水	有	4	有
	橋本第6水源	深井戸	 有	3	有
大掛浄水場	大掛第4水源	浅井戸	有	3	有
	上下川水源	表流水	有	4	有
	沢水水源	表流水	有	4	有
茂田浄水場	茂田水源	深井戸	有	3	無

# 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p11) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
<b>•</b>	取水場等 (原水)	23	①寺戸1号取水井 ②寺戸2号取水井 ③向江田浄水場 ④中野原浄水場着水井 ⑤中村取水場 ⑥港浄水場場内水源・第二水源 ⑦大津浄水場 No.1 取水・No.2 取水 ⑧作木浄水場取水井 ⑨吉舎第1取水井 ⑩吉舎第2取水井 ⑪安田取水井 ⑫敷地取水井 ⑬辻徳市接合井 ⑭上郷浄水場場内井・上郷第二水源 ⑮中郷取水場・下郷浄水場場内井 ⑯第一水源・矢田中継ポンプ所 ⑰敷名浄水場着水井 ⑱板木浄水場着水井 ⑲日南取水場 ⑳敷名営農取水井 ㉑橋本第一水源・第六水源 ②大掛浄水場場内井・河川水・沢水 ②茂田飲料水供給施設(取水井)
	浄水場 (入口・出口等)	2	①寺戸浄水場、②向江田浄水場
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	23	①河内保育所給水栓 ②志和地消防団給水栓 ③尾越ポンプ所給水栓 ④君田第二分団格納庫給水栓 ⑤布野支所給湯室給水栓 ⑥作木ふるさと活性化セッター川の駅給水栓 ⑦大津郵便局給水栓 ⑧上作木配水池系(個人宅前)ドレン ⑨海田原消防格納庫 ⑩丸田加圧ポンプ所 ⑪安田取水場給水栓 ⑫片野加圧ポンプ所 ⑬辻徳市配水池 ⑭塔ノ山配水池系(個人宅玄関先)給水栓 ⑮長田集会所散水栓 ⑯長沢加圧ポンプ所 ⑰旧敷名浄水場散水栓 ⑱下板木コミュニティセッター給水栓 ⑲上山三区集会所給水栓 ⑳戸野山配水池系(個人宅)給水栓 ⑪矢原加圧ポンプ所前ドレン ②給食セッター給水栓 ㉑個人宅前ドレン(浄水)
<b>A</b>	給水栓等 (毎日検査)	29	①河内配水池系管末ドレン ②和知配水池系管末ドレン ③紙屋配水池系管末ドレン ④向江田配水池系管末ドレン ⑤山の谷系管末ドレン ⑥藤谷配水池系管末ドレン ⑦酒河配水池管末ドレン ⑧漕河第2配水池系管末ドレン ⑨船谷配水池系管末ドレン ⑩中野原浄水場給水栓 ⑪大仙浄水場給水栓 ⑫港浄水場給水栓 ⑬大津浄水場給水栓 ⑭ 作木浄水場給水栓 ⑬吉舎第1浄水場給水栓 ⑯吉舎第2浄水場給水栓 ⑰安田浄水場給水栓 ⑱辻徳市浄水場給水栓 ⑲敷地浄水場給水栓 ⑱辻徳市浄水場給水栓 ⑲敷地浄水場給水栓 ⑩下郷浄水場給水栓 ㉑灰塚浄水場給水栓 ㉑板木浄水場給水栓 ㉑田南浄水場給水栓 ㉑板木浄水場給水栓 ㉑田南浄水場給水栓 ㉑粉名営農浄水場給水栓 ㉑橋本浄水場給水栓 ㉑大掛浄水場給水栓 ㉑橋本浄水場給水栓 ㉑大掛浄水場給水栓 ㉑個人宅前ドレン (浄水)



別表-1 毎日検査項目

			松木匠座	検査計画	
	項目	基準値	検査頻度	(回/日/1箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~②	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1月1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

水質基準項目 (水質基準に関する省令 (平成15年5月30日付厚生労働省令第101号) 取取	水     水 </th <th>水         、次         、上         、上         、上<th>                                     </th><th></th></th>	水         、次         、上         、上         、上 <th>                                     </th> <th></th>		
場場 整 等 等 9 等 9 寺 9 寺 9 尾 1	栓     栓     場     栓     場     栓     場     栓     場     柱       等     等     等     等     等     等     等     等	全 場 場 栓 場 栓 場 場 場 栓 栓 場 栓 場 栓 場 栓 場 場 場	栓 場 場   栓 場 場   栓   場   栓   場   栓   場   栓   場   栓   場   栓   場   棒   場   栓   場   栓	
T	海水場 学水場 野東所給湯室給 野原浄水場 田第二分団格納 田第二分団格納 国前 日前 大場 東原 浄水場 着水場 (山) 江田浄水場 (山) 江田浄水場 (山) 下口 アコミュニティ	<ul> <li>本 場</li> <li>か 水場</li> <li>か 水場</li> <li>か 水地</li> <li>本 本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>	中継ポンプ所  中継ポンプ所  中継ポンプ所  中継ポンプ所  中継ポンプ所  か水場着水井  浄水場着水井  浄水場着水井  浄水場着水井  (原水)  宮農取水井  (原水)  宮藤水場  (原水)  宮農取水井  (原水)  宮藤水場  (原水)  (日本)  (日本	理由
1 一般細菌 100個/mL以下 1 1 4 12	12 12 2 12 12 1 12 1 12 1 1 1	12 1 1 12 1 12 1 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 1	12 1 1 12 1 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12	
2 大腸菌(定量)     検出されないこと     月1回     1 1       2'大腸菌(定性)     検出されないこと     4 12	12         12<	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	12   12   12   12   12   12   12   12	
3 カドミウム及びその化合物 ※2 0.003以下 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
5 セレン及びその化合物 ※2 0.01以下 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
6 鉛及びその化合物     0.01以下       7 ヒ素及びその化合物     ※2 0.01以下       1 1 4 4       1 1 4 4		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1     1 <td></td>	
8 六価クロム化合物     0.02以下     1 1 4 4       9 亜硝酸態窒素     ※2 0.04以下     1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01以下 3月1回 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 4 1 4 1 1	4 1 1 4 1 4 1 1 4 1 4 1 4 1 4 1 1 1	4 1 1 4 1 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 4 1	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     ※2 10以下     1 1 4 4       12 フッ素及びその化合物     ※2 0.8以下     1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 4 1 1 1 1			
13     ホウ素及びその化合物     ※2     1.0以下     1     1     4     4       #     14     四塩化炭素     ※2     0.002以下     1     1     1     4     4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
** 15 1,4-ジオキサン		1     1 <td></td> <td></td>		
項 16 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ※2 0.04以下 3月1回(※1) 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安全性の確認のため
11  ングロロメダン         4   4		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
18 テトラクロロエチレン		1         1	1         1	
20 ベンゼン 0.01以下 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
21 塩素酸     0.6以下       22 クロロ酢酸     0.02以下		4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
23 クロロホルム     0.06以下     4 4       24 ジクロロ酢酸     0.03以下     4 4		4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
25 ジブロモクロロメタン 0.1以下 4 4	4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4	
26 臭素酸     0.01以下       27 総トリハロメタン     0.1以下       4 4	4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4         4	
28 トリクロロ酢酸     0.03以下       29 プロモジクロロメタン     0.03以下       4 4	4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
30 プロモホルム 0.09以下 4 4	4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
31   ホルムアルデヒド   0.08以下     4   4		4 4 4 4 4 4 4 4	4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         1	
33 アルミニウム及びその化合物 0.2以下 1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
34 鉄及びその化合物 0.3以下 3月1回 (※1) 1 1 4 4 1 1 1 4 4	4     4     2     4     4     1     1     1     1     1     1       4     4     2     4     4     1     1     1     1     1     1     1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1     1 <td></td>	
36   ナトリウム及びその化合物   ※2   200以下   1   1   4   4   37   マンガン及びその化合物   0.05以下   1   1   4   4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1     1 <td></td> <td></td>		
性 38 塩化物イオン 200以下 月1回 1 1 4 12	12 12 2 12 12 1 12 1 12 1 1 1	12 1 1 12 1 12 1 12 1 12 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 1	12 1 1 12 1 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1 1 12 1 1 1 12 1 12 1 12	性状等の確認のため
状     39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)     ※2 300以下     1 1 4 4       に     40 蒸発残留物     ※2 500以下     3月1回(※1)     1 1 4 4		1         1		TTAKE OF A SERVICE AND A SERVI
関 41 除イオン界面活性剤     ※2 0.2以下     1 1 4 4       す 42 ジェオスミン     0.00001以下     x84-日1回     1 1 4 4	4 4 2 4 4 1 1 1 1 1 1	1         1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
る 43 2-メチルイソボルネオール 0.00001以下 完生月1回 1 1 4 4	4 4 12 12 12 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
項目     44     非イオン界面活性剤     ※2     0.02以下     3月1回(※1)     1     1     4     4       45     フェノール類     ※2     0.005以下     3月1回(※1)     1     1     1     4     4	1 1 2 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3以下 1 1 4 12	12 12 2 12 12 1 12 1 12 1 12 1 1 1	12	12 1 1 12 1 1 12 1 12 1 12 1 12 1 12 1	
48 味 異常でないこと 日1回 4 12	12 12 4 12 12 12 1	12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	安全性及び性状等の確認のため
49   吴丸	12 12 2 4 12 1 12 1 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 1 1 12 1 12 1 1 12 1 1 12 12 1 12 1	12         1         1         12         1         12         1         12         1         12         1         12         1         12         1         12         1         12         1         12         1         1         1         1         12         1         <	女王圧及び圧が寺の藤殿のため
51 濁度 2度以下 1 1 4 12	12     12     2     4     12     1     12     1     12     1     1     1       12     12     2     4     12     1     12     1     12     1     1     1	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	12         1         1         12         1         1         12         1         12         1         12         1 <td></td>	
水質管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号)) 目標値(mg/L)				
目1     アンチモン及びその化合物     0.02以下     1 1 1 1       目2     ウラン及びその化合物     0.02以下(暫定)     1 1 1 1	1 1 1 1	+++++++++++++++++++++++++++++++++++++++		
目3     ニッケル及びその化合物     0.02以下     1     1				
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1 1 1 1			安全性の確認のため
目9     フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)     0.08以下     1     1     1       目13     ジクロロアセトニトリル     0.01以下(暫定)     1	1 1 1 1	++++++++++++	<del>                                      </del>	
目14 抱水クロラール 0.02以下(暫定) 1	1 1 1			#6
目15     農薬類 (別表-3参照)     ※4     1以下       目16     残留塩素     1以下     4     12	12 12 4 12 12 12 1	12 12 12 12 12 12 12 12 12	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	散布時期に実施 消毒の効果
目19     遊離炭酸     20以下     4     4     4       目20     1, 1, 1-トリクロロエタン     0.3以下     1     1     1	4 4			性状等の確認のため
目21 メチル- t-ブチルエーテル 0.02以下 1 1 1 1	1 1 1 1			安全性の確認のため
目22 有機物等(過でがご酸制力が消費量)     ※5     3以下     1     1     1       目23 臭気強度(TON)     3以下     1     1     1	1 1 1 1	<del>                                      </del>		性状等の確認のため
目27   腐食性 (ランゲリア指数)				施設管理のため 施設健全性確認のため
目29 1,1-ジクロロエチレン 0.1以下 1 1 1 1				
目31     ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)     0.00005mg/L以下 (暫定) ※7	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	安全性の確認のため
				上海水河 用自由收益。 V. Lingmidel C. C. L. C.
その他項目	1 1 1 1			
その他項目       1 アンモニア態窒素       2 ウェルシュ菌芽胞       -       1 1 1	1 1 1 1 1 1 12 12 12 12 12	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
その他項目       1     アンモニア態窒素       2     ウェルシュ菌芽胞       3     クリプトスポリジウム       4     ジアルジア       -     1       1     1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4     4 <td>4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4</td> <td>水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため 安全性の確認のため</td>	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため 安全性の確認のため
その他項目 1 アンモニア態窒素 - 1 1 1 - 2 ウェルシュ菌芽胞 - 1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1         1	

<sup>※1:</sup>過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
※2:送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
※3:検査頻度の最低回数を示す。
※4:終農薬方式、各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
※5:過センガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
※6:一般細菌と合わせて検査
※7:ベルフルオコオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオコオクタン酸 (PFOA) の量の和
:法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

別表-3

別表 目15			1								給杏	回数	(T	回/	年)								
月15 No.	項目	目標値(mg/L)	浄水場 ③向江田浄水場 (入口)	取水場等 ⑤中村取水場	取水場等⑥港浄水場	取水場等⑧作木浄水場取水井	取水場等 ⑨吉舎第1取水井	取水場等⑪安田取水井	取水場等②敷地取水井	取水場等⑬辻徳市接合井	() 取水場等 ()	四取水場等 4	取水場等 ⑤中郷取水場	取水場等⑩矢田中継ポンプ	取水場等①敷名浄	取水場等®板木浄水場着水井	取水場等 19日南取水場	取水場等 ②敷名営農取水井 (原水)	取水場等 ②橋本浄水場 第一水源	取水場等 ②橋本浄水場 第六水源	取水場等四大掛浄水場場内井	取水場等20次掛浄水場河川水	取水場等 ②大掛浄水場沢水
0.0		0.00	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原	原
	エスプロカルブ	0.03	1			_		_	_	-	_	_		_	_		_		_	_			
	カルボフラン	0.0003		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	クロロタロニル(TPN)	0.05	1						-											_		-	_
44	ジクロルボス (DDVP)	0.008		1	1	1	1	1	1	1	1			1		1	1	1	1	1	1	1	1
		0.01		1	1	1	1	1	1	1	1		1	-	_	1	1	1	1		1	1	1
	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	シメトリン	0. 03	1																				
	ダイムロン	0.8	1																				
66	トリシクラゾール	0.1		1	1	1	1	1	1	1	1		1			1	1	1	1	1	1	1	1
78	フェニトロチオン(MEP)	0. 01		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	_	1	1	1	1		1	1	1
79	フェノブカルブ(BPMC)	0. 03		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	プレチラクロール	0.05	1																				
	プロベナゾール	0.03	1																				
	ベノミル	0. 02	1																				
	ベンタゾン	0.2	1																				
	メソミル	0.03		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
113	メフェナセット	0.02	1																				

# Ⅲ-5 庄原市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点 ・・・・・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	水質検査の項目及び頻度 「別表」 ・・・・・・・・・・・・・・	۶

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)~(11)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	24,630人
計画給水人口	26,000人
給水区域内普及率	96.3%
計画一日最大給水量	14, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	10, 172 m³
一日平均給水量	8, 467 m <sup>3</sup>

#### (1) 布掛山(庄原) 浄水場系

	** * ****
	石丸水源 表流水
水源	西城川(灰塚ダム) 表流水
	西城川(庄原ダム) 表流水
取水箇所	西城川(江の川水系)
	【布掛山(庄原)浄水場】
	(住 所) 庄原市東本町二丁目
	(施設能力) 9,040m <sup>3</sup> /日
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
1. FF-777 TH	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、
水質管理上 の留意事項	畜産業に起因する糞尿の流出に注意を要します。
20 田心 尹 汉	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。

#### (2) 西城浄水場系

水源	大屋川水源 表流水						
取水箇所	大屋川(江の川水系)						
	【西城浄水場】						
	(住 所) 庄原市西城町大字入江字山崎						
净水施設	(施設能力) 910m <sup>3</sup> /日						
伊水旭以	(浄水方法) 急速ろ過(前処理)、緩速ろ過、上向流緩速ろ過						
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) ※高濁度時に使用						
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム						
	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、						
水質管理上	畜産業に起因する糞尿の流出、土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注						
の留意事項	意を要します。						
	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。						

# (3) 常納原(西城)浄水場系

水源	常納原水源 表流水
取水箇所	西城川(江の川水系)
	【常納原(西城)浄水場】
	(住 所) 庄原市西城町大字八鳥字堀の内
净水施設	(施設能力) 500m <sup>3</sup> /日
伊水旭取	(浄水方法) 急速ろ過(前処理)、緩速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)※高濁度時に使用
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故、
水質管理上	畜産業に起因する糞尿の流出、土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注
の留意事項	意を要します。
	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。

### (4) 川西 (東城) 浄水場系

水源	川西水源 表流水
取水箇所	成羽川(高梁川水系)
	【川西(東城)浄水場】
	(住 所) 庄原市東城町川西
净水施設	(施設能力) 1,500m <sup>3</sup> /日
伊水旭餀	(浄水方法) 急速ろ過(前処理)、緩速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)※現在使用していない
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
I. FF fet and I	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故に
水質管理上 の留意事項	注意を要します。
20 田心 升 次	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。

### (5) 口和膜ろ過浄水場系

水源	竹地川水源 表流水
取水箇所	竹地川(江の川水系)
	【口和膜ろ過浄水場】
	(住 所) 庄原市口和町向泉
净水施設	(施設能力) 566m <sup>3</sup> /日
伊水旭取	(浄水方法) 膜ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
→ FF 公式 THI	○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、油類などによる突発汚染事故に
水質管理上 の留意事項	注意を要します。
	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。

#### (6) 比和浄水場系

(O) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	`
水源	比和川水源 伏流水
取水箇所	比和川 (江の川水系)
浄 水 施 設	【比和浄水場】 (住 所) 庄原市比和町比和 (施設能力) 255m³/日 (浄水方法) 膜ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 降雨などによる濁水の発生、農薬散布、畜産業に起因する糞尿の流出、 土壌汚染・不法投棄等による水質悪化に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。</li></ul>

# (7) 三坂(西城) 浄水場系

水源	三坂水源 深井戸		
取水箇所	三坂水源 深井戸		
	【三坂(西城)浄水場】		
	(住 所) 庄原市西城町大字三坂字大沼山		
浄水施設	(施設能力) 200m³/日		
	(浄水方法) 消毒のみ		
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。		

# (8) 鯉の池 (東城) 浄水場系

(-) (2)(4/2)	V 13 / 4 / 2007 1 .		
水源	宮原水源 深井戸		
取水箇所	宮原水源 深井戸		
浄 水 施 設	【鯉の池(東城)浄水場】 (住 所) 庄原市東城町川西 (施設能力) 1,800m³/目 (浄水方法) 紫外線処理+後塩素処理 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。		

# (9) 向泉(口和) 浄水場系

L. Neet				
水源	向泉水源 深井戸			
取水箇所	向泉水源 深井戸			
浄 水 施 設	【向泉(口和)浄水場】 (住 所) 庄原市口和町向泉 (施設能力) 200m³/日 (浄水方法) 急速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 地震による水脈変化に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。</li></ul>			

### (10) 帝釈(東城)浄水場系

水源	帝釈水源 浅井戸			
取水箇所	帝釈水源 浅井戸			
	【帝釈(東城)浄水場】			
	(住 所) 庄原市東城町帝釈未渡			
 	(施設能力) 74m <sup>3</sup> /日			
17 /八 /厄 成	(浄水方法) 急速ろ過			
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。			

# (11) 新市(高野) 浄水場系

水源	新市水源 浅井戸		
取水箇所	新市水源 浅井戸		
	【新市(高野)浄水場】		
	(住 所) 庄原市高野町新市		
浄水施設	(施設能力) 376m <sup>3</sup> /日		
	(浄水方法) 緩速ろ過		
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、濁度、pH値、臭気物質、農薬類です。		

表 2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
布掛山(庄原)浄水場	西城川	表流水	有	4	有
西城浄水場	大屋川	表流水	有	4	有※
常納原(西城)浄水場	西城川	表流水	有	4	有
川西(東城)浄水場	成羽川	表流水	有	4	有
三坂(西城)浄水場	三坂水源	深井戸	無	1	無
鯉の池(東城)浄水場	宮原水源	深井戸	有	3	有
帝釈(東城)浄水場	帝釈水源	浅井戸	有	3	有
向泉 (口和) 浄水場	向泉水源	深井戸	無	1	有
口和膜ろ過浄水場	竹地川	表流水	有	4	有
新市 (高野) 浄水場	新市水源	浅井戸	有	3	有
比和浄水場	比和川	伏流水	有	3	有

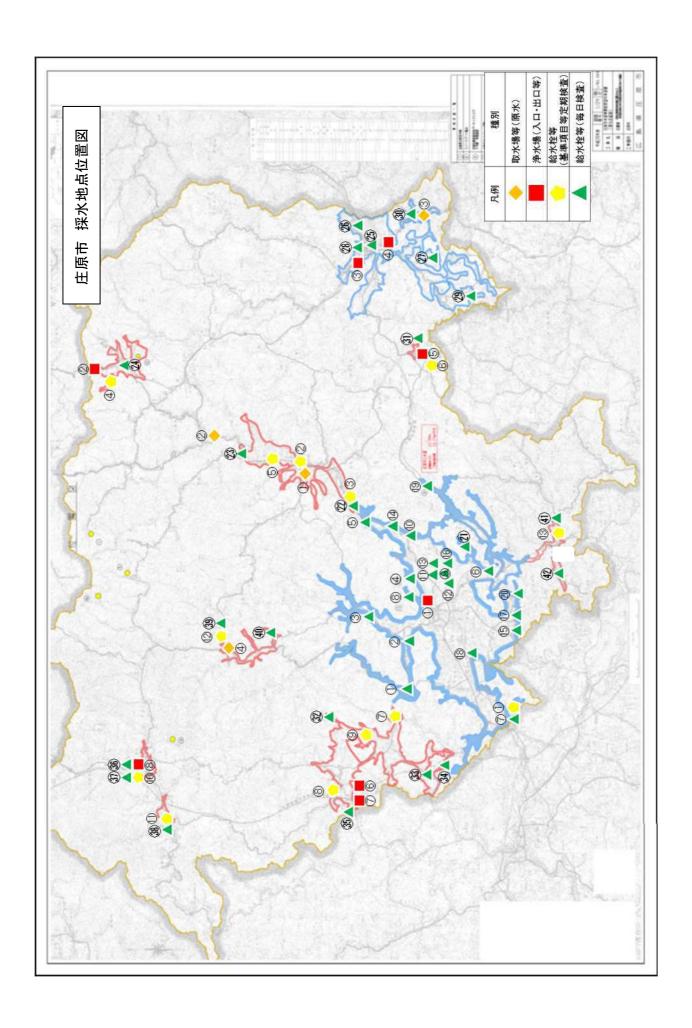
※急速ろ過(前処理)、上向流緩速ろ過方式

### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p7) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名			
<b>•</b>	取水場等 (原水)	4	①大屋川 ②常納原取水場 ③深井戸(宮原水源) ④比和川			
•	浄水場 (入口・出口等)	8	①布掛山浄水場(場内・出口) ②三坂浄水場(入口) ③川西浄水場(入口・場内給水栓) ④鯉の池浄水場(場内給水栓) ⑤帝釈浄水場(入口) ⑥向泉浄水場(入口・出口) ⑦膜ろ過浄水場(入口・場内) ⑧新市第1・2・5 水源			
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	13	①尾引町甲平管末 ②西城支所給水栓 ③JR 平子給水栓 ④クロカンパーク給水栓 ⑤美古登給水管 ⑥帝釈自治振興区給水栓 ⑦永田配水池系管末 ⑧木原谷配水池系管末 ⑨湯木配水池系管末 ⑩高野支所給水栓 ⑪下門田管末 ⑫比和保育所給水栓 ⑬総領支所給水栓			
<b>A</b>	給水栓等 (毎日検査)	42	【布掛山浄水場系】①濁川町 ②掛田町 ③川北町 ④宮内町 ⑤川西町 ⑥峰田町 ⑦尾引町 ⑧本町柳原 ⑨小用町 ⑩高町織坂谷 ⑪永末町 ⑫大久保町西 ⑬小用町高南小学校下 ⑭高町市場 ⑮実留町下谷 ⑯大久保町東 ⑰実留町殿河内 ⑱七塚町畜産試験場前トイレ ⑲本村町 ⑳実留町上谷 ㉑高門町 【西城浄水場系】②西城町平子 【常納原浄水場系】②西城町熊野 【三坂浄水場系】②西城町三坂 【川西浄水場系】③東城町三坂 【川西浄水場系】③東城町福代 ㉑東城町久代 ㉓東城町川西 ②東城町三坂 ㉑東城町久代 ㉑東城町帝釈未渡 【口和町浄水場系】②口和町湯木 ㉓口和町金田 ㉓口和町金田 鴔口和町大月 【新市浄水場系】劉新市浄水場 ㉑高野支所 ㉓高野町下門田 【比和浄水場系】劉光和町比和 ⑩比和町三河内 【布掛山浄水場系】劉光和町比和 ⑩比和町三河内			



別表-1 毎日検査項目

133.20	4 两户队五八日				
	項目    基準値		検査頻度	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~⑫	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1月1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-2 水質基準	項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚	享生労働省令第101号))	検査計画(回/年)※3	
区 分 No.	項目	基準値 (mg/L) 検査頻度 (施行規則)	中水場 ② 三坂浄水場 ③ 川西浄水場 (場内) か 接 ② 三坂浄水場 (カロ) か た と 等 ③ スーア シ か 表 か た と 等 ③ スーア シ か ま で ま か か ま で ま か か ま で ま か ま か ま か ま	給
2	一般細菌 大腸菌(定量)	100個/mL以下 検出されないこと 月1回	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	12 12
3 4 5 6 7 8	大腸菌 (定性)       カドミウム及びその化合物     ※2       水銀及びその化合物     ※2       セレン及びその化合物     ※2       鉛及びその化合物     と素及びその化合物       ヒ素及びその化合物     ※2       方価クロム化合物     ※2       亜硝酸態窒素     ※2       シアン化物イオン及び塩化シアン	検出されないこと 0.003以下 0.0005以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.01以下 0.02以下 0.02以下 0.04以下 0.01以下 0.01以下 3月1回	12         12<	12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
12       13       14       15       項目       17       18	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2 フッ素及びその化合物 ※2 地ウ素及びその化合物 ※2 四塩化炭素 ※2 1,4-ジオキサン ※2 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン ※2 デトラクロロエチレン ※2	10以下 0.8以下 1.0以下 0.002以下 0.05以下 0.04以下 0.04以下 0.02以下 0.02以下 0.01以下	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	12   12   1   1   1   1   1   1   1
20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	トリクロロエチレン ※2 ベンゼン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジグロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン	0.01以下 0.01以下 0.06以下 0.06以下 0.06以下 0.03以下 0.1以下 0.1以下 0.1以下 0.03以下 0.03以下	1         1	1 1 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
31 32 33 34 35 36 37	プロモホルム ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物 鉄及びその化合物 鎖及びその化合物 サトリウム及びその化合物 ※2 マンガン及びその化合物	0.09以下 0.08以下 1.0以下 0.2以下 0.3以下 1.0以下 200以下 0.05以下 200以下	4         1         1	4 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
状 39 に関 41 す 42 る 43 項 44 目 45	加ルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2 蒸発残留物 ※2 陰イオン界面活性剤 ※2 ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール 非イオン界面活性剤 ※2 フェノール類 ※2 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	300以下   3月1回 (※1)   300以下   3月1回 (※1)   0.2以下   0.00001以下   0.0001以下   0.02以下   0.005以下   3月1回 (※1)   3以下   3以下	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 1 1 性状等の確認のため
47 48 49 50 51	pH値	5.8以上8.6以下 異常でないこと 異常でないこと 月1回 5度以下 2度以下	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	12   12   12   12   12   12   12   12
目2 目3 目5 目8 目9	アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物 ニッケル及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール	0.02以下 0.02以下(暫定) 0.02以下 0.02以下 0.004以下 0.4以下 0.4以下 0.08以下 0.0以下(暫定) 0.02以下(暫定)		安全性の確認のため
目 15 目 16	農薬類 (別表-3参照) 残留塩素	1以下 1以下	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	散布時期に実施   12   12   消毒の効果   12   12   14   14   14   15   15   15   15   15
目20 目21 目23 目27	遊離炭酸 1,1,1-トリクロロエタン メチル- t-プチルエーテル 臭気強度 (TON) 腐食性 (ランゲリア指数) 1,1-ジクロロエチレン	20以下 0.3以下 0.02以下 3以下 -1以上、極力0に近づける 0.1以下	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	性状等の確認のため 安全性の確認のため 安全性及び性状等の確認のため 施設管理のため
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) その他項目	0.00005mg/L以下(暫定)※5	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 安全性の確認のため
4	紫外線(IV)吸光度 浮遊物質(SS) 生物試験 クロロホルム生成能	- - - -	1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の管理のため 水源の汚濁状況の確認のため
5 6 7	ジブロモクロロメタン生成能 ブロモジクロロメタン生成能 ブロモホルム生成能	- - -	4	浄水処理工程管理のため
8	総トリハロメタン生成能 ウェルシュ菌芽胞 クリプトスポリジウム ジアルジア ベルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)	- - - -	4     4 <td>水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の管理のため 安全性の確認のため</td>	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の管理のため 安全性の確認のため
13 14 15	浸食性遊離炭酸 動物プランクトン DO	- - -	1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	施設管理のため 水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の管理のため
	BOD TN TP	-	1	水源の汚濁状況の確認のため
%1 %2 %3 %4	·	かな場合には、浄水場出口を検査の箇 知)による。 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量		

別表-3

<u>別</u> を 目15			検査回数	(回/年)
No.	項目	目標値(mg/L)	浄水場等①布掛山浄水場(場内)原	取水場等④比和川 原
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	/示 1	1
	MCPA	0.005	1	1
20	エスプロカルブ	0.03	1	1
21	エトフェンプロックス	0.08	1	1
23	オキサジクロメホン	0.02	1	1
27	カフェンストロール キノクラミン(ACN)	0.008	1	I
31	クミルロン	0. 005 0. 03	1	1
35	グルホシネート	0.03	2	2
36	クロメプロップ	0. 02	1	1
39	クロロタロニル (TPN)	0.05	1	1
49	シハロホップブチル	0.006	1	1
51	ジメタメトリン	0.02	2	2
53	シメトリン	0.03	1	1
55 57	ダイムロン チアジニル	0.8	2	2
61	テテシール チオベンカルブ	0. 1 0. 02	1	1
62	テフリルトリオン	0.002	2	2
66	トリシクラゾール	0. 1	1	1
	ピラクロニル	0.01	1	1
	ピリブチカルブ	0.02	1	1
	ピロキロン	0.05	1	1
77	フィプロニル	0.0005	1	1
	フェニトロチオン (MEP) フェリムゾン	0. 01 0. 05	2	2
83	フェントラザミド	0.00	1	<u>1</u>
84	フサライド	0. 1	1	1
	ブタクロール	0.03	1	1
	プレチラクロール	0.05	1	1
	プロベナゾール	0.03	2	2
	ブロモブチド	0.1	1	1
	ベノミルベンゾビシクロン	0.02	1	$\frac{1}{2}$
100	ベンタビングロン	0. 09 0. 2	2	1
	ベンフレセート	0. 2	1	1
	メタラキシル	0. 2	1	1
111	メトミノストロビン	0.04	1	1
113	メフェナセット	0.02	1	1
114	メプロニル	0. 1	1	1

# Ⅲ-6 東広島市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	水質給杏の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・・・	7

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)  $\sim$  (8) のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

文工	0   0/1/20122/
現在給水人口	170, 780人
計画給水人口	177,000人
給水区域内普及率	93. 2%
計画一日最大給水量	69, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	54, 951 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	50, 474m³

# (1) 広島用水系

水源	広島用水(浄水受水)
受水地点	二神山(西条 $1\sim3$ 、高屋、八本松第 $1、3$ )、郷田、吉川、小多田(黒瀬)、白坂、
	大田、風早、三津分水点
浄 水 受 水	【二神山(西条 1~3、高屋、八本松第 1、3)、郷田、吉川、小多田(黒瀬)、白
	坂、大田、風早、三津分水点】
	(施設能力) 61,530 m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載していま
の留意事項	す。

#### (2) 沼田川用水系

( <u></u> )			
水源	沼田川用水 (浄水受水)		
受水地点	大内原、失平分水点		
浄 水 受 水	【大内原、失平分水点】 (施設能力) 1,245 m³/日 (浄水方法) 水道用水供給事業編に記載		
水質管理上 の留意事項	○ 沼田川用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。		

### (3) 吾妻子浄水場系

	·			
水源	黒瀬川 表流水 松板川 表流水			
取水箇所	黒瀬川 松板川			
浄 水 施 設	【吾妻子浄水場】 (住 所) 東広島市西条町田口 (施設能力) 3,000 m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 降雨等による濁水発生、夏季河川水量減少時のフミン質及び有機物濃度上昇 (黒瀬川)、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、濁度、色度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。</li></ul>			

### (4) 三津浄水場系

水源	大和井戸 浅井戸			
	加計井戸 浅井戸			
取水箇所	大和井戸			
	加計井戸			
浄 水 施 設	【三津浄水場】 (住 所) 東広島市安芸津町三津 (施設能力) 2,000 m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 降雨による濁水発生、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、濁度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。</li></ul>			

# (5) 松子山浄水場系

水源	松子山貯水池 湖沼水		
取水箇所	松子山貯水池		
浄 水 施 設	【松子山浄水場】 (住 所) 東広島市西条町土与丸 (施設能力) 1,200 m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 水源の濁度・色度が高く、二段ろ過を要します。		

### (6) 木谷浄水場系

(O) \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \				
水源	木谷取水井(第1) 浅井戸 木谷取水井(第2) 浅井戸			
取水箇所	木谷取水井(第1) 木谷取水井(第2)			
浄 水 施 設	【木谷浄水場】 (住 所) 東広島市安芸津町木谷 (施設能力) 580 m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	<ul><li>○ 降雨等による牛糞便発生、農薬散布に注意を要します。</li><li>○ 注意すべき検査項目は、濁度、消毒副生成物、農薬類、臭気、一般細菌、 大腸菌です。</li></ul>			

### (7) 失平浄水場系

水源	入野第1取水井 深井戸
	入野第2取水井 深井戸
	入野第3取水井 深井戸
	入野第4取水井 深井戸(休止中)
	入野第1取水井
取水箇所	入野第2取水井
以小百刀	入野第3取水井
	入野第4取水井(休止中)
	【失平浄水場】
	(住 所) 東広島市河内町入野
浄 水 施 設	(施設能力) 350m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 消毒のみ
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 地表からの汚染物質混入に注意を要します。
の留意事項	○ 注意すべき検査項目は、大腸菌、トリクロロエチレンです。

#### (8) 下竹仁浄水場系

(0)   1   1   1   1   1   1	72/1			
水源	沼田川(下竹仁浄水場) 伏流水			
取水箇所	沼田川 (下竹仁浄水場)			
	【下竹仁浄水場】			
	(住 所) 東広島市福富町下竹仁			
浄水施設	(施設能力) 400m³/日			
	(浄水方法) 膜ろ過			
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
	その他:粉末活性炭			
水質管理上 の留意事項	○ 降雨等による濁水発生、夏季河川水量減少時のフミン質及び有機物濃度上			
	昇、農薬散布、油等による突発汚染事故に注意を要します。			
	○ 注意すべき検査項目は、濁度、色度、消毒副生成物、農薬類、臭気です。			

# 表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

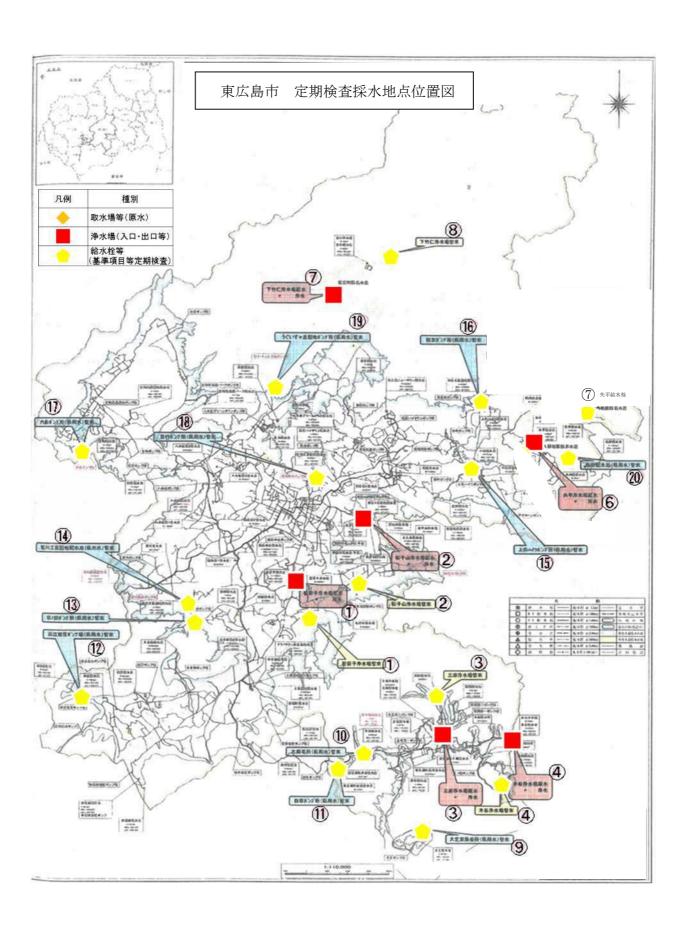
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
吾妻子浄水場	黒瀬川	表流水	有	4	有
	松板川	表流水	有	4	有
三津浄水場	大和井戸	浅井戸	有	3	有
	加計井戸	浅井戸	有	3	有
松子山浄水場	松子山貯水池	湖沼水	有	4	有
木谷浄水場	木谷取水井(第1)	浅井戸	有	3	有
	木谷取水井(第2)	浅井戸	有	3	有
	入野第1取水井	深井戸	無	1	無
<b>大平浄水場</b>	入野第2取水井	深井戸	無	1	無
大十伊小杨	入野第3取水井	深井戸	無	1	無
	入野第4取水井	深井戸	休止中		
下竹仁浄水場	沼田川(下竹仁浄水場)	伏流水	有	3	有

#### 2 水質検査の採水地点

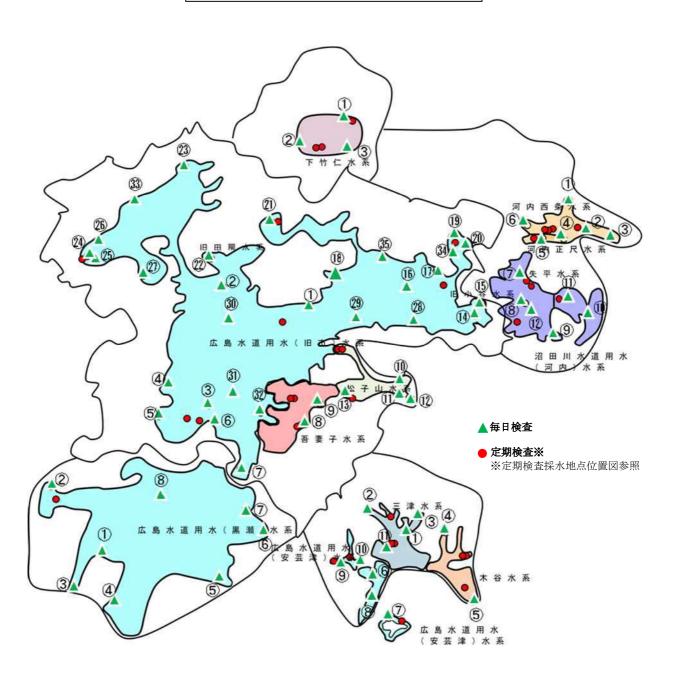
水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図(p6、7)のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	
ויקובר /	取水場等	地点	也然有
•	以水場寺 (原水)	0	
	浄水場 (入口・出口 等)	6	①吾妻子浄水場(入口・出口) ②松子山浄水場(入口・出口) ③三津浄水場(入口・出口) ④木谷浄水場(入口・出口) ⑤欠番 ⑥失平浄水場(入口・出口) ⑦下竹仁浄水場(入口・出口)
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	18	①吾妻子給水栓 ②松子山給水栓 ③三津給水栓 ④木谷給水栓 ⑤⑥欠番 ⑦失平給水栓 ⑧下竹仁給水栓 ⑨県用水(風早分水点)給水栓 ⑩県用水(白坂分水点)給水栓 ⑪県用水(白坂分水点)給水栓 ⑫県用水(小多田分水点)給水栓 ⑬県用水(海田分水点)給水栓 ⑬県用水(吉川分水点)給水栓 ⑮県用水(高屋分水点、重兼配水池)給水栓 ⑯県用水(高屋分水点、中核工業団地配水池)給水栓 ⑯県用水(高屋分水点、中核工業団地配水池)給水栓 ⑰県用水(八本松第3分水点)給水栓 ⑱県用水(西条第2分水点)給水栓 ⑱県用水(西条第2分水点)給水栓
•	給水栓等 (毎日検査)	68	【旧東広島市内 管末】 ①鴨ヶ池団地 ②磯松工業団地 ③田口研究団地 ④原 ⑤市ノ畑 ⑥郷曽(東) ⑦馬木 ⑧福本新幹線高架下 ⑨東広島駅前 ⑩上三永(北) ⑪上三永(西) ⑫峠 ⑬三永中央台 ⑪ピュアグリーン ⑮小谷県道横 ⑯樋口橋西 ⑰丸内(南) ⑱稲木 ⑭岩友 ⑳高屋東 ㉑うぐいすヶ丘団地 ②弾薬庫前 ②弁当屋花側 ②奥屋(西) ㉓六条 鴔別府 ⑰冠 ㉓郷 ②升島栗ック 劉丸内 鄒高屋堀高区 【福富町内 管末】 ①久芳 ②下竹仁 ③上戸野 【黒瀬町内 管末】 ①第1鷹原下 ②津江調整池 ③ウグイス谷 ④上ノ段 ⑤長貫 ⑥調整タンク ⑦工業団地 ⑧奴田ヶ原 【河内町内 管末】 ①深山公園 ②発祥グランド ③河内高校 ④鉄南地区 ⑤正尺地区 ⑥河内小中学校前 ⑦下郷地区 ⑤元尺地区 ⑥河内小中学校前 ⑦下郷地区 ⑥元兼地区 ⑪下大内原地区 ⑩元兼地区 ⑪下大内原・ム 【安芸津町内 管末】 ①加計取水所前 ②市之畑黒杭橋 ③隠畑地区 ④上条地区 ⑤赤崎地区 ⑨白坂地区 ④風早山口地区 ⑪立花地区



#### 東広島市 毎日検査採水地点位置図



別表-1 毎日検査項目

別衣	一 1 一 毎 日 検 盆 垻 日				
			検査頻度	検査計画(回/日/1箇所当)	
	項目	基準値	(施行規則)	【旧東広島市内 管末】①~⑮ 【福富町内 管末】①~③ 【黒瀬町内 管末】①~⑧ 【河内町内 管末】①~⑫ 【安芸津町内 管末】①~⑪	理由
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果(残留塩 素)	0.1mg/L 以上	1 日1円	1	女主 ±vファ唯能vフ/こ゚゚シフ

:法 令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号イ) に基づき実施する検査

別表		頁目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付馬	享生労働省令第101号)	)									検査計	画 (	回/年	丰)※:	3							I						
					浄法	争 給 水	浄水	浄 州 オ	合 ド 水	浄 A	治 氷	浄	水 7	争 給 水	水	浄 給水 水		給 松 水	給水栓		給水 水	給が	合 糸	:   水						
					場:	易 栓 等	場	場や		場は		場等	: 場 は	易 栓 等	場:	場 特 等	栓	栓 等 等	水 栓 等 等	水岩等	水 栓 等 等	水栓棒	全栓等等	:   栓						
					① 吾	D ① 吾 吾	② 松	② 2 松 松		3 =	3 年	④ 木 木	6 ( 失 5	<ul><li>⑤ 失</li></ul>	⑦ 下	⑦ 下 下	9県	⑩ ⑪ 県	12 13 県	4 (県 !	15 16 県		8 県							
					妻	妻子 子	子	子月山山		津海		谷谷給		平 平 給		竹竹仁	用水	用 用水	用 用水 水		用水		月 月 水							
										水場		水水	水   7	水 水	浄 i	浄 給水 水	$\widehat{}$	太 白	(小郷	(吉 言	(高屋	八官	可商							
					場	易栓	場(	場(	全 (入	_	_	(出		H		場栓	早分	田坂	多田	川月	量分 水	本松第	を 屋 分	卜内						
区分	No.	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (施行規則)	入口		入口					<u> </u>	0 5	Į	入日	出口	水点)	水水	分水	水 ;	水点、点	第二	水点 点	: 分	理由					
73				(旭1月75元只月)				(1									(()) 給	-   -	(点) 給	Ι <sup>ω</sup> Ι,	中	分	k,	点						
																	水	水水	給水	水	工業 工業	分水点)	点 進	給						
																	任	栓栓	水栓	栓	重兼記水池)核工業団地配	給力	合 水 全 池	水社						
																					水	栓								
																					治水 公治		<b>給水</b>	;						
																				1	全		栓	1						
	1	一般細菌	100個/mL以下		原 12	<mark>争 浄</mark> 12 12	原 19	<del>浄</del> 注	9 12	净 i 2 12	争 「 12 12	浄     浄       2     12     13	原 2	<mark>争 浄</mark> 12 12	原 19	<mark>浄 浄</mark> 12 12	<del>浄</del>	11 11	<del>浄</del> 浄 12 12	11 1	争 浄 12 12	12 1	争 第 12 1	1.7						
	2	大腸菌 (定量) 大腸菌 (定性)	検出されないこと	月1回	12	12 12	12	12 1	12		12		12	12 12	12	12 12	12	12 12		12	12 12		12 1							
	3	カドミウム及びその化合物 ※2 水銀及びその化合物 ※2	0.003以下 0.0005以下		1		1 1	1	1 1	1 1		1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1 1	1	1 1 1 1	. 1	1	1 1 1 1						
		セレン及びその化合物       ※2         鉛及びその化合物	0.01以下 0.01以下	3月1回 (※1)	1	1 1	1 4	1 4	1 1	l 1 l 1	1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	. 1	1	1 1 1 1						
	8	ヒ素及びその化合物       ※2         六価クロム化合物	0.01以下 0.02以下		1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
	9	亜硝酸態窒素 ※2 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.04以下 0.01以下	3月1回	1 4	4 4	1 4	1 4	1 1	1 1	4 4	1 1	1 1 4	1 1 4 4	4	1 1	4	4 4	4 4	4	4 4	4	4	4 1 4 4						
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2 フッ素及びその化合物 ※2	10以下 0.8以下		1	1 1	1	1	1 1	1 1	4 4	1 4	1 1 4 4	1 1 4 4	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
基	14	ホウ素及びその化合物※2四塩化炭素※2	1.0以下 0.002以下		1	1 1	1	1	1 1	l 1 l 1	1 1	1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
準項	15 16	1, 4-ジオキサン ※2 シス-1, 2-ジクロロエチレン及び ※2	0.05以下 0.04以下	3月1回 (※1)	1	1 1	1	1	1 1	1 1		1		1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	安全性の確認のため					
É	17	ジクロロメタン ※2	0.02以下		1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	. 1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1						
	19	トリクロロエチレン ※2	0.01以下 0.01以下		1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
	21	塩素酸	0.01以下 0.6以下			1 1	1	1 4		1 1	4	4 4		1 1 12 12	1	1 1 4 4	4	1 1 4 4	1 1	4	1 1	4	4	1 1 4 12						
	23	クロロ酢酸 クロロホルム	0.02以下 0.06以下			4 4 12 12		4	4	4		4 4	4	4 4 12 12		4 4	4	4 4	4 4	4	4 4	4	4	4 8 4 12						
	25	ジブロモクロロメタン	0.03以下 0.1以下	- 8		4 4		4	4	4		4 4	4 :	4 4 12 12		4 4 4 4	4	4 4	4 4	4	4 4	4	4	4 8 4 12						
	27	臭素酸 総トリハロメタン	0.01以下 0.1以下	3月1回		4 4 12 12		4	_	4		4 4	4	4 4 12 12		4 4	4	4 4	4 4	4	4 4	4		4 4 4 12						
		トリクロロ酢酸 プロモジクロロメタン	0.03以下 0.03以下			12 12 4 4		4	4	4		4 4	4 :	12 12 12 12		4 4 4 4	4	4 4 4 4	4 4	4	4 4	4	4	4 12 4 12						
	31	プロモホルム ホルムアルデヒド	0.09以下 0.08以下		Н	4 4		4	4	4	4	4 4	4	12 12 4 4		4 4	4	4 4 4 4	4 4	4	4 4	4	4							
	33	亜鉛及びその化合物 アルミニウム及びその化合物	1.0以下 0.2以下			1 1 1 1	1	1	1 1	1 1		. 1		1 1 1 1	1 12	1 1 12 12	1	1 1	1 1	1	1 1 1 1	. 1	1							
	35	鉄及びその化合物 銅及びその化合物	0.3以下 1.0以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1 1	1	1	1 1		1 1	1		1 1 1 1			1		1 1		1 1 1 1	. 1	1	_						
	37	ナトリウム及びその化合物 ※2 マンガン及びその化合物	200以下 0.05以下		1	1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1		12	12 12		1 1	1 1	1	1 1		1							
状	39	<u>塩</u> 化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2	200以下 300以下	月1回	1	1 1		12 1	1 1	1 1	1 4	12 12 13	4 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	12	12 12 1 1	12	1	1 1	性状等の確認のため					
に関	41	蒸発残留物※2陰イオン界面活性剤※2	500以下 0.2以下	3月1回 (※1)		1 1		1	1 1	l 1 l 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1 1	1			1 1	1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
する	43	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 0.00001以下	発生月1回	1	4 4	1	1	1 1	1 1	1 1	1	1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1 1 1	1	4 4 1 1		1	4 4	1	1	4 1 1 1						
項目	45	非イオン界面活性剤 ※2 フェノール類 ※2	0.02以下 0.005以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1 1	1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	4		1		1 1	1	1 1	. 1	1	1 1 1 1						
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量) p H値	3以下 5.8以上8.6以下		12	12 12	12	12 1	2 12	2 12 2	12 12	2 12 13	2 12 :	12 12	12	12 12	12	12 12	12 12	12	12 12	12		2 12						
		臭気	異常でないこと 異常でないこと	月1回	1		1	12 1 12 1	12 1	1 12	12 1	12 13	2 1 :	12 12	1		12	12 12 12 12	12 12	12	12 12	12	12 1		安全性及び性状等の確認のため					
nk, Re	51	色度 濁度 日極歌字項目(原生学學学練集目長海知(巫母15年	5度以下 2度以下	0004년				12 1 12 1		1 12		12 13		12 12 12 12				12 12 12 12												
		目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年	目標値(	mg/L)	1,,	1		41	1 -	1 1		1 1	1 1	11 1	4	1	, ,			1		, ,	1							
		アンチモン及びその化合物 ウラン及びその化合物	0. 02以下 0. 02以下 0. 02以	(暫定)	1 1 1	1		1 1		1 1	1	1 1	1 1 12 1	1 12 12	1 1 1	1	H							+						
		ニッケル及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン	0. 021 0. 0041 0. 411	以下	1 1	1	1	1 1		1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	Ħ						+		安全性の確認のため					
	13	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) ジクロロアセトニトリル	0.4以 0.08以 0.01以下	厂	1		1	_	1		1	1 1	1	1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	1	1 1						
Ē		抱水クロラール	0.02以下	(暫定)		1 1		1	1	1	1	1		1 1		1 1	1		1 1		1 1		1		散布時期に実施					
Ē		残留塩素 遊離炭酸	1以 20以	下		12 12	1	12 1	12	12		12 13		12 12 4 4			12	12 12	12 12	12	12 12	12	12 1	2 12	散布時期に実施 消毒の効果 性状等の確認のため					
E	20	1,1,1-トリクロロエタン メチル- t-ブチルエーテル	0. 3LV 0. 02L	下	1	1	1	1	1	1 1	1	1 1	1		1	1				H			l	+	安全性の確認のため					
E	23 27	臭気強度 (TON) 腐食性 (ランゲリア指数)	3以 <sup>-</sup> -1以上、極力(	下 )に近づける	1	1	1	1	1	1 1	1	1		1		1									安全性及び性状等の確認のため 施設管理のため					
E	28	<ul><li>従属栄養細菌 ※5</li><li>1,1-ジクロロエチレン</li></ul>	2,000集落/mL以 0.1以	人下(暫定)	1	1 1		1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	1 1	1 1	1	1 1	1	1							
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以了		4	4	4		4 4	1	4 4		4 4	4	4	4									安全性の確認のため					
	1	その他項目 紫外線(UV)吸光度	-		2		2								2	İ							Ť		水源の汚濁,異臭味障害,浄水処理障害物質等の監視のため					
	2	浮遊物質(SS) 電気伝導率	-		2 12	12 12	2 12	12 1	2 12	2 12	12 12	2 12 13	2 12 :	12 12	2 12	12 12									水源の汚濁状況の確認のため 水質状況の把握のため					
	5	ウェルシュ菌芽胞 クリプトスポリジウム	-		12 4		12 4		12	2	12		12		12 4										水源の汚濁, 異臭味障害, 浄水処理障害物質等の監視のため 安全性の確認のため					
	5 7	ジアルジア BOD			4 2	Ι	4		4	1		1	Ш		4					П	Ι	Н	Ι							
	3	TN TP	-		2		2		Ŀ		Ł				2										水源の汚濁状況の確認のため					
		: 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の		omer 1 28 - 1 28 -	4. 7	11° 36: 1:	- m 1	/10.01	T 10 H	H \ ).10	T1=1		'A'mtr _h	7 = 1.	2 **	÷. 7			-											

- ※1 :過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
  ※2 :送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
  ※3 :検査頻度の最低回数を示す。
  ※4 :総農業方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
  ※5 :一般細菌と併せて検査

  ※6 :ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和

  :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

別表						
目15	農薬類			<u> </u>	(回/年 浄	E) 浄
			水場	水場	水場	水場
No.	項目	目標値(mg/L)	①吾妻子浄水場(入	③三津浄水場(入口)	④木谷浄水場(入口)	⑦下竹仁浄水場(入
			口) 原	原	原	口) 原
	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02	3	3	3	3
	アシュラム アセフェート	0. 9 0. 006	3	3	3	3
10 11	アミトラズ アラクロール	0. 006 0. 03	3	3	3	
	イソキサチオン	0.005	3	3	3	3
	イプフェンカルバゾン イミノクタジン	0. 002 0. 006	3	3	3	3
	<u>イミノクタンン</u> エスプロカルブ	0.03	3	J	3	
	エトフェンプロックス	0.08	3	3	3	3
23	オキサジクロメホン	0.02	3	3	3	3
	オキシン銅(有機銅)	0.03	3	3	3	3
	カズサホス カフェンストロール	0. 0006 0. 008	3	3	3	3
	カルタップ	0.08	3	3	3	3
29	カルバリル (NAC)	0.02	J	3	3	
	キノクラミン(ACN)	0.005	3	3	3	3
	キャプタン グリホサート	0.3	3	3	3	2
	クロメプロップ	0.02	3	3	3	3
	クロロタロニル (TPN)	0.05	3	3	3	3
	ジウロン (DCMU)	0.02	3	3	3	
	ジクロベニル (DBN)	0.03	3	3	3	3
	ジクワット シハロホップブチル	0. 01 0. 006	3	3	3	3
	ジメタメトリン	0.02	3	3	3	3
	ダイアジノン	0.003	3	3	3	3
	ダイムロン	0.8	3	3	3	3
	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート チアジニル	0. 01 0. 1	3	3	3	3
58	チウラム	0.02	3	3	3	3
	チオファネートメチル	0.3	3	3	3	3
	テフリルトリオン トリクロピル	0. 002 0. 006	3	3	3	3
	トリクロルホン (DEP)	0.005	3			<u>ა</u>
66	トリシクラゾール	0. 1	3	3	3	3
	トリフルラリン	0.06	3	3	3	3
	パラコート ピラクロニル	0. 005 0. 1	3	3	3	
	ピラゾキシフェン	0. 1	3	3	3	3
73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02	3			
	ピリブチカルブ	0.02	3	3	3	3
	フィプロニル フェニトロチオン (MEP)	0. 0005 0. 01	3	3	3	3
	フェノブカルブ (BPMC)	0.01	3	J	J	<u>J</u>
80	フェリムゾン	0.05	3	3	3	3
	フェントエート (PAP)	0.007	3	3	3	
	フェントラザミド フサライド	0. 01 0. 1	3	3	3	3
85	ブタクロール	0.03	3			3
	ブプロフェジン	0.02	3	3	3	
	フルアジナム プレチラクロール	0. 03 0. 05	3	3	3	3
	プロチオホス	0.007	3			3
94	プロベナゾール	0.03	3	3	3	3
	ブロモブチド	0.1	3			3
	ベノミル ベンゾビシクロン	0. 02 0. 09	3	3	3	
	ベンゾフェナップ	0.005	J	3	3	
	ベンタゾン	0. 2	3	3	3	3
	ペンディメタリン	0.3	3	3	3	
	ホスチアゼート マラチオン(マラソン)	0. 005 0. 7	3	3	3	3
	メソミル	0.03	3	3	3	
	メタラキシル	0.2	3	3	3	3
	メチダチオン (DMTP)	0.004	3	3	3	3
	メトミノストロビン メプロニル	0. 04 0. 1	3			3
114	/ / · ÷ / ·	V. 1	J			

# Ⅲ-7 廿日市市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・				•										10

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)~(11)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 上水道事業の概要(令和6年3月現在)

	1 / 1 / 2 = 1 /
現在給水人口	111,064人
計画給水人口	112,000人
給水区域内普及率	96.7%
計画一日最大給水量	45, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	38, 842m³
一日平均給水量	36, 355 m <sup>3</sup>

#### (1) 西部用水系

水源	西部用水(浄水受水)
受水地点	鎗出、宮園(針田分水点)、佐方、七尾、佐原田、宮内、更地、宮浜、
	宮島分水点
	【鎗出、宮園(針田分水点)、佐方、七尾、佐原田、宮内、更地、宮浜、
净水受水	宮島分水点】
计水文水	(施設能力) 44,000 m³/日
	(浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上	○ 西部用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載していま
の留意事項	す。

#### (2) 大野浄水場系

	筏津水源 浅井戸
	棚田水源 浅井戸
水源	池田水源 浅井戸
	水ノ越第1水源 浅井戸
	水ノ越第2水源 永慶寺川 伏流水
	<b>筏津水源</b>
	棚田水源
取水箇所	池田水源
	水ノ越第1水源
	水ノ越第2水源 永慶寺川
	【大野浄水場】
	(住 所) 廿日市市大野字筏津
净水施設	(施設能力) 6,100m³/日
伊水旭設	(浄水方法) 膜ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 原水水源が市街地内に点在しており、外部からの汚染に注意を要します。
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

#### (3) 永原浄水場系

	永原 1 水源 浅井戸
水 源	永原2水源 浅井戸
717	永原 3 水源 浅井戸
	永原 4 水源 深井戸
	永原 1 水源
取水箇所	永原2水源
以外回//	永原 3 水源
	永原 4 水源
	【永原浄水場】
	(住 所) 廿日市市永原
浄水施設	(施設能力) 850m³/日
	(浄水方法) 紫外線処理
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

#### (4) 土居垣内浄水場系

(生) 上海也的形								
	土居垣内第1水源 浅井戸							
水源	土居垣内第2水源 深井戸							
	越峠第1水源 浅井戸							
	土居垣内第1水源							
取水箇所	土居垣内第2水源							
	越峠第1水源							
	【土居垣内浄水場】							
	(住 所) 廿日市市峠							
浄水施設	(施設能力) 800m³/日							
	(浄水方法) 緩速ろ過							
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム							
水質管理上	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。							
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。							

#### (5) 峠浄水場系

(0) 111111111111	
	峠第1水源 深井戸
	峠第2水源 深井戸
水 源	峠第3水源 深井戸
71 1/21	峠第 4 水源 深井戸
	峠第5水源 深井戸
	峠第6水源 浅井戸
	峠第1水源
	峠第2水源
取水箇所	峠第3水源
以外面/列	峠第4水源
	峠第 5 水源
	峠第6水源
	【峠浄水場】
	(住 所) 廿日市市峠
浄水施設	(施設能力) 790m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

#### (6) 津田浄水場系

(0) 年田伊小場方	
	津田第1水源 浅井戸
	津田第2水源 浅井戸
水源	津田第 3 水源 浅井戸
	津田第 4 水源 浅井戸
	津田第5水源 深井戸
	津田第1水源
	津田第2水源
取水箇所	津田第3水源
	津田第4水源
	津田第5水源
	【津田浄水場】
	(住 所) 廿日市市津田字野地
	(施設能力) 1,590m <sup>3</sup> /日
浄水施設	(浄水方法) 膜ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:チオ硫酸ナトリウム
水質管理上	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

#### (7) 浅原浄水場系

. ,	,
水源	浅原第 1 水源 表流水
	浅原第2水源 浅井戸
取水箇所	浅原第1水源
	浅原第2水源
	【浅原浄水場】
	(住 所) 廿日市市浅原字上
浄水施設	(施設能力) 300m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。
の留意事項	また、夏季の残留塩素低下に注意を要します。

#### (8) 中津谷浄水場系

水源	半坂第 1 水源 深井戸							
717 1/21	半坂第2水源 深井戸							
取水箇所	半坂第1水源 深井戸							
半坂第2水源 深井戸								
	【中津谷浄水場】							
	(住 所) 廿日市市吉和字大向井細里							
浄水施設	(施設能力) 620m³/日							
	(浄水方法) 緩速ろ過							
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム							
L. FF AA TH	○ 水源周囲に田畑や民家も多いため、外部からの汚染に注意を要します。							
水質管理上 の留意事項	また、地質由来と思われるフッ素濃度の変動、夏季の残留塩素低下に注意							
20 田心 升 次	を要します。							

#### (9) 大砂利浄水場系

水源	青海苔水源 伏流水								
711	月1年日 小孫								
取水箇所	青海苔川								
	【大砂利浄水場】								
	(住 所) 廿日市市宮島町字大砂利								
浄水施設	(施設能力) 900m³/日								
	(浄水方法) 緩速ろ過								
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム								
水質管理上	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部								
の留意事項	からの汚染に注意を要します。								

#### (10) 大砂利第2浄水場系

1 1 1 1 1 1 1 1 1	• • • • • •								
水源	大砂利水源 浅井戸								
取水箇所	大砂利水源 浅井戸								
	【大砂利第2浄水場】								
	(住 所) 廿日市市宮島町字大砂利								
浄水施設	(施設能力) 3m <sup>3</sup> /日								
	(浄水方法) 膜ろ過								
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム								
水質管理上	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部								
の留意事項	からの汚染に注意を要します。								

#### (11) 多々良浄水場系

<u> </u>	V4.1.							
水源	多々良1号水源 浅井戸							
//\	多々良2号水源 浅井戸							
取水箇所	多々良1号水源 浅井戸							
以外回//	多々良2号水源 浅井戸							
	【多々良 <del>ポンプ所</del> 浄水場】							
	(住 所) 廿日市市宮島町字多々良							
浄水施設	(施設能力) 5m <sup>3</sup> /日							
	(浄水方法) 膜ろ過							
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム							
水質管理上	○ 原水水源の周辺には多数の動物などが生息している区域でもあり、外部							
の留意事項からの汚染に注意を要します。								

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

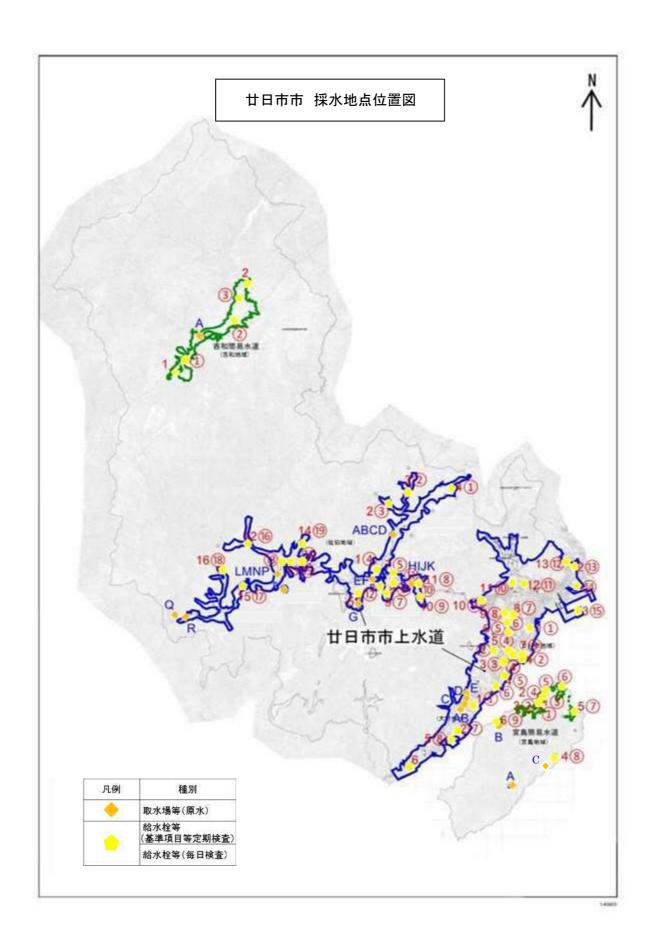
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
	( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	浅井戸	無	2	<del>40円</del> 有
	棚田水源	浅井戸	無	2	 有
大野浄水場	池田水源	浅井戸	無	2	有
	水ノ越第1水源	浅井戸	有	3	 有
	水ノ越第2水源	伏流水	有	3	——— 有
	永原1水源	浅井戸	有	3	有
>	永原2水源	浅井戸	有	3	有
永原浄水場	永原 3 水源	浅井戸	有	3	有
	永原4水源	深井戸	無	1	有
	土居垣内第1水源	浅井戸	無	2	有
土居垣内	土居垣内第2水源	深井戸	無	1	有
	越峠第1水源	浅井戸	有	3	有
	峠第1水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第2水源 深井戸	深井戸	無	1	有
J-6/-6   18	峠第3水源 深井戸	深井戸	無	1	有
峠浄水場	峠第4水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第5水源 深井戸	深井戸	無	1	有
	峠第6水源 浅井戸	浅井戸	無	2	有
	津田第1水源	浅井戸	有	3	有
	津田第2水源	浅井戸	有	3	有
津田浄水場	津田第3水源	浅井戸	有	3	有
	津田第4水源	浅井戸	有	3	有
	津田第5水源	深井戸	無	1	有
<b>米瓦洛</b> * 相	浅原第1水源	表流水	有	4	有
浅原浄水場	浅原第2水源	浅井戸	有	3	有
由海公洛→4月	半坂第1水源	深井戸	有	3	有
中津谷浄水場	半坂第2水源	深井戸	有	3	有
大砂利浄水場	青海苔水源	伏流水	有	3	有
大砂利第2浄水場	大砂利水源	浅井戸	有	3	有
多々良浄水場	多々良1号水源	浅井戸	有	3	有
ツベ 区伊 小物	多々良2号水源	浅井戸	無	2	有

#### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表5及び、採水地点位置図 (p9) のとおりです。

表 5 水質検査の採水地点

	4£ Dri	나나 나는	表も 水質検査の採水地点
凡例	種別	地点	地点名
<b>•</b>	取水場等 (原水)	25	【大野地域】 A. 水/越第1水源取水口 B. 水/越第2水源導水口 C. 筏津水源取水口 D. 池田水源取水口 E. 棚田水源取水口 【佐伯地域】 A. 永原第1水源導水口 B. 永原第2水源取水口 C. 永原第3水源導水口 D. 永原第4水源導水口 E. 土居垣内水源取水口 F. 土居垣内水源取水口 G. 土居垣内水源導水口 H. 峠第1・2水源導水口 I. 峠第3水源取水口 J. 峠第4水源取水口 K. 峠第5・6水源導水口 L. 津田第1水源取水口 M. 津田第2水源取水口 N. 津田第3水源導水口 C. 津田第4水源導水口 P. 津田第5水源導水口 Q. 浅原第1水源導水口 R. 浅原第2水源取水口 【吉和地域】 A. 中津谷浄水場着水井 【宮島地域】 A. 青海苔水源取水口 B. 多々良第1・2水源取水口 C. 大砂利水源取水口
	給水栓等 (基準項目 等定期検査)	43	【廿日市地域】 1. 田屋公園 2. 佐方四丁目公園 3. 木材港南 4. 鼓ヶ浜公園 5. 阿品ハイツ第一公園 6. 阿品台第七公園 7. ふじタウン第三公園 8. 六本松公園 9. 佐原田公園 10. 四季が丘くちなし公園 11. 宮園第五公園 12. 陽光台第一公園 13. 佐方三丁目 【大野地域】 1. 物見第3公園 2. 廿日市市大野支所 3. 福面公園 4. 宮島口公園 5. ふじシーサイド公園 6. サンランド公園 【佐伯地域】 1. なかよし広場公園 2. 吉末集会所 3. 下大町集会所 4. 大沢地区内 5. 友和浄化センター 6. 佐伯苑城山団地内 7. 久保田団地内 8. 権現ハウス 9. 青光園団地内 10. みゆき台団地内 11. 上峠河内地 12. 下栗栖集会所 13. 佐伯支所 14. 花上地区内 15. 戸屋原地区内 16. 冷川地区内 【吉和地域】 1. 頓原地区内 2. 駄荷地区内 【宮島地域】 1. 質島市民センター 2. 西連地区内 3. 宮島商工会館 4. 大砂利浄水場内 5. 包ヶ浦公園内 6. 多々良浄水場内
	給水栓等 (毎日検査)	43	【廿日市地域】 ①. 田屋公園 ②. 鼓ヶ浜公園 ③. ふじタウン第三公園 ④. 阿品ハイツ第一公園 ⑤. 阿品台第七公園 ⑥. 鎗出第三公園 ⑦. 六本松公園 ⑧. 佐原田公園 ⑨. 四季が丘くちなし公園 ⑩. 宮園第五公園 ⑪. 陽光台第一公園 ⑫. 佐方三丁目 ⑬. 佐方四丁目公園 ⑭. 桜尾ポンプ場 ⑮. 木材港南 【大野地域】 ①. 物見第3公園 ②. 中山 ③. 福面 ④. ふじタウン公園 ⑤. 宮島口公園 ⑥. 安芸グランドホテル ⑦. 廿日市市大野支所 ⑧. ふじシーサイド公園 ⑨. サンランド公園 【佐伯地域】 ①. 大沢地区内 ②. 下大町集会所 ③. 吉末集会所 ④. なかよし広場公園 ⑤. 久保田団地内 ⑥. 権現ハウス ⑦. 青光園団地内 ⑧. 河内地区内 ⑨. みゆき台団地 ⑩. パレスヒル団地内 ⑪. 乙丸地区内 ⑫. 佐伯苑団地内 ⑬. 岩倉キャンプ場 ⑭. 別府地区内 ⑮. 下栗栖集会所 ⑰. 戸屋原地区内 ⑱. 冷川地区内 ⑲. 花上地区内 【吉和地域】 ①. 潮原地区内 ②. 細井原地区内 ⑨. 花上地区内 【宮島地域】 ①. 瀬原地区内 ②. 細井原地区内 ③. 熊崎地区内 【宮島地域】 ①. 滝町栗島神社 ②. 宮島商工会館 ③. 宮島市民センター ④. 西連地区 ⑤. 長浜コーポ ⑥. 杉之浦公園 ⑦. 包ヶ浦中継ポンプ場 ⑧. 大砂利地区 ⑨. 多々良地区



別表-1 毎日検査項目

刀山石	K I	西口 快且 快口				
				検査頻度	検査計画 (回/日/1箇所当)	
		項目	基準値	(施行規則)	給水栓等 廿日市地域①~⑮ 大野地域①~⑲ 佐伯地域①~⑲ 吉和地域①~③ 宮島地域①~⑨	理由
1	色		異常でないこと			
2	濁り		異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の	残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上			

<sup>:</sup> 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

	-2 基準項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日	日付厚生労働省令第101-	号))		検査計画(回/年)※3 サ日市 大野 佐伯   吉和   宮島																						
区分	No. 項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	性等性等41. 田屋公園1. 田屋公園1. 田屋公園1. 田屋公園	給水栓等 5. 阿品台 の場合 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	台、全等 台、全等 台、全等 台、大全等 日、1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2	水栓等 13 佐方三丁目 14 水場等 A 水ノ越第 1 水源取水口	越第2水源導水口水源取水口	給水栓等1、物見第3公園	栓等 4. 5. 6. サン	水場等 日永原第1水源導水口水場等 日永原第2水源取水口	取水楊等日太原第4水原導水口(越峡水源) 取水楊等日土居垣内水源取水口(土居垣内第1水源) 取水楊等日土居垣内水源取水口(土居垣内第1水源) 取水楊等日土居垣内水源東水口(土居垣内第1水源)	水楊等1峠第3水源取水口 水場等1峠第3水源取水口	水場等 K 峠第5・6 水源導水口水場等 L 津田第1水源取水口	Tal	双く場等 Q 後属等 C 水源 取水口 総水栓等 T なかよし広場公園	等4.大沢地区内等3.下大町集会所	栓等 5 友和浄化センター 栓等 6 佐伯苑城山団地内	等 8.権現ハウス 第115世紀 7月	全等 1. により 1. により 4. という 1. に	· 栓等 15.戸屋原地区内 栓等 16.冷川地区内	取水場等 B 半坂第 1 水源	給水栓等 1.頓原地区內 給水栓等 2.駄荷地区內	<ul><li>水場等 D大砂利水源</li><li>水場等 B多々良水源第 2 井</li><li>水場等 B B 本良水源第 2 井</li></ul>	給水栓等1大元配水池系統(宮島市民センター) 給水栓等3谷ケ原配水池系統(西連地区内)	栓等 4 大砂利配水池系統(大砂利浄水栓等 5 西連配水池系統(包ヶ浦公園内栓等 6 多々良配水池系統(包ヶ浦公園内	理由
	1 一般細菌 2 大腸菌 (定量)	100個/mL以下 検出されないこと	月1回	浄   浄   浄     12   12   12     12   12   12	浄     浄     浄     済       2     12     12     12     12     1	净     净     净     净     净       2     12     12     12     12	12 1	原原原原原 1 1 1 1 4 4 4 4			2 1 1 1	原原原原原 1 1 1 1 1 4 1 1	1 1 1	1 1 :		1 1 1:	净净净       2 12 12 12	浄     浄       12     12       12     12	净     净     净     净       12     12     12     1	净     净     净       2     12     12     12	净 12 12	原原 1 4 4 4	12 12	原 原 原 原 1 1 1 4 4 4 1 4	12 12 12 1	浄     浄       12     12       12     12	
	2' 大腸菌 (定性)       3 カドミウム及びその化合物     ※2	検出されないこと 0.003以下	7,11		12 12 12 1		12 1 1	1 1 1 1	12 12 12 1 1 1		1 1 1 1	1 1 1 1			1 1 1 1	1 1	2 12 12 12 14 1 1 1	12 12 12 1 1 1	12 12 12 1 1 1 1	2 12 12 12 1 1 1 1	12 12 1 1	1	12 12	1 1 1 4	12 12 12 1 1 1 1		
	4     水銀及びその化合物     ※2       5     セレン及びその化合物     ※2       6     鉛及びその化合物	0.0005以下 0.01以下 0.01以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1		1 1	1 1 1 4 1 1 1 4	1 1 1 1		
	7 ヒ素及びその化合物 ※2 8 六価クロム化合物	0.01以下 0.02以下	5/11回 (本1)	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1	1 1 1 1 1	1 1 1 4 1 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 1 1 4 1 1	
	9 亜硝酸態窒素     ※2       10 シアン化物イオン及び塩化シアン     11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素     ※2	0.04以下 0.01以下 10以下	3月1回	1 1 1 1 1 4 4 4 4	1 1 1 1	1 1 1 1 1 4 4 4 4 4 4 2 12 12 12 12 12	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 4 4 4		1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 4 4 4	1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 4 4 4	1 1 1 1 4 4 4 4 4	1 1 4 4	1	1 1 4 4	1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4	4 4 4 4		
	12     フッ素及びその化合物     ※2       13     ホウ素及びその化合物     ※2	0.8以下 1.0以下		1 1 1 1	1 1 1		1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 4 4 1 1 1 1		1 1 1 1		1 1 1 1 1 1	1 1 :	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	4 4 4 1 1 1 1	4 4 4 1 1 1 1	4 4 4 4 1 1 1 1 1		2 12 12		1 1 1 4 1 1 1 4	4 4 4 1 1 1 1		
基準	14 四塩化炭素     ※2       15 1,4-ジオキサン     ※2	0.002以下 0.05以下	3月1回 (※1)		1 1 1		1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1		1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1		1 1 1 1 1 1 1 1		1	1 1	1 1 1 4 1 1 1 4	1 1 1 1		安全性の確認のため
項目	16 トランスー1, 2-ジクロロエチレン及び トランスー1, 2-ジクロロエチレン ※2 17 ジクロロメタン ※2	0.04以下 0.02以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1	1	1 1	1 1 1 4	1 1 1	4 1 1	
	18 テトラクロロエチレン     ※2       19 トリクロロエチレン     ※2	0.01以下 0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1		1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1	1 1 1	1 1 1 4 1 1 1 4 1 1 1 4	1 1 1 1	4 1 1 4 1 1	
	20     ベンゼン       21     塩素酸       22     クロロ酢酸	0.01以下 0.6以下 0.02以下		$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		1 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4		I .	1 1 4 4 4 4	1 1 1 4	1 4 1 1 1 4 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4																
	23 クロロホルム 24 ジクロロ酢酸	0.06以下 0.03以下		4 4 4 4 4 4 4 4	4     4 <td>4 4</td> <td></td> <td>4 4 4 4 4 4</td> <td>4 4 4 4 4 4</td> <td colspan="5"></td>		4 4		4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4																	
	25 ジブロモクロロメタン 26 臭素酸	0.1以下 0.01以下 0.1以下	3月1回	4 4 4 4	4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4		4 4 4	4 4	1						1 4 4 4	4 4 4	4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4	4 4		4 4		4 4 4	4 4 4	
	27 総トリハロメタン   28 トリクロロ酢酸   29 プロモジクロロメタン   27 ロー・ファイン   27 ロー・ファイン   27 ロー・ファイン   27 によって   28 によって   29 アロー・ファイン   27 によって   27 によって   28 によって   29 によって   20 によっ	0.1以下 0.03以下 0.03以下		4 4 4 4	4 4 4	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	4		4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4	1									4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4		4 4 4 4 4 4		4 4 4 4 6 6 4 4 4	4 6 4	
	30 ブロモホルム 31 ホルムアルデヒド	0.09以下 0.08以下		4 4 4 4 4 4 4 4	1 4 4 4 1 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4		4 4 4 4 4 4	4 4 4	1						1 4 4 4 1 4 4 4	4 4 4 4 4 4		4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4		4 4 4		4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4	
	32 亜鉛及びその化合物       33 アルミニウム及びその化合物       34 鉄及びその化合物	1.0以下 0.2以下 0.3以下		1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 12 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 12 1 1 1 1 1	1 1		1 1	1 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 1 1	
	35   銅及びその化合物   36   ナトリウム及びその化合物   ※2	1.0以下 200以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1	. 1 1 1		1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 :	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1	1 1	1 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 1 1	
性	37 マンガン及びその化合物 38 塩化物イオン (75.00) (75.00) (75.00) (75.00)	0.05以下 200以下	月1回	12 12 12 12	2 12 12 12 1	1 1 1 1 1 2 12 12 12 12 12	12 1	1 1 1 1			1 1 1 1 1 2 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1:				1 1 1 1 2 12 12 12		1			1 1 1 12 12 12 1		性状等の確認のため
に	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)     ※2       40 蒸発残留物     ※2       41 陰イオン界面活性剤     ※2	300以下 500以下 0.2以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 1	1 1 1 4 1 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1	4 1 1 4 1 1 4 1 1	
する	42 ジェオスミン 43 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 0.00001以下	発生月1回	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1		1 1 1 1 1 1	1 1	1						1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1		1 1		1 1 1	1 1 1	
月目	44 非イオン界面活性剤     ※2       45 フェノール類     ※2       46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.02以下 0.005以下 3以下	3月1回 (※1)		. 1 1 1 . 1 1 1 . 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 12 12 12 12		1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 12 12 12	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1				1 1 1 1 1 1 1 1 2 12 12 12		1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 12 12 12 12	4 1 1 4 1 1	
	47 p H値 48 味	5.8以上8.6以下 異常でないこと	月1回	12 12 12 12	2 12 12 12 1	2 12 12 12 12 2 12 12 12 12	12 1	1 1 1 1	12 12 12	12 12 13	2 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1: 1 1 1:	2 12 12 12 2 12 12 12	12 12 12 12 12 12	12 12 12 1 12 12 12 1	2 12 12 12 2 12 12 12	12 12 12 12	1	12 12	1 1 1 4	12 12 12 1	12 12 12	安全性及び性状等の確認のため
	49 臭気 50 色度 51 濁度	異常でないこと 5度以下 2度以下	7112	12 12 12 12	2 12 12 12 1	2 12 12 12 12 2 12 12 12 12 2 12 12 12 12	12 1	1 1 1 1	12 12 12	12 12 13	2 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 :	1 1 1 1	1 1 1:	2 12 12 12	12 12 12	12 12 12 1	2 12 12 12 2 12 12 12 2 12 12 12	12 12	1	12 12 12 12	1 1 1 4	12 12 12 1 12 12 12 1 12 12 12 1	12 12 12	X TITY O IT IN 4 O NEW ONLY
水質	管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成	15年10月10日付健発第 目標値(n			. 12 12 12 1	2 12 12 12 12	12 1	1 1 1 1 1	12 12 12	12 12 1.	s <b>ii</b> 11 11 11	1 1 1 1	1 1 1	11 11 .	1 1 1 1	1 1 1 1.	5  12  12  12	12 12 12	12 12 12 1	2 12 12 12	12 12		12 12	1 1 1 1 4	12 12 12 .	12 12 12	
E	1     アンチモン及びその化合物       2     ウラン及びその化合物       3     ニッケル及びその化合物	0.02以 0.02以下(	(暫定)				1	1 1 1 1			1 1 1		1 1 1 1 12 12		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1			12			1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
E	5 1,2-ジクロロエタン 8 トルエン	0.02以 0.004足 0.4以	以下					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1						1		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			安全性の確認のため
E	9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) 13 ジクロロアセトニトリル	0.08以	(暫定)				1	1 1 1 1	1			1 1 1 1						1 1		1 1 1		1	1	1 1 1 1		1 1 1	
E	14     抱水クロラール       15     農薬類     ※4       16     残留塩素	0.02以下( 1以7 1以7	下	12 12 12 12	2 12 12 12 1		12		12 12 12		2					11		1 1 1	12 12 12 1	2 12 12 12			12 12		12 12 12	1 1 1	散布時期に実施 消毒の効果
Ę	19 遊離炭酸 20 1.1.1-bl/2007エタン	20以 0.3以	下 下	15 15 15	15 15 1	15 15 15	1	1 1 1 1	1	12 1	1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1 :	1 1 1 1	1 1	1	1 1	12 12 1	1 1 1	1	1	1	1 1 1 1	15 15	1 1 1	性状等の確認のため 安全性の確認のため
	21 メチル・tーブチルエーテル 23 臭気強度(TON) 27 腐食性(ランゲリア指数)	0.02以 3以7 -1以上、極力0	下				1	1 1 1 1 1 1 1 1	1		1 1 1		1 1 1	1 1 :	1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1	1	1 1		1 1 1	1	1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1 1 1	女主はの構能のため 性状等の確認のため 施設管理のため
E	27 腐食性(アンケリア指数)       28 従属栄養細菌     ※6       29 1,1-ジクロロエチレン	2000集落/L以 0.1以	下(暫定)					1 1 1 1	1		1 1 1	1 1 1 1	1 1 1	1 1	1 1 1 1	1 1		1 1		1 1 1			1	1 1 1 1		1 1 1	施設健全性確認のため
F	31 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下							4								1	1	1	1	1		1		1	1 1	安全性の確認のため
	他項目       5     ウェルシュ菌芽胞       6     クリプトスポリジウム	-					4	4 4 4 4			1 1 1	4 1	4	4 1 1	1 1 1 4	4 1						1 4 4		4 4 1 4		+	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
	7	-					1	1			1 1 1	1		1	1 1 1	1 1								1 1 1 1			安全性の確認のため

<sup>※1 :</sup>過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2 :送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3 :検査頻度の最低回数を示す。 ※4 :総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。 ※7 :ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和 :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

<u>別表</u> 目15	検査回数(回/年) 大野 佐伯							
-								1
			取水場等	取水場等	取水場等	取水場等	取水場等	取水場等
No.	項目	目標値(mg/L)	A水ノ越第1水源取水口	B水ノ越第2水源導水口	C筏津水源取水口	源	E棚田水源取水口	A永原第1水源導水口
	農薬項目		原	原	原	原	原	原
9	辰架传日 2,4-D(2,4-PA)	0.02	115	ルバ	11/1	ルバ	115	
								1
	MCPA	0.005	,		-			1
7	アセフェート	0.006	1	1	1	1	1	_
12	イソキサチオン	0.005	1	1	1	1	1	+ -
18	イミノクタジン	0.006						1
21	エトフェンプロックス	0.08	1	1	1	1	1	1
23	オキサジクロメホン	0.02						1
27	カフェンストロール	0.008	1	1	1	1	1	
	カルタップ	0.08	Ĺ					1
29	-	0.02						1
								_
31		0.005				-		1
33		0.03	<u> </u>					1
34		2	1	1	1	1	1	1
	グルホシネート	0.02				L	$\Box$	1
	クロメプロップ	0.02						1
	クロロタロニル(TPN)	0.05	1	1	1	1	1	
43		0.03	1	1	1	1	1	<del>                                     </del>
			-					_
	ジクワット	0.01	1	1	1	1	1	1
	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	1	1	1	1	1	<u> </u>
	シハロホップブチル	0.006						1
50	シマジン(CAT)	0.003						1
53	シメトリン	0.03	1	1	1	1	1	
	ダイアジノン	0.003	1			1	1	
	ダイムロン	0.8	1	1	1	1		
	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	0.01	1	1	1	1	1	1
	チウラム	0.02	,	-	-		_	1
	チオファネートメチル	0.3	1	1		1		
	トリクロルホン(DEP)	0.005	1					
	トリシクラゾール	0.1	1				1	
67	トリフルラリン	0.06	1	1	1	1	1	1
	パラコート	0.005	1	1	1	1		
	ピラクロニル	0.1	Ī					1
	ピロキロン	0.05	1	1	1	1	1	
	フェニトロチオン(MEP)	0.03	1					
	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	1	1	1	1	1	_
	フェリムゾン	0.05						1
	フェンチオン(MPP)	0.006						1
	フサライド	0.1	1	1	1	1	1	
	ブタクロール	0.03						1
87	ブプロフェジン	0.02						1
	フルアジナム	0.03						1
	プロシミドン	0.09						1
	ブロモブチド	0.1	1	1	1	1	1	-
	ベノミル	0.02		1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1	
	ベンタゾン	0.2	1	1	1	1	1	_
	ベンフレセート	0.07						1
	マラチオン(マラソン)	0.7						1
108	メソミル	0.03	L	L	L	L		1
	メタラキシル	0.2	1	1	1	1	1	
	メトミノストロビン	0.04	Ī					1
11/	メプロニル	0.1	1	1	1	1	1	
114	<b>パノ ピー/V</b>	U.1	1	1	1	1	1	<u> </u>

# Ⅲ-8 安芸高田市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	• ]	l 1
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]・・・・		•	•		 •		•		•			• ]	12

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1) ~ (27) のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	20,121人
計画給水人口	21,500人
給水区域内普及率	84.7%
計画一日最大給水量	12, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	9, 024m³
一日平均給水量	6, 937 m <sup>3</sup>

#### (1) 小原浄水場系

(1) (1) (1) (1) (1) (1)	
水源	小原第 1 水源 浅井戸
/K 10/K	小原第2水源 浅井戸
取水地点	小原第 1 水源
双	小原第2水源
净 水 施 設	【小原浄水場】 (住 所) 安芸高田市甲田町下小原 (施設能力) 800 ㎡/日
17 /N //E IX	(施設能力) 800 m/ ロ (浄水方法) 緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ フッ素及びその化合物に注意を要します。

#### (2) 坂巻浄水場系

水源	江の川 伏流水、浅井戸
取水地点	坂巻第3水源
浄 水 施 設	【坂巻浄水場】 (住 所) 安芸高田市吉田町常楽寺 (施設能力) 2,356 ㎡/日 (浄水方法) 緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (3) 国司浄水場系

(o) = 111 /11/20/	1.
水源	国司第1水源 浅井戸
取水地点	国司第1水源 浅井戸
	【国司浄水場】
	(住 所) 安芸高田市吉田町国司
	(施設能力) 1,205 m³/日
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過
	凝集剤: ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他: アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (4) 福原(第2)(吉田)浄水場系

水源	福原第2水源 浅井戸
取 水 地 点	福原第2水源 浅井戸
浄 水 施 設	【福原(第2)(吉田)浄水場】 (住 所) 安芸高田市吉田町福原 (施設能力) 627 ㎡/日 (浄水方法) 前塩素+マンガン接触ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (5) 甲立浄水場系

水源	甲立第 4 水源 浅井戸
取水地点	甲立第 4 水源
浄 水 施 設	【甲立浄水場】 (住 所) 安芸高田市甲田町下甲立 (施設能力) 1,600 ㎡/日 (浄水方法) エアレーション+膜ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (6) 福原(丹比·可愛) 浄水場系

水源	福原水源 伏流水	
取水地点	江の川(江の川水系)	
	【福原(丹比・可愛)浄水場】	
	(住 所) 安芸高田市吉田町福原	
净水施設	(施設能力) 650 m³/日	
17 / 10 10	(浄水方法) エアレーション+膜ろ過+粒状活性炭	
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)	
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム	
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。	
の留意事項		

#### (7) 別所浄水場系

水源	別所水源 表流水
取水地点	別所水源 表流水 (小河川のため名称なし)
浄水施設	【別所浄水場】 (住 所) 安芸高田市八千代町土師 (施設能力) 14 ㎡/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (8) 本郷 (八千代) 浄水場系

水源	本郷水源 表流水
取 水 地 点	本郷水源 表流水 (小河川のため名称なし)
浄 水 施 設	【本郷(八千代)浄水場】 (住 所) 安芸高田市八千代町向山 (施設能力) 11 ㎡/日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (9) 北原浄水場系

(0) 10/01/11/11/00/	1.
	北原第1水源 浅井戸
   水 源	北原第2水源 浅井戸
71 1/2	北原第3水源 浅井戸
	北原第4水源 浅井戸(休止中)
	北原第1水源 浅井戸
取水地点	北原第2水源 浅井戸
以 八 地 灬	北原第3水源 浅井戸
	北原第4水源 浅井戸(休止中)
	【北原浄水場】
	(住 所) 安芸高田市八千代町勝田
浄水施設	(施設能力) 1,674 m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の紹発東原	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

# (10) 佐々井浄水場系

水 源	佐々井第1水源	浅井戸
/ //	佐々井第2水源	浅井戸
取水地点	佐々井第1水源	浅井戸
以	佐々井第2水源	浅井戸
	【佐々井浄水場】	
	(住 所)	安芸高田市八千代町佐々井
	(施設能力)	433 m³/日
浄水施設	(浄水方法)	前塩素+酸処理+急速ろ過
		凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
		その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、	おおむね良好な状態です。

#### (11) 生田浄水場系

水源	生田水源 伏流水	
取水地点	出店川(江の川水系)	
	【生田浄水場】	
	(住 所) 安芸高田市美土里町生田	
净水施設	(施設能力) 154 m³/日	
17 / 10 成	(浄水方法) 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過+粒状活性炭	
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)	
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム	
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。	

#### (12) 本郷(美土里)浄水場系

(12) 本州(美工主)行小物示		
	本郷第1水源 深井戸	
	本郷第2水源 深井戸	
   水 源	本郷第3水源 深井戸	
/// 1///	本郷第4水源 深井戸	
	本郷第5水源 深井戸	
	本郷第6水源 深井戸	
	本郷第1水源 深井戸	
	本郷第2水源 深井戸	
取水地点	本郷第3水源 深井戸	
以	本郷第4水源 深井戸	
	本郷第5水源 深井戸	
	本郷第6水源 深井戸	
	   【本郷(美土里)浄水場】	
	(住 所) 安芸高田市美土里町本郷	
净水施設	(施設能力) 341 m³/日	
.,	(浄水方法) 緩速ろ過	
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム	
L. GG AA THI I	17世別・八里温宗政ノドクツム	
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。	
22 田心子久	<u> </u>	

#### (13) 横田浄水場系

	本郷第7水源 深井戸
水源	本郷第8水源 深井戸 (予備)
	本郷第9水源 深井戸
	本郷第7水源 深井戸
取水地点	本郷第8水源 深井戸 (予備)
	本郷第9水源 深井戸
	【横田浄水場】
	(住 所) 安芸高田市美土里町横田
浄水施設	(施設能力) 156.2 m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過+エアレーション
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (14) 川根浄水場系

· / / / / · · · · · · · · · · · · · · ·	
水源	田草水源 浅井戸
取 水 地 点	田草水源 浅井戸
浄 水 施 設	【川根浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町川根 (施設能力) 120 ㎡/日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (15) 原田浄水場系

水 源	曲川水源 浅井戸
717	種林水源 深井戸
市业业占	曲川水源 浅井戸
取水地点	種林水源 深井戸
浄 水 施 設	【原田浄水場】 (住 所) 安芸高田市高宮町原田 (施設能力) 235 ㎡/日 (浄水方法) エアレーション+膜ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (16) 船佐浄水場系

	船佐第1水源 浅井戸
水源	船佐第2水源 浅井戸
	船佐第3水源 浅井戸(休止中)
	船佐第1水源 浅井戸
取水地点	船佐第2水源 浅井戸
	船佐第3水源 浅井戸 (休止中)
	【船佐浄水場】
	(住 所) 安芸高田市高宮町佐々部
	(施設能力) 417 m³/日
浄水施設	(浄水方法) 前塩素+アルカリ剤+膜ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
*/田心中点	

#### (17) 糘地浄水場系

1 1 = 1 1 2 2 2 2	
   水 源	西の谷新池水源 湖水
77 1/21	西の谷大池水源 湖水 (予備)
取水地点	西の谷新池
双 八 远 杰	西の谷大池
	【糘地浄水場】
	(住 所) 安芸高田市甲田町糘地
浄水施設	(施設能力) 126 m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過+粒状活性炭
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (18) 浅塚浄水場系

水源	浅塚水源 浅井戸
取水地点	浅塚水源 浅井戸
	【浅塚浄水場】
	(住 所) 安芸高田市甲田町浅塚
浄水施設	(施設能力) 91 m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過+エアレーション
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

#### (19) 高地長屋浄水場系

(==)  :4: =;7:	74 - 554 71
水源	第1取水場 浅井戸
取水地点	第1取水場 浅井戸
	【高地長屋浄水場】
	(住 所) 安芸高田市甲田町上小原
浄水施設	(施設能力) 84 m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
水質官埋上 の留意事項	│○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。 │

# (20) 向原中央第1净水場系

水源	第1水源 浅井戸
取水地点	第1水源 浅井戸
	【向原中央第1浄水場】
	(住 所) 安芸高田市向原町坂
浄水施設	(施設能力) 308 m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過+エアレーション
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 原水でトリクロロエチレンが検出されるため監視が必要です。

#### (21) 向原中央第2净水場系

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. 14 1 0211
水源	第2水源 浅井戸
取水地点	第2水源 浅井戸
	【向原中央第2净水場】
	(住 所) 安芸高田市向原町坂
浄水施設	(施設能力) 492 m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

#### (22) 向原中央第3净水場系

水源	第 3 水源 浅井戸
717 101	第 4 水源 浅井戸
取水地点	第3水源 浅井戸
取 小 地 点	第 4 水源 浅井戸
	【向原中央第3净水場】
	(住 所) 安芸高田市向原町坂
浄水施設	(施設能力) 320 m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過+エアレーション(第4水源)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 第4水源でトリクロロエチレンが検出されるため監視が必要です。
の留意事項	

#### (23) 向原中央第4净水場系

(==/ 13/11   20/10 = 11/1 = 3/10	
水源	第5水源 浅井戸
取水地点	第5水源 浅井戸
	【向原中央第4净水場】
	(住 所) 安芸高田市向原町坂
浄水施設	(施設能力) 287 m³/日
	(浄水方法) 膜ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

# (24) 坂上浄水場系

水源	虫居谷川水源 表流水
取水地点	虫居谷川(太田川水系)
	【坂上浄水場】
	(住 所) 安芸高田市向原町坂
浄水施設	(施設能力) 340 m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過+中間塩素+マンガン接触ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

#### (25) 戸島浄水場系

水源	戸島水源 浅井戸				
取水地点	戸島水源 浅井戸				
	【戸島浄水場】				
	(住 所) 安芸高田市向原町戸島				
浄水施設	(施設能力) 227 m³/日				
	(浄水方法) 膜ろ過				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリ	ウム			
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。				

# (26) すだれ浄水場系

水源	すだれ水源 深井戸				
取水地点	すだれ水源 深井戸				
	【すだれ浄水場】				
	(住 所) 安芸高田市高宮町原田				
浄水施設	(施設能力) 27 m³/日				
	(浄水方法) 消毒のみ				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。				
の留意事項					

#### (27) 下福田浄水場系

V / 1 (E) 14 (4 (24))					
水源	下福田水源 表流水				
取水地点	下福田水源 表流水				
	【下福田浄水場】				
	(住 所) 安芸高田市高宮町船木				
浄水施設	(施設能力) 22.5 m³/日				
	(浄水方法) 緩速ろ過				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。				

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

表 2 各	浄水場の水源の種類とクリフ	下対策指針!	ノスクレベル	(原水)等	
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設等の有無
国司浄水場	国司(第1)取水場原水	浅井戸	有	3	有
福原(第2)(吉田)浄水場	福原(第2)取水場原水	浅井戸	有	3	無
₩ ₩ ₩ ₩ ₩	打米(谷)) 野大祖国大	伏流水	有	3	有
坂巻浄水場	坂巻(第3)取水場原水	浅井戸	_	_	_
小原浄水場	小原取水場第1井戸	浅井戸	有	3	有
小原伊小杨	小原取水場第2井戸	浅井戸	有	3	有
甲立浄水場	甲立浄水場取水井	浅井戸	有	3	有
福原(丹比・可 愛)浄水場	丹比・可愛地区原水	伏流水	有	3	有
北原浄水場	北原浄水場 1~3 号取水井	浅井戸	有	3	有
佐々井浄水場	佐々井浄水場 1、2 号取水井	浅井戸	有	3	有
本郷 (八千代) 浄水場	八千代町 本郷地区 原水	表流水	有	4	有※
別所浄水場	別所地区 原水	表流水	有	4	有
本郷(美土里) 浄水場	美土里町ボ 本郷地区 原水 ーリング	深井戸	有	3	有※
生田浄水場	生田地区 伏流水	伏流水	有	3	有※
横田浄水場	横田地区 原水	深井戸	有	3	有※
船佐中央地区浄 水場	船佐中央地区 原水	浅井戸	有	3	有
川根浄水場	川根地区 原水	浅井戸	有	3	有
原田浄水場	原田地区 原水	浅井戸	有	3	有
//\ \	<u> </u>	深井戸	有	2	有
<b>稼地浄水場</b>	粽地地区 原水	表流水	有	4	有※
浅塚浄水場	浅塚地区 原水	浅井戸	有	3	有※
高地長屋浄水場	高地長屋地区 原水	浅井戸	有	3	有※
	向原中央地区第1取水井	浅井戸	有	3	有
向原中央浄水場	向原中央地区第2取水井	浅井戸	有	3	有
	向原中央地区第3、4取水井	浅井戸	有	3	有
	向原中央地区第5取水井	浅井戸	有	3	有
坂上浄水場	坂上地区 坂上取水堰	表流水	有	4	有※
戸島浄水場	戸島地区 取水井	浅井戸	有	3	有
下福田浄水場	下福田地区原水	表流水	有	4	有
すだれ浄水場 ※ 上向流経速る	すだれ地区原水	深井戸	有	3	無

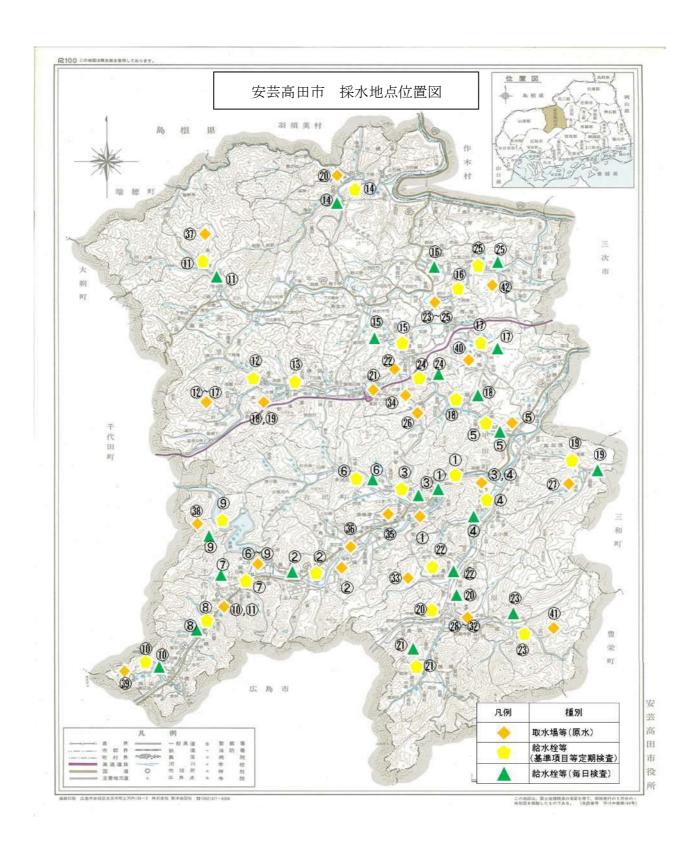
※上向流緩速ろ過方式

# 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p12) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	種別 地点 地点名			
<b>\</b>	取水場等(原水)	42	①国司第1水源 ②福原第2水源 ③小原第1水源 ④小原第2水源 ⑤甲立第4水源 ⑥北原第1水源 ⑦北原第2水源 ⑧北原第3水源 ⑨北原第4水源 ⑩佐々井第1水源 ⑪佐々井第2水源 ⑫本郷第1水源 ⑬本郷第2水源 ⑭本郷第3水源 ⑮本郷第4水源 ⑯本郷第5水源 ⑰本郷第6水源 ⑱本郷第7水源 ⑲本郷第9水源 ⑩田草水源 ②曲川水源 ②種林水源 ㉓船佐第1水源 ⑭船佐第2水源 ㉓船佐第3水源 ㉓浅塚水源 ㉑第1取水場 ⑱向原中央第1水源 ㉓向原中央第2水源 ⑳向原中央第3水源 ㉑向原中央第4水源 ㉑向原中央第5水源 ㉑戸島水源 ㉑すだれ水源 ㉓坂巻第3水源 ㉟福原水源 ㉑生田水源 ⑱別所水源(河川水)٬鉚本郷水源(河川水)��西の谷新池水源 ㉑虫居谷川水源 ㉑福田水源		
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	25	①国司系 ②福原系 ③坂巻系 ④小原系 ⑤甲立系 ⑥西浦系 ⑦北原系 ⑧佐々井系 ⑨別所系 ⑩本郷系 ⑪生田系 ⑫美土里本郷系 ⑬横田系 ⑭川根系 ⑮原田系 ⑯船佐中央系 ⑪糘地系 ⑱浅塚系 ⑲高地長屋系 ⑳丸山系 ㉑里栗系 ㉒戸島系 ㉓坂上系 ㉑すだれ系 ㉓下福田系		
<b>A</b>	給水栓等 (毎日検査)	25	①国司系 ②福原系 ③坂巻系 ④小原系 ⑤甲立系 ⑥西浦系 ⑦北原系 ⑧佐々井系 ⑨別所系 ⑩本郷系 ⑪生田系 ⑫美土里本郷系 ⑬横田系 ⑭川根系 ⑮原田系 ⑯船佐中央系 ⑰糘地系 ⑱浅塚系 ⑲高地長屋系 ⑳丸山系 ㉑里栗系 ㉒戸島系 ㉓坂上系 ㉑すだれ系 ㉓下福田系		



別表-1 毎日検査項目

	項目基準値		検査頻度	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~②	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表 - 2 水質基準項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生労働省令第101号)) 検査計画(回/年)※3						
	吉田 原水 浄水	甲田 海水	八千代	美土里		
区分 Na. 項目 基準値(mg/L) 検査頻度 (施行規則)	取 取 取 取 取 取	取 取 取 取 取 和 給 給 格格 格	取水場等900年大海(河川水)原取水場等900年大水海(河川水)原取水場等900年大中末水場等900年大中末水海(河川水)原第32水源。原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原原	希	取取取取取取取取取取取取水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水場等等のでは、水水は、水水は、水水は、水水は、水水は、水水は、水水は、水水は、水水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、水、	給水栓等。 ②戸島系
1 一般細菌 100個/mL以下	1 1 1 1 1 12 12 12 12	1 1 1 1 1 1 12 12 12 12 12	2 1 1 1 1 1 1 1 1 1	12 12 12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 1 1 1 1 1 1 1 1 12 12 12 12 12 1	12
2 大腸菌 (定量)       検出されないこと 検出されないこと (担きれないこと)       月1回         2 大腸菌 (定性)       検出されないこと 検出されないこと (対象及びその化合物       ※2 0.003以下 ※2 0.00以下 5 セレン及びその化合物       ※2 0.00以下 ※2 0.0以下 6 般及びその化合物       ※2 0.0以下 7 と素及びその化合物       ※2 0.0以下 8 六価クロム化合物       3月1回 (※1)         7 と素及びその化合物       ※2 0.0以下 8 六価クロム化合物       0.0以下 9 亜硝酸鹽蜜素       ※2 0.0以下 9 ・東硝酸鹽蜜素       ※2 0.0以下 9 ・アン化物イオン及び塩化シアン       3月1回         11 前酸態窒素及び亜硝酸態窒素       ※2 0.0以下 13 ホウ素及びその化合物       ※2 0.0以下 2 0.0以下 15 1,4-ジオキサン       ※2 0.0以下 2 0.0以下 17 ジクロロメチン       ※2 0.0以下 2 0.0以下 19 トラクロロエチレン       ※2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下 2 0.0以下       3月1回 (※1)         12 グロロメタン       ※2 0.0以以下 2 0.0以下 2	4 12 4 3 4	1	1 1 1 1 3 12 4  1 1 1 1 3 12 1 2 4  1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	2	12
32	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1         1	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)     3以下       47 p H値     5.8以上8.6以下       48 味     異常でないこと       49 臭気     異常でないこと       50 色度     5度以下       51 濁度     2度以下       水質管理目標設定項目 (厚生労働省健康局長通知 (平成15年10月10日付捷発第1010004号)     1標億 (mg/L)	1     1     1     1     1     1     1     1     1     2     1     1     1     2 <td>1     1<td>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td><td></td><td><math display="block"> \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc</math></td><td>  12   12   12   12   12   12   12   13   14</td></td>	1     1 <td>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td></td> <td><math display="block"> \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc</math></td> <td>  12   12   12   12   12   12   12   13   14</td>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	12   12   12   12   12   12   12   13   14
目16 残留塩素     1以下       目31 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)     0.00005mg/L以下 (暫定) ※7	12 12 12 12	12 12 12 12 12		12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	2 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	12   消毒の効果   1   安全性の確認のため
Dびペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 0.00005mg/L以下 (首足) ※7					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
その他項目 15 ウェルシュ菌芽胞 - 16 / リプトスポリジウム -	4 12 4 3 4 1 1 1 1	4 1 1 3 4 4 4	1 1 1 1 3 1 1 3 12 4	1 1 1 1 1 1 3 4 1 1 3	1 1 3 4 1 1 4 12 4 4 1 3 1 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
17  Ÿアルゾア -	1 4 1 1 1					安全性の確認のため

※1:過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
※2:送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
※3:検査頻度の最低回数を示す。
※4:終農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
※5:過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
※6:一般細菌と合わせて検査
※7:ベルフルオコオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びベルフルオコオクタン酸 (PFOA) の量の和
:法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-9 江田島市水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)  $\sim$  (3) のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	20, 267人
計画給水人口	21,000人
給水区域内普及率	98.6%
計画一日最大給水量	10, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	8, 134m³
一日平均給水量	7, 046m³

#### (1) 広島用水系

水源	広島用水(浄水受水)				
受水地点	点 第1(前早世分水点)、第2(秋月分水点)、第3(柿浦分水点)				
【第1(前早世分水点)、第2(秋月分水点)、第3(柿浦分水点)】 浄水受水 (施設能力) 5,000 m³/日 (浄水方法) 水道用水供給事業編に記載					
水質管理上 の留意事項					

#### (2) 前早世浄水場系

	7 113 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
水源	太田川 表流水			
取水地点	県戸坂取水場			
浄 水 施 設	【前早世浄水場】 (住 所) 江田島市江田島町小用四丁目 (施設能力) 10,000 m³/日 (浄水方法) 急速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	○ 汚染源として、下水処理施設、鉱・工業、ガソリンスタンド、畜産業、農業(田・畑)、ゴルフ場が挙げられ、注意を要します。			

#### (3) 三高浄水場系

水源	三高ダム ダム直接
取 水 地 点	三高水源
	【三高浄水場】
	(住 所) 江田島市沖美町三吉
	(施設能力) 2,000 m <sup>3</sup> /日
浄水施設	(浄水方法) 緩速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 水源水域で高濁度がしばしば発生するため注意を要します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

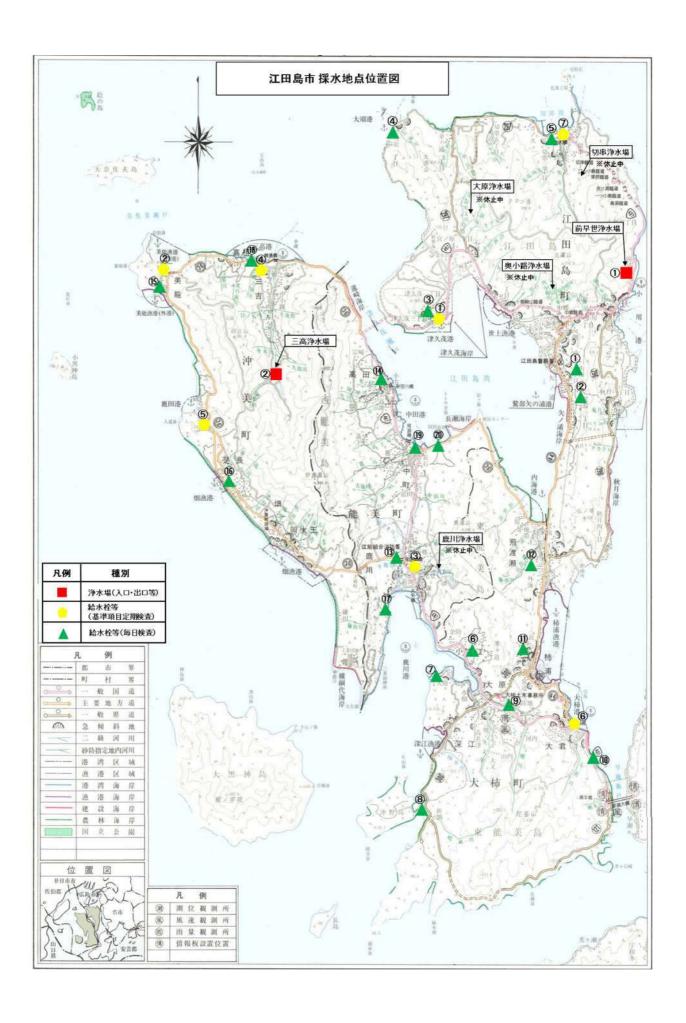
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
前早世浄水場	太田川	表流水	有	4	有
三高浄水場	三高ダム	ダム直接	有	4	有

#### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図(p3)のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
	浄水場 (入口・出口等)	2	①前早世浄水場(入口) ②三高浄水場(入口)
	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	7	①津久茂公園給水栓 ②美能松原公園給水栓 ③鹿川小学校給水栓 ④三高小学校給水栓 ⑤鹿田公園給水栓 ⑥大君公園給水栓 ⑦切串公民館給水栓
	給水栓等 (毎日検査)	20	①江田島町中央(第一水系山田調整池)給水栓 ②鷲部(第一水系鷲部調整池)給水栓 ④大須(第四水系)給水栓 ⑤切串(第四水系)給水栓 ⑥大柿町 小古江(第二水系峯ヶ迫調整池)給水栓 ⑦深江(大附)(第二水系)給水栓 ⑧深江(新開)(第二水系)給水栓 ⑨大原(市)(第二水系)給水栓 ⑩大君(第二水系)給水栓 ⑪大君(第二水系)給水栓 ⑫飛渡瀬(第一水系飛渡瀬調整池)給水栓 ⑬能美町 鹿川(第二水系)給水栓 ⑬市(第二水系)給水栓 ⑮上長(第三水系)給水栓 ⑮上長(第三水系)給水栓 ⑰鹿川(大矢)(第二水系)給水栓 ⑩東川(大矢)(第二水系)給水栓



別表-1 毎日検査項目

	項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~⑳	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

	-2					
水質	基準.	項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付馬	生労働省令第101号)	)	検査計画(回/年)※3	
区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	<ul><li>浄水場</li><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	理由
					原 浄 浄 浄 浄 原 浄 浄 浄	•
	1	一般細菌	100個/mL以下		1 12 12 12 12 1 12 1 12 12 13	2
	2	大腸菌(定量)	検出されないこと	月1回	4 12	
	2'	大腸菌 (定性)	検出されないこと		12 12 12 12 12 12 12 12	2
	3	カドミウム及びその化合物 ※2	0.003以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	4	水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
		セレン及びその化合物 ※2	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
1		鉛及びその化合物	0.01以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1 1 1 1 1	
1	7	ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下	-/4 (/•\-/	1 1 1 1 1 1 1 1	i
1	8	六価クロム化合物	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1	i de la companya de
1	9	五仙夕日本化合物 亜硝酸態窒素 ※2	0.02以下		1 4 4 4 4 1 4 4	
				0 🗆 1 🗔		
	10		0.01以下	3月1回		
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10以下		1 1 1 1 1 1 1	
		フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下		1 4 4 4 4 1 4 4	
		ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
基		四塩化炭素 ※2	0.002以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
進	15	1,4-ジオキサン ※2	0.05以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	安全性の確認のため
項	16	シス-1,2-ジクロロエチレン ※2	0.04以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
Ê		及いトランス-1,2-シクロロエブレン				
Н	17	ジクロロメタン ※2	0.02以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	18	テトラクロロエチレン ※2	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	19	トリクロロエチレン ※2	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	20	ベンゼン	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	21	塩素酸	0.6以下		4 4 4 4 4 4	1
	22	クロロ酢酸	0.02以下		4 4 4 4 4 4	
		クロロホルム	0.06以下		4 4 4 4 4 4	1
		ジクロロ酢酸	0.03以下		4 4 4 4 4 4	1
		ジブロモクロロメタン	0.1以下		4 4 4 4 4 4 4	1
		臭素酸	0.01以下	3月1回	4 4 4 4 4 4 4	
		総トリハロメタン	0.1以下	07,11	4 4 4 4 4 4 4	
		トリクロロ酢酸	0.03以下		4 4 4 4 4 4 4	
		プロモジクロロメタン	0.03以下		4 4 4 4 4 4 4	1
		プロモホルム	0.09以下		4 4 4 4 4 4 4	
		ホルムアルデヒド	0.08以下		4 4 4 4 4 4 4	
1		亜鉛及びその化合物   アルミニウム及びその化合物	1. 0以下 0. 2以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1		鉄及びその化合物 鉄及びその化合物	0. 3以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	1
1			1. 0以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1 1 1 1 1	
1		銅及びその化合物	200以下		1 1 1 1 1 1 1 1	1
1			0.05以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
性		マンガン及びその化合物		H 1 (m)		
状		塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2	200以下	月1回		
に			300以下	3月1回 (※1)		1
関		蒸発残留物※2陰イオン界面活性剤※2	500以下 0. 2以下	5月1日 (水1)	1 1 1 1 1 1 1 1	1
す		陰イオン界面活性剤     ※2       ジェオスミン	0.00001以下			1
				発生月1回	4 1 1 1 1 4 1 1 4 1 1 4 1 1 1	
る項		2-メチルイソボルネオール ※2	0.00001以下			1
月目		非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回 (※1)	1 4 4 4 4 1 4 4	<u> </u>
H		フェノール類 ※2 左機関 (全左機	0.005以下			
1	40	有機物(全有機炭素(TOC)の量) p H値	3以下		1 12 12 12 12 1 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
1			5.8以上8.6以下		1 12 12 12 12 1 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	
1		味	異常でないこと	月1回	12 12 12 12 12 12 12 13	
1		臭気	異常でないこと		1 12 12 12 12 1 12 12 13	
1		色度	5度以下		1 12 12 12 12 1 12 12 12 13	
_1.65		濁度	2度以下	0004 🗆 🗎	1 12 12 12 12 1 12 12 12 13	
水質	官埋	目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年			4	
<u> </u>	110	<b>建</b> 研护 丰			10 10 10 10 10 10 10	20世界の世界
F	16	残留塩素	1以	1,	12 12 12 12 12 12 12 13	2 消毒の効果
F	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005mg/L以下	(暫定) ※7		安全性の確認のため
		及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)				→ ユニン・A世間のようしてよう
<u></u>		その他項目				1 New Year NIII III et a la Refer et a No. 1 de man inde etc. 12 etc. 100 cm.
	15	ウェルシュ菌芽胞			4 12	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
1	16 17	クリプトスポリジウム			1 4	安全性の確認のため
		ジアルジア			1 4	>

※1 : 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2 : 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3 : 検査頻度の最低回数を示す。 ※4 : 総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。 ※5 : 過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価 ※6 : 一般細菌と合わせて検査 ※7 : ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和 : 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-10 熊野町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]・・・・	•	•									•	•		2

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	21, 436人
計画給水人口	22,000人
給水区域内普及率	92.3%
計画一日最大給水量	6, 692 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	5, 967 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	5, 322m³

#### (1) 広島用水系

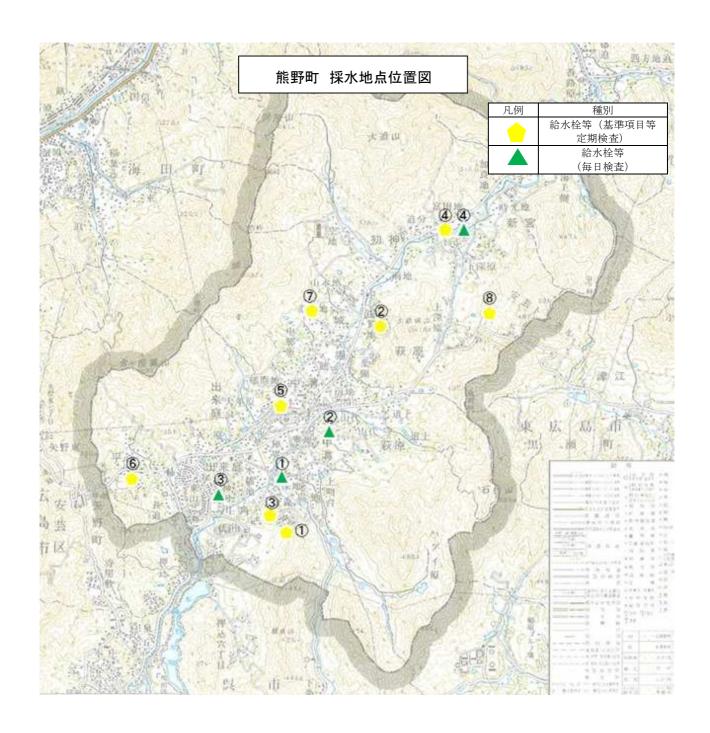
水源	広島用水(浄水受水)
受水地点	呉地 (八幡山、長尾)、東山、初神分水点
浄水施設	【呉地(八幡山、長尾)、東山、初神分水点】 (施設能力) 6,570m³/日 (浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上 の留意事項	○ 水道用水供給事業編に記載

#### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表2及び、採水地点位置図 (p2) のとおりです。

表2 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	8	①皇帝ハイツ団地内末端ドン ②湖翠園団地内末端ドン ③皇帝ハイツ送水ポンプ所給水栓 ④東ふれあい館給水栓 ⑤中央ふれあい公園給水栓 ⑥平谷送水ポンプ所給水栓 ⑦城之堀団地内末端ドン ⑧深原配水池給水栓
	給水栓等 (毎日検査)	4	① 具地浄水場地内給水栓 ②熊野町民会館給水栓 ③熊野西防災交流センター給水栓 ④東ふれあい館給水栓



別表-1 毎日検査項目

 772	T				
	項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	理由
				給水栓等①~④	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1月1回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表-2

別表-		T. D. (   SS. 11 MA) - HILL A (   A   ) - T. D E. E. D. O. D. J. E. J.	W KI da A Merca III \			
水質	<sub>是</sub> 作工	頁目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生	<u> </u>		検査計画(回/年)※3	ļ
区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	給水栓等() 東ふれあい公園給水栓 給水栓等() 中央ふれあい公園給水栓 給水栓等() 中央ふれあい公園給水栓 給水栓等() 中央ふれあい公園給水栓 () 中央ふれあい公園給水栓 () 神 給水栓等() 関東ふれあい館給水栓 () 海 給水栓等() 関東ふれあい館給水栓 () 海 治水栓等() 関東ぶれあい館給水栓 () 海 治水栓等() 関東ぶれあいが開始水栓 () 海 治水栓等() 関東がれるいが開始水栓 () 海 () 海	理由
	1	一般細菌	100個/mL以下		12 12 12 12 12 12 12 12 12	
		大腸菌 (定量)	検出されないこと	月1回		
	2'	大腸菌(定性)	検出されないこと		12 12 12 12 12 12 12 12 12	
		カドミウム及びその化合物 ※2	0.003以下	1	1 1 1 1 1 1 1 1	
		水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下	1	1 1 1 1 1 1 1 1	
		セレン及びその化合物 ※2	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
		鉛及びその化合物 いまれずるの化合物	0.01以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 1 1 1	
-		ヒ素及びその化合物 ※2 六価クロム化合物	0.01以下 0.02以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
-		五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一五子 一	0.02以下		4 4 4 4 4 4 4 4 4	
-		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月1回	4 4 4 4 4 4 4 4	
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10以下	0),11	12 12 12 12 12 12 12 12 12	
		フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
	13	ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
基		四塩化炭素 ※2	0.002以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
準	15	1, 4-ジオキサン ※2	0.05以下	0   1   (\)(1)	1 1 1 1 1 1 1	
項	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ※2	0.04以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
目	17	<u> </u>	0.02以下	-	1 1 1 1 1 1 1 1	
-		テトラクロロエチレン ※2	0.02以下	1		
-		トリクロロエチレン ※2	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
	20	ベンゼン	0.01以下		1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		塩素酸	0.6以下		4 4 4 4 4 4 4 4	
		クロロ酢酸	0.02以下		4 4 4 4 4 4 4 4	
		クロロホルム	0.06以下	4	4 4 4 4 4 4 4	
-		ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン	0.03以下 0.1以下	_	4     4     4     4     4     4     4     4     4       4     4     4     4     4     4     4     4     4	
-		臭素酸	0.1以下	3月1回	4 4 4 4 4 4 4 4 4	
		総トリハロメタン	0.1以下	9,712	4 4 4 4 4 4 4 4	
		トリクロロ酢酸	0.03以下		4 4 4 4 4 4 4 4	
		ブロモジクロロメタン	0.03以下	1	4 4 4 4 4 4 4 4	
-		ブロモホルム	0.09以下		4 4 4 4 4 4 4 4	
		ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	0.08以下 1.0以下		4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         4         1	
		アルミニウム及びその化合物	0.2以下	†	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		鉄及びその化合物	0.3以下	2日1日 (**/*)	1 1 1 1 1 1 1 1	
		銅及びその化合物	1.0以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		ナトリウム及びその化合物 ※2	200以下	4	1 1 1 1 1 1 1 1	
J-t-L		マンガン及びその化合物	0.05以下		1 1 1 1 1 1 1 1	
性		塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2	200以下	月1回	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	性状等の確認のため
人に		カルンリム、マクインリム寺 (硬度) <b>※</b> 2 蒸発残留物 <b>※</b> 2	300以下 500以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
関		※2 陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下	1 2/11E3 (WI)		
す		ジェオスミン	0.00001以下	%件□1同	1 1 1 1 1 1 1 1	
る	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	発生月1回	1 1 1 1 1 1 1 1	
項		非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1 1 1 1 1	
目		フェノール類 ※2	0.005以下	2/11 (/•/1/	1 1 1 1 1 1 1 1	
		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	4	12 12 12 12 12 12 12 12 12	
		p H値 re	5.8以上8.6以下	4	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
	48	<del>吹</del> 臭気	異常でないこと 異常でないこと	月1回	12     12     12     12     12     12     12     12     12       12     12     12     12     12     12     12     12     12	安全性及び性状等の確認のため
	50	<u>吳</u> 双 色度	5度以下	†	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	
		濁度	2度以下	1	12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	
水質管		目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10		1号))		
			目標値(	mg/L)		
目	16	残留塩素	1以	F	12 12 12 12 12 12 12 12 12	消毒の効果

※1 : 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
 ※2 : 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
 ※3 : 検査頻度の最低回数を示す。
 ※4 : 総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
 ※5 : 過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
 ※6 : 一般細菌と合わせて検査
 ※7 : ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和
 ・ 注金(水道は施行組即第十五条第1百第一号ロ)に基づき事施する検索

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-11 北広島町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・	• •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・	•		•	•		•	•	•	•	•	•	• ′	7
3	水質絵本の項目及び頻度「別表」・・・・												• (	c

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)~(16)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	8,636人
計画給水人口	8,800人
給水区域内普及率	79.0%
計画一日最大給水量	8, 500 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	5, 554m³
一日平均給水量	4, 541 m <sup>3</sup>

#### (1) 県工団配水池系

水源	第 3 水源 深井戸
取水箇所	第 3 水源 深井戸
	【県工団配水池】
	(住 所) 山県郡北広島町新郷
浄水施設	(施設能力) 390m³/日
	(浄水方法) 消毒のみ
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (2) 壬生浄水場系

水源	江の川水源 表流水
取水箇所	江の川
浄 水 施 設	【壬生浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町壬生 (施設能力) 4,600m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過+急速ろ過(移動式浄水装置) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

## (3) 琴庄浄水場系

(0) / 11/1/1/1/1/	• •
水源	琴庄地区第 1 水源 浅井戸
	琴庄地区第2水源 深井戸
	琴庄地区第 3 水源 浅井戸
	琴庄地区第1水源 浅井戸
取水箇所	琴庄地区第2水源 深井戸
	琴庄地区第 3 水源 浅井戸
	【琴庄浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町戸谷
净水施設	(施設能力) 152m <sup>3</sup> /日
伊水旭权	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

### (4) 細見浄水場系

水源	細見水源 表流水
取水箇所	細見川(太田川水系)
	【細見浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町細見
浄水施設	(施設能力) 300m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 上向流 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

### (5)雲月浄水場系

水源	雲月水源 表流水
取水箇所	滝山川(太田川水系)
	【雲月浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町苅屋形
浄水施設	(施設能力) 300m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (6) 雄鹿原浄水場系

(-)	
水源	雄鹿原水源 表流水
取水箇所	大佐川(太田川水系)
	【雄鹿原浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町雲耕
浄水施設	(施設能力) 600m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (7) 八幡浄水場系

(17) / 1/12/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	
水源	八幡水源 表流水
取水箇所	柴木川(太田川水系)
	【八幡浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町東八幡原
浄水施設	(施設能力) 300m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

#### (8) 美和東浄水場系

水源	美和東水源 表流水
取水箇所	丁川 (太田川水系)
	【美和東浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町溝口
浄水施設	(施設能力) 250m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

### (9) 美和中央浄水場系

水源	美和中央水源
取水箇所	高野川 (太田川水系)
	【美和中央浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町高野
浄水施設	(施設能力) 200m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

### (10) 美和西浄水場系

水源	美和西水源 表流水
取水箇所	大暮川 (太田川水系)
	【美和西浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町大暮
浄水施設	(施設能力) 160m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (11) 土橋浄水場系

1 7 77 77	,	
水	原	土橋水源 表流水
取水箇月	折	滝山川 (太田川水系)
		【土橋浄水場】
		(住 所) 山県郡北広島町土橋
浄水施	段	(施設能力) 140m³/日
		(浄水方法) 上向流緩速ろ過
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理		○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事具	項	

### (12) 才乙浄水場系

水源	才乙水源 表流水
取水箇所	才乙川 (太田川水系)
	【才乙浄水場】
\A	(住 所) 山県郡北広島町才乙
浄水施設	(施設能力) 120m³/日
	(浄水方法) 上向流緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

### ⑴ 第1 (大朝) 浄水場系

水源	大朝(茅原)取水井 浅井戸 九門明取水井 浅井戸
取水箇所	大朝(茅原)取水井 浅井戸 九門明取水井 浅井戸
浄 水 施 設	【第1(大朝)浄水場】 (住 所) 山県郡北広島町大朝 (施設能力) 728m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

#### (14) 第2 (新庄) (浅枝) 浄水場系

(1) /13 (////LL)	(风风) 日本湯木
水源	大朝 (浅枝) 第 2 水源 浅井戸
	大朝(浅枝)第3水源 浅井戸
取水箇所	大朝第(浅枝)2 水源 浅井戸
	大朝第(浅枝)3 水源 浅井戸
	【第2(新庄) (浅枝) 浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町大朝
浄水 施 設	(施設能力) 813m <sup>3</sup> /日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。
の留意事項	

#### (15) 本地浄水場系

水源	本地第2水源 深井戸
717	本地第3水源 深井戸
取水箇所	本地第2水源 深井戸
以 / 1 回 / 기	本地第3水源 深井戸
	【本地浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町本地
浄水施設	(施設能力) 300m³/日
	(浄水方法) 緩速ろ過
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

### (16) 明神浄水場系

水源	明神第1水源 浅井戸
/N 10/K	明神第2水源 浅井戸
取水箇所	明神第1水源 浅井戸
以 /	明神第2水源 浅井戸
	【明神浄水場】
	(住 所) 山県郡北広島町明神
浄水施設	(施設能力) 170m³/日
	(浄水方法) 消毒のみ
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 水質状況は、おおむね良好な状態です。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 の有無
	第一取水井	浅井戸	有	3	有
壬生地区	第二取水井	浅井戸	有	3	有
	第三取水井	浅井戸	有	3	有
	第四取水井	表流水	有	4	有
県営工業団地	県営工業団地 原水	深井戸	無	1	無
خادا بادا ا	本地第二取水井	深井戸	無	1	有
本地地区	本地第三取水井	深井戸	無	1	有
HILTER AND	原水 1	浅井戸	無	2	無
明神ハイツ	原水 2	浅井戸	無	2	無
1. +0.06 ==	茅原取水井	浅井戸	有	3	有
大朝地区	九門明取水井	浅井戸	有	3	有
+11 1-11 1-1-	朝枝第2取水井	浅井戸	有	3	有
朝枝地区	朝枝第3取水井	浅井戸	有	3	有
	原水 浅井戸	浅井戸	有	3	有
琴庄簡易水道	原水 深井戸	深井戸	有	3	有
	原水 車庫裏	深井戸	有	3	有
雄鹿原地区	雄鹿原地区簡易水道	表流水	有	4	有※
細見地区	細見地区簡易水道	表流水	有	4	有 <b>※</b>
八幡地区	八幡地区簡易水道	表流水	有	4	有 <b>※</b>
美和東地区	美和東地区簡易水道	表流水	有	4	有※
雲月地区	雲月地区簡易水道	表流水	有	4	有※
土橋地区	土橋地区簡易水道	表流水	有	4	有※
美和中央地区	美和中央地区簡易水道	表流水	有	4	有※
美和西地区	美和西地区簡易水道	表流水	有	4	有 <b>※</b>
才乙地区	才乙地区簡易水道	表流水	有	4	有※

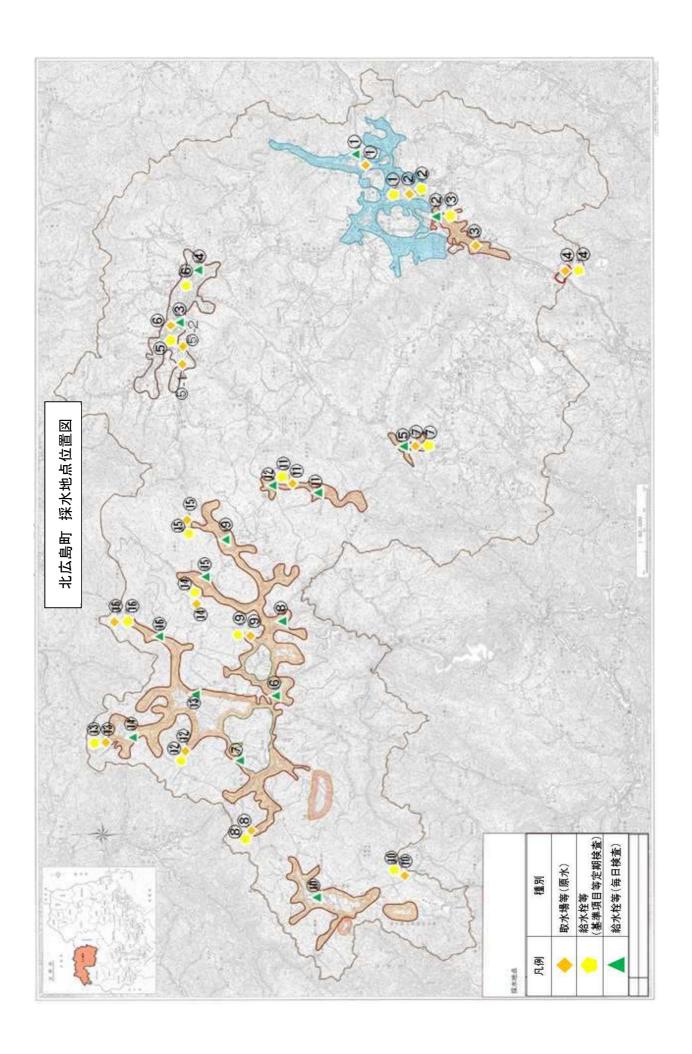
※上向流緩速ろ過方式

### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p8) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
<b>•</b>	取水場等 (原水)	16	①壬生地区 取水場内の取水井(4 箇所) ②県営工業団地 取水場内の取水井 ③本地地区 取水場内の取水井(2 箇所) ④明神ハイツ 井戸水揚水ポンプに接続した蛇口(2 箇所) ⑤-1 大朝地区 取水場内の取水井 ⑥-2 大朝地区 取水場内の取水井 ⑥朝枝地区 取水場内の取水井(2 箇所) ⑦豊平 琴庄地区 取水場内の取水井(3 箇所) ⑧雄鹿原地区 表流水取水口 ⑨細見地区 表流水取水口 ⑩八幡地区 表流水取水口 ⑪美和東地区 表流水取水口 ⑫雲月地区 表流水取水口 ⑬土橋地区 表流水取水口 ⑭美和中央地区 表流水取水口
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	16	①北広島町商工会内給水栓 ②県営工業団地内給水栓 ③本地給水区管末 ④明神ハイツ給水栓 ⑤大朝支所内給水栓 ⑥北広島町図書館内給水栓 ⑦豊平支所内給水栓 ⑧雄鹿原地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑨細見地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑩八幡地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑪美和東地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑫雲月地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑬土橋地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑬土橋地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑬美和中央地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑬美和中央地区 浄水場給水区域内の給水栓 ⑮オ乙地区 浄水場給水区域内の給水栓
•	給水栓等 (毎日検査)	16	①壬生 個人宅 ②本地 個人宅 ③大朝 個人宅 ④新庄 個人宅 ⑤豊平 個人宅 ⑥川小田 芸北水道管理センター ⑦雄鹿原 個人宅 北広島町荒神原 ⑧細見 個人宅 北広島町無見 ⑨美和中央 個人宅裏排泥 北広島町高野 ⑩八幡 個人宅 北広島町東八幡原 ⑪美和東 個人宅前排泥 北広島町溝口 ⑫美和東 (第2配水池) 個人宅前排泥 北広島町溝口 ⑬雲月 個人宅 北広島町南門原 ⑭土橋 個人宅 北広島町土橋 ⑮美和西 個人宅 北広島町大暮 ⑯オ乙 個人宅 北広島町す乙



別表-1 毎日検査項目

	77117(22)(11					
	項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	<b>78</b>	
	項目	本 学 他	(施行規則)	給水栓等 ①~16	理由	
1	色	異常でないこと				
2	濁り	異常でないこと	1月1回	1	安全性の確認のため	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上				

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表一:							
水質基準	「項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付) 	厚生労働省令第101号) 	)	千代田	大朝	董計画(回/年)※3 ■ 豊平 芸北	
区分 No	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	取水場等③本地給水区管末 取水場等③本地地区 取水場内の取水井 取水場等①壬生地区 取水場内の取水井 取水場等①壬生地区 取水場内の取水井 取水場等①壬生地区 取水場内の取水井 取水場等①壬生地区 取水場内の取水井 取水場等①壬生地区 取水場内の取水井	取水場等⑥朝枝地区 取水場内の取水 取水場等⑥朝枝地区 取水場内の取水 取水場等⑥朝枝地区 取水場内の取水 取水場等⑥朝枝地区 取水場内の取水 取水場等⑥ 1 1 大朝地区 取水場内の取水 取水場等⑥ 1 1 大朝地区 取水場内の取水 取水場等⑥ 1 1 大朝地区 取水場内の取水	取水場等100 美和西地区 海水場給水区域内の給水柱等100 大場等100 美和東地区 海水場給水区域内の給水柱等900 無原原地区 表流水取水口 取水場等900 無原地区 海水場給水区域内の給水柱等900 無原地区 表流水取水口 東京水場等900 無原地区 表流水取水口 東京水場等900 無原地区 表流水取水口 海水場等900 無原地区 表流水取水口 海水場等900 無原地区 表流水取水口 海水場等100 差和東地区 海水場給水区域内の給水柱等900 無原地区 表流水取水口 海水場給水区域内の給水柱等100 世区 表流水取水口 水水場等900 無原地区 表流水取水口 海水場給水区域内の給水柱等100 世 東京 水場給水区域内の給水柱等100 世 東京 大場	理由
				原原原原浄原浄原原浄	しした た 蛇 蛇 ロ ロ 原 原 原 原 原 彦 原 原 彦	柱     柱       水柱       水柱       原原原原净原净原净原净原净原净原净原净原净	
2	一般細菌	100個/mL以下 検出されないこと 検出されないこと	月1回	N			
3 4 5 6	カドミウム及びその化合物       ※2         水銀及びその化合物       ※2         セレン及びその化合物       ※2         鉛及びその化合物       と素及びその化合物         上素及びその化合物       ※2         六価クロム化合物       ※2	0.003以下 0.0005以下 0.01以下 0.01以下	3月1回(※1)	1 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1     1 <td></td>	
9	五川山	0.04以下 0.01以下	3月1回	1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1     1 <td></td>	
基 1	フッ素及びその化合物	0.8以下 1.0以下 0.002以下 0.05以下	3月1回(※1)	1     1 <td>1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</td> <td>1     1<td>安全性の確認のため</td></td>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1     1 <td>安全性の確認のため</td>	安全性の確認のため
13	X 1,2	0.02以下 0.01以下	071 E (7.17)	1 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1     1 <td></td>	
2: 2: 2: 2: 2: 2: 2:	塩素酸	0.0以下 0.6以下 0.02以下 0.06以下 0.03以下 0.1以下 0.1以下	3月1回	1 1 1 1 4 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1         1	
29 29 30 3	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド	0.03以下 0.03以下 0.09以下 0.08以下		4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	4     4 <td></td>	
33 34 33 34 性 33	亜鉛及びその化合物       アルミニウム及びその化合物       鉄及びその化合物       銅及びその化合物       ナトリウム及びその化合物       マンガン及びその化合物       塩化物イオン	0.05以下 200以下	3月1回(※1) 月1回	1     1     1     1     4     1 <td>1     1<td>1         1</td><td>性状等の確認のため</td></td>	1     1 <td>1         1</td> <td>性状等の確認のため</td>	1         1	性状等の確認のため
に 関 4	カルシウム、マグネシウム等(硬度)     ※2       蒸発残留物     ※2       陰イオン界面活性剤     ※2	500以下 0.2以下	3月1回 (※1)	1 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 1 1 1 1 4 1 1 1 1	1     1     1     1     1     1     1     1     1       1     1     1     1     1     1     1     1     1       1     1     1     1     1     1     1     1     1	1     1 <td> エル/・44~7月度100~7/1~62</td>	エル/・44~7月度100~7/1~62
る 項 4 目 4 4	ジェオスミン         2-メチルイソボルネオール         非イオン界面活性剤       ※2         フェノール類       ※2         有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)         p H値		発生月1回 3月1回(※1)	1     1     1     1       1     1     1     1     1     1       1     1     1     1     4     1     1     1     1     1       1     1     1     1     4     1     1     1     1     1     1       1     1     1     1     1     2     1     1     2     1     1     1     1       1     1     1     1     1     1     2     1     1     1     1     1     1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1         1	
48 49 50 5	P. 11   E.	異常でないこと 異常でないこと 5度以下 2度以下	月1回	1     1     1     1     1     2     1 <td>1     1<td>1     1<td>安全性及び性状等の確認のため</td></td></td>	1     1 <td>1     1<td>安全性及び性状等の確認のため</td></td>	1     1 <td>安全性及び性状等の確認のため</td>	安全性及び性状等の確認のため
	残留塩素   ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)   及びペルフルオロオクタンスを (PFOA)	1以 0.00005mg/L以下	mg/L) F	12 12 12 1 1 1 1	12 12 12	12         12<	消毒の効果 安全性の確認のため
15 16 17	その他項目 ウェルシュ菌芽胞 クリプトスポリジウム ジアルジア	- - -		4 4 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	4     4     4     4     4     4       1     1     1     1     1     1       1     1     1     1     1     1	4     4     4     12	、源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため 安全性の確認のため

- ※1:過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
  ※2:送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
  ※3:検査頻度の最低回数を示す。
  ※4:総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
  ※5:過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
  ※6:一般細菌と合わせて検査
  ※7:ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和
  :法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-12 大崎上島町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点・・・・・・・・・・・
2	水質検査の採水地点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・・

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	6,714人
計画給水人口	7,000人
給水区域内普及率	99.6%
計画一日最大給水量	6, 000 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	4, 742m³
一日平均給水量	3, 281 m³

#### (1) 広島用水系

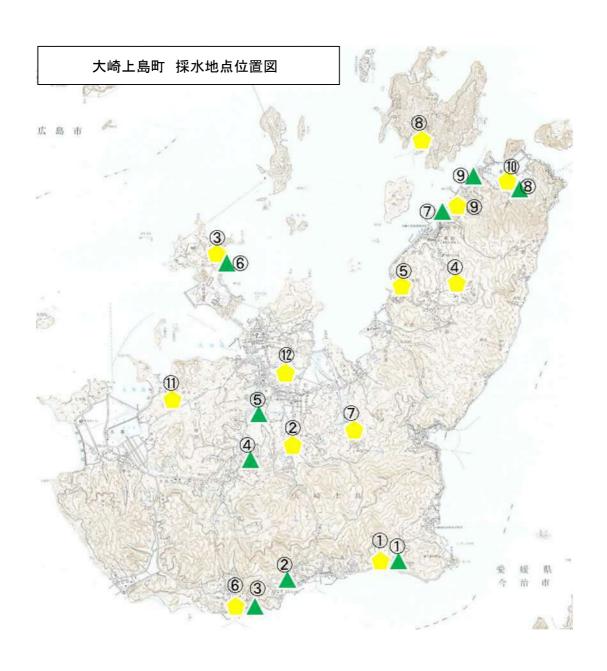
水源	広島用水(浄水受水)
受水地点	大串、中野、向山、山尻、矢弓、白水、盛谷、明石、木江、弁才分水点
浄水受水	【大串、中野、向山、山尻、矢弓、白水、盛谷、明石、木江、弁才分水点】 (施設能力) 5,663 m <sup>3</sup> /日 (浄水方法) 水道用水供給事業編に記載
水質管理上 の留意事項	○ 広島用水の水質管理上の留意点は、水道用水供給事業編に記載しています。

### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表2及び、採水地点位置図 (p2) のとおりです。

表 2 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	12	① 沖浦屋内運動場 ②本郷老人集会所 ③長島老人集会所 ④小原老人集会所 ⑤矢弓老人集会所 ⑥明石会館 ⑦山尻公園 ⑧生野島フェリー待合所 ⑨古江老人集会所 ⑩垂水老人集会所 ⑪瀬井集会所 ⑫沖菅原親水公園
<b>^</b>	給水栓等 (毎日検査)	9	①沖浦屋内運動場 ②沖浦ポンプ所 ③明石会館 ④西野公民館 ⑤中野受水池 ⑥長島老人集会所 ⑦古江老人集会所 ⑧垂水老人集会所 ⑨生野島別れ



別表-1 毎日検査項目

	17 日	甘淮店	検査頻度	検査計画 (回/日/1 箇所当)	<b>38</b>	
	項目	基準値	(施行規則)	給水栓等 ①~⑨	理由	
1	色	異常でないこと				
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	安全性の確認のため	
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L 以上				

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

別表																
水質	基準項	頁目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生労	·働省令第101号))						計画							
区分	No.	項目	基準値(mg/L)	検査頻度 (施行規則)	水栓等①沖浦屋内運	栓等②本郷老	水栓等③長島老人集	水栓等④小原老人集	水栓等⑤矢弓老人集	水栓等⑥明石	水栓等⑦山尻公園	水栓等 8 生野島フェ	水栓等 ⑨古江老人	⑩垂水老人集	水栓等①頼井集会所	水 全等 [2] 中 管 管 環
		(= ( ) ( )												净		
	1	一般細菌	100個/mL以下	D 1 🖂	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		大腸菌(定量) 大腸菌(定性)	検出されないこと	月1回	19	19	19	19	10	19	19	19	19	12	19	12
		大勝国 (足性)  カドミウム及びその化合物 ※2	検出されないこと 0.003以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下						1	1	1	1				
		<ul><li>小級及びでいた日初</li><li>セレン及びその化合物</li><li>※2</li></ul>	0.0005以下						1	1	1	1				
		鉛及びその化合物	0.01以下	3月1回 (※1)					1	1	1	1				
		ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下						1	1	1	1				
	8	六価クロム化合物	0.02以下						1	1	1	1				
	9	亜硝酸態窒素 ※2	0.04以下						1	1	1	1				
		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月1回		4			4	4	4			4		4
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	10以下		12	12	12	12	12	12		12	12	12	12	12
		フッ素及びその化合物     ※2       ホウ素及びその化合物     ※2	0.8以下 1.0以下						1	1	1	1			_	
		四塩化炭素 ※2	0.002以下						1	1	1	1				
基		1,4-ジオキサン ※2	0.05以下	3月1回 (※1)		1 1 1 1			ウクサの体型のため							
準項	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン ※2	0.04以下						1	1	1	1				安全性の確認のため
目	17	ジクロロメタン ※2	0.02以下						1	1	1	1				
		テトラクロロエチレン ※2	0.01以下						1	1 1		1				
		トリクロロエチレン ※2	0.01以下						1 1		1	1				
		ベンゼン	0.01以下						1	1	1	1				
		塩素酸	0.6以下			4			4	4	4	4	4	4	4	4
		クロロ酢酸 クロロホルム	0.02以下 0.06以下		4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4
		ジクロロ酢酸	0.00以下		4		4		4	4	4	4	4	4	4	4
		ジブロモクロロメタン	0.1以下	1	4	-			4	4	4	4	4	4	4	4
		臭素酸	0.01以下	3月1回	4		4		4	4	4	4	4	4	4	4
	27	総トリハロメタン	0.1以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		トリクロロ酢酸	0.03以下		4				4	4	4	4	4	4	4	4
		ブロモジクロロメタン	0.03以下		4		4		4	4	4	4	4	4	4	4
		ブロモホルム	0.09以下		4				4	4	4	4	4	4	4	4
-		ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	0.08以下 1.0以下		4	4	4	4	1	1	4	4	4	4	4	4
		アルミニウム及びその化合物	0. 2以下		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		鉄及びその化合物	0. 3以下	3月1回 (※1)					1	1	1	1				
	35	銅及びその化合物	1.0以下	0万1四 (※1)					1	1	1	1				
		ナトリウム及びその化合物 ※2	200以下						1	1	1	1				
J.41-		マンガン及びその化合物 塩化物 イオン	0.05以下	月1回	10	10	10	10	12	1 2	1 2	10	10	12	1.9	19
性状		塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2	200以下 300以下	月1円	12	12	12	12	12	12		12	12	12	14	性状等の確認のため
に			500以下	3月1回 (※1)					1		1	1				
関		陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下	-// (/•\-1/					1	1	1	1				
す	42	ジェオスミン	0.00001以下	発生月1回					1							
る		2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	光生月1日					1	1	1	1				
項		非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回 (※1)					1	1	1	1				
目		フェノール類 ※2	0.005以下	-/1 *H (/*\1/	10	1.0	10	10	1	1	1	1	10	1.0	1.0	10
		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下											12		
	47		5.8以上8.6以下 異常でないこと						12 12					12 12		10
		臭気	異常でないこと	月1回										12		
		色度	5度以下		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	51	濁度	2度以下			12				12		12		12		
水質管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号))																
-		ab da le de	目標値(i		ļ.,	4.01	41	2.1	4.01	4.01			41	4.01		10
日	16	残留塩素	1以	l'	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12 消毒の効果

※1 : 過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。
 ※2 : 送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。
 ※3 : 検査頻度の最低回数を示す。
 ※4 : 総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。
 ※5 : 過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価
 ※6 : 一般細菌と合わせて検査
 ※7 : ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ)に基づき実施する検査

# Ⅲ-13 世羅町水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点 ・・・・・・・・・・・・・	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	水質検査の項目及び頻度「別表」・・・・・・・・・・・・・・・・	7

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表 1 及び、(1)  $\sim$  (9) のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表 2 のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	8,876人
計画給水人口	9,000人
給水区域内普及率	85.6%
計画一日最大給水量	4, 500 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	$3,669 \mathrm{m}^3$
一日平均給水量	2, 683 m <sup>3</sup>

#### (1) さかえ浄水場系

水源	山田川(山田川ダム) 伏流水 第3水源 浅井戸
取水地点	山田川取水場 第3水源 浅井戸
浄 水 施 設	【さかえ浄水場】 (住 所) 世羅町大字東神崎 (施設能力) 2,850m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転 管理を徹底します。

#### (2) 小国浄水場系

(2) 11/1/2/2/	
水源	美波羅川水源 表流水
取 水 地 点	美波羅川
	【小国浄水場】
	(住 所) 世羅町大字小国
净水施設	(施設能力) 413m³/日
伊水旭政	(浄水方法) 緩速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転
の留意事項	管理を徹底します。

#### (3) 津田浄水場系

(0) 中国门/10////	
水源	津田水源 表流水
取 水 地 点	津田水源 表流水
	【津田浄水場】
	(住 所) 世羅町大字下津田
净水施設	(施設能力) 242m³/日
伊水旭权	(浄水方法) 緩速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転
の留意事項	管理を徹底します。

### (4) 重永前·田打浄水場系

水源	取水井No.1 深井戸
717 1017	取水井No.2 深井戸
取水地点	取水井No.1 深井戸
取 / 地 点	取水井No.2 深井戸
	【重永前・田打浄水場】
	(住 所) 世羅町大字重永
净水施設	(施設能力) 223m³/日
伊水旭权	(浄水方法) 消毒のみ
	凝集剤:
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。

### (5) 賀茂浄水場系

水源	乙丸川水源 表流水 第 2 水源 深井戸 (休止中)			
取水地点	乙丸川水源 乙丸川 第 2 水源 深井戸			
浄 水 施 設	【加茂浄水場】 (住 所) 世羅町大字賀茂 (施設能力) 90m³/日 (浄水方法) 緩速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC) 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転 管理を徹底します。			

#### (6) 垰浄水場系

水源	<b>垰水源 深井戸</b>		
水源	第2水源 深井戸(休止中)		
取水地点	<b>垰水源 深井戸</b>		
取 / 地 点	第 2 水源 深井戸		
	【津久志浄水場】		
	(住 所) 世羅町大字黒渕		
净水施設	(施設能力) 60m <sup>3</sup> /日		
伊水旭权	(浄水方法) 消毒のみ		
	凝集剤:		
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。		

### (7) 大見浄水場系

(1) 2 (2) (1) (1 (3) (3) (1)				
水源	大見取水井 深井戸 (休止中)			
	戸張第1・2取水井 深井戸			
取水地点	大見取水井 深井戸			
以 八 延 灬	戸張第1·2取水井 深井戸			
	【大見浄水場】			
	(住 所) 世羅町大字戸張			
净水施設	(施設能力) 190m³/日			
17 / 10 成	(浄水方法) 消毒のみ			
	凝集剤:			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上	○ 原水の問題は特にありませんが、濁度の監視をします。			
の留意事項				

### (8) 水の別飲料水供給施設系

水源	第3水源 深井戸			
取水地点	第 3 水源 深井戸			
	【水の別浄水場】			
	(住 所) 世羅町大字寺町			
净水施設	(施設能力) 80m <sup>3</sup> /日			
17 /八 /厄 成	(浄水方法) 急速ろ過			
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)			
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム			
水質管理上	○ 原水の問題は特にありませんが、急速ろ過処理及び除鉄・除マンガン設			
の留意事項	備の運転管理を徹底します。			

#### (9) 黒淵浄水場系

(0) ////////////////////////////////////	2) W/MILL 12:30 X/V				
水源					
取水地点					
	【黒淵浄水場】				
	(住 所) 世羅町大字黒渕				
	(施設能力) 1,450m³/日				
浄水施設	(浄水方法) 緩速ろ過				
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)				
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム				
	その他: 苛性ソーダ				
水質管理上	○ 降雨時の濁度及び、有機物上昇の問題があるため、緩速ろ過処理の運転				
の留意事項	管理を徹底します。				

### 表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

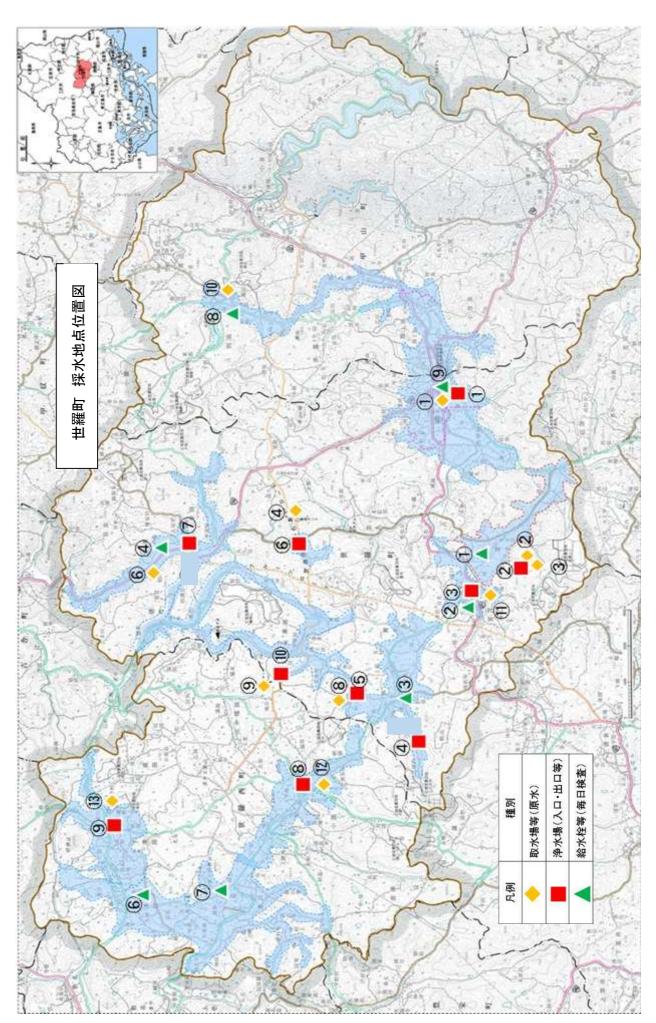
双乙 有行爪	勿 ♥ ノ / ト イ//ト ♥ ノ / 里 大貝 こ ノ ブ ノ	1 1/1/1/1/1/1/1	<u> </u>	(//5//// -	<del>1</del>
浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標 菌の検出の 有無	リスクレベル	ろ過施設 等の有無
さかえ浄水場	山田川(山田川ダム)	伏流水	有	3	有
さかえ伊小場	第3水源	浅井戸	有	3	有
小国浄水場	美波羅川水源	表流水	有	4	有
津田浄水場	津田水源	表流水	有	4	有
重永・田打浄水場	取水井No.1	深井戸	有	3	無
<u> </u>	取水井No.2	深井戸	無	1	無
賀茂浄水場系	乙丸川水源 表流水	表流水	有	4	有
	第2水源(休止中)	深井戸	無	1	有
	<b>垰水</b> 源	深井戸	無	1	無
垰浄水場 	第2水源(休止中)	深井戸	有	3	無
	大見取水井 (休止中)	深井戸	有	3	無
大見浄水場	戸張第1・2 取水井	深井戸	有	3	無
水の別飲料水供給 施設	第 3 水源	深井戸	有	3	有
黒淵浄水場	目谷ダム	ダム湖沼水	有	4	有

### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図(p6)のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
<b>•</b>	取水場等 (原水)	11	①第3水源(浅井戸) ②重永前・田打第1取水点 ③重永前・田打第2取水場 ④第3取水場(深井戸) <del>⑤大見第1取水場</del> ⑥戸張取水場 <del>⑦津口第2水源</del> ⑧垰水源 ⑨目谷ダム ⑩山田川 ⑪乙丸川 ⑫美波羅川 ⑬胡磨川
•	浄水場 (入口・出口等)	10	①さかえ浄水場 管理棟 ②重永前・田打浄水場 管理棟 ③賀茂浄水場 管理棟 ④津久志浄水場 管理棟 ⑤垰浄水場 管理棟 ⑥水の別浄水場管理棟 ⑦大見浄水場 管理棟 ⑧小国浄水場 管理棟 ⑨津田浄水場 管理棟 ⑩黒淵浄水場 管理棟
<b>A</b>	給水栓等 (毎日検査)	9	①重永前・田打地区 ②賀茂地区 ③津久志地区 ④大見地区 ⑤小国地区 ⑥津田地区 ⑦西世羅地区 ⑧東地区 ⑨さかえ地区



別表-1 毎日検査項目

	項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~⑨	
1	色	異常でないこと			
2	濁り	異常でないこと	1 日 1 回	1	安全性の確認のため
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			

: 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号イ) に基づき実施する検査

水質	基準項	頁目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚	厚生労働省令第101号)	)					検	查計画	画(回,	/年)	<b>※</b> 3										
					水場場	水場場	取水場	水場場	水場場	取水場	浄水場場	浄水場	取水場	給水栓等	文 次 湯 湯 水 場	取水場	浄水場場	k 水 湯 場					
区				検査頻度	⑩(日)	第一さ	等 ②重永前・	② 重 永 前	等①乙丸川 公東	量	⑤ 特 浄 水 場	(6)	(6)	等⑦大見浄水場等②美波羅川	2 (8)	13 胡磨川	田角	10 10 黒 湯 2 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3 湯 3					
分	No.	項目	基準値(mg/L)	(施行規則)	ì	水場 管理	田打第1取水点	打浄水場	7場 管理材	<b>景</b>	* 管理棟 対	水場管	芴	場 管理棟	場管理棟		水場 管理棟	/ 場 管理棟	理由				
	1	一般細菌	100個/mL以下		原』	原 <mark>浄</mark>	原 原	棟 净 』	原 <mark>消</mark> 1 1	争 原 2 1		刊 1 12		<mark>浄</mark> 原	原 <mark>浄</mark> 1 12		<mark>浄</mark> 原	原 <mark>浄</mark> 1 12					
	2	大腸菌 (定量)	検出されないこと	月1回	4	4	12 1		12	1		4	12		4	4		4					
		大腸菌(定性)       カドミウム及びその化合物       ※2	検出されないこと 0.003以下		1	1 1	1 1	12	1	1 1	12	12	1	12	1 1		12	12					
	4	水銀及びその化合物 ※2	0.0005以下		1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	. 1	1	1 1					
		セレン及びその化合物       ※2         鉛及びその化合物	0.01以下 0.01以下	3月1回 (※1)	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1					
	7	ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下	->,,-,-,	1	1 1	1 1	4	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1					
		<u> 六価クロム化合物</u> 亜硝酸態窒素 ※2	0.02以下 0.04以下		1		1 1	1	1	1 1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1					
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	3月1回	1		1 1	4	1	4 1	4	1 4	1	4	1 4	1	-	1 4					
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素       ※2         フッ素及びその化合物       ※2	10以下		1	1 12 1 4	1 1	12	1 1	2 1 1 1	12	1 12 1 4	1	12	1 12 1 4	1		1 12 1 1					
	13	ホウ素及びその化合物 ※2	1.0以下		1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1					
基準		四塩化炭素※21,4-ジオキサン※2	0.002以下 0.05以下		1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1	1	1	1 1 1 1					
項	16	シス-1,2-ジクロロエチレン ****	0.04以下	3月1回 (※1)	1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1	安全性の確認のため				
目		及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン **2 ジクロロメタン **2	0.02以下						1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	. 1	1	1 1	
		テトラクロロエチレン ※2	0.01以下			1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	. 1	1	1 1				
		トリクロロエチレン ※2 ベンゼン	0.01以下 0.01以下			1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	1	1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	1	1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$				
	21	塩素酸	0.6以下			4		4		4	4	4		4	4		4	4					
		クロロ酢酸 クロロホルム	0.02以下 0.06以下			4		4		4	4	4		4	4		4	4					
	24	ジクロロ酢酸	0.03以下					4		4		4	4	4		4	4	Į į	4	4			
		ジブロモクロロメタン 臭素酸	0.1以下 0.01以下	3月1回		4		4		4	4	4		4	4	E I	4	4					
	27	総トリハロメタン	0.1以下	97,11		97,11	07,11	-7,4-1		4		4		4	4	4		4	4	l l	4	4	
	28	トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン	0.03以下 0.03以下			4		4		4	4	4		4	4	E I	4	4					
	30	ブロモホルム	0.09以下			4		4		4	4	4		4	4		4	4					
		ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	0.08以下 1.0以下		1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	$\begin{array}{c c} 4 \\ 1 \end{array}$	1	1	1 1	1	1	1 1					
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下		1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1 4	1	1	1 1	1	1	1 1					
		鉄及びその化合物 銅及びその化合物	0.3以下 1.0以下	3月1回 (※1)	1		1 1	1	1	1 1	1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	1	1	1 1	1	1	1 1					
	36	ナトリウム及びその化合物 ※2 マンガン及びその化合物	200以下		1	_	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1 1 1	1		1 1 1 1					
性	38	塩化物イオン	0.05以下 200以下	月1回	1	1 12	1 1	1 12	1 1	2 1	12	1 12	1		1 12			1 12	性状等の確認のため				
状に	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度) ※2 蒸発残留物 ※2	300以下 500以下	3月1回 (※1)	1	_	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	4	1 1	1	1	1 1	下小 4.ヘル田師ハヘン/ごなる				
関	41	陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下	0/11년 (水1/	1		1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	1	1 1					
する		ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 0.00001以下	発生月1回	1	1		1	1	1	1	1 1		1	1 1	. 1	1	1 1					
項	44	非イオン界面活性剤 ※2	0.02以下	3月1回 (※1)	1	_	1 1	1	1	1 1	1	1 1	1	1	1 1	1	-	1 1					
目	45	フェノール類 ※2 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.005以下 3以下	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	1	1 1 1 12	1 1	1 12	1 1	1 1	12	1 1 1 12	1	12	1 1 1 12	1		1 1 1 12					
	47	pH值	5.8以上8.6以下		1	1 12	1 1	12	1 1	2 1	12	1 12	1	12	1 12	2 1	12	1 12					
	48	臭気	異常でないこと 異常でないこと	月1回	-	1 12 1 12			1 1	2 1		1 12 1 12			1 12 1 12			1 12 1 12	安全性及び性状等の確認のため				
	50	色度	5度以下		1	1 12	1 1	12	1 1	2 1	12	1 12	1	12	1 12	2 1	12	1 12					
水質		<u>濁度</u> 目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年	2度以下 10月10日付健発第101	L0004号))	1	1 12	1 1	12	1 1	2 1	12	1 12	1	12	1   12	2 1	12	1 12					
			目標値(	ng/L)	<b> </b>	10		10	-	0	10	10		10	10	, I	10	10	W = A H H				
		残留塩素 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	1以1			12		12	1	.2	12	12		12	12	2	12	12	消毒の効果				
F	31	及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以了	、(智圧) ※ (		1		1		1	1	1		1	1		1	1	安全性の確認のため				
	15	その他項目 ウェルシュ菌芽胞	-		4	4	12		12			4	12		4	4		4	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため				
	16	クリプトスポリジウム ジアルジア	-		1	1	4 1		1	1		1	4		1	1		1	安全性の確認のため				
	17	VIIVVI	-		1	1	4 1		1	1	L_	1	4		1	1		1					

※1:過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2:送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。

※3 : 検査頻度の最低回数を示す。 ※4 : 総農薬方式(各項目の検出値と目標値の比の総和)による。 ※5 : 過マンガン酸カリウム消費量については、TOCの測定値から換算した値を用いて評価

※6:一般細菌と合わせて検査

※7 : ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和 : 法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ) に基づき実施する検査

## Ⅲ-14 神石高原町簡易水道事業編

1	水道事業の概要及び水質管理上の留意点	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	水質検査の採水地点 ・・・・・・・・	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
3	水質検査の項目及び頻度 [別表]・・・・	•		•		•		•				•	•	•	10

#### 1 水道事業の概要及び水質管理上の留意点

水道事業の概要及び水質管理上の留意点は、表1及び、(1)~(19)のとおりです。各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル(原水)等は、表2のとおりです。

表1 水道事業の概要(令和6年3月現在)

現在給水人口	3,9214人
計画給水人口	4,005人
給水区域内普及率	84.3%
計画一日最大給水量	1, 301 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	1, 301 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	1, 272. 8m³

#### (1) 市場浄水場系

水源	福本水源 表流水
取水 地点	安田川 (高梁川水系)
	【市場浄水場】
	(住 所) 神石郡神石高原町油木
	(施設能力) 390 m³/日
	(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過
浄水施設	※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置(ユニフロサンドフィル
	タ) による前処理
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他: アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

### (2) 西油木浄水場系

	西油木第1水源 深井戸
水源	西油木第2水源 深井戸
	西油木第 3 水源 深井戸
	西油木第1水源 深井戸
取水地点	西油木第2水源 深井戸
	西油木第 3 水源 深井戸
浄 水 施 設	【西油木浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町油木 (施設能力) 123 ㎡/日 (浄水方法) 消毒のみ
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

### (3) 小吹浄水場系

水源	小吹水源 深井戸
取水地点	小吹水源 深井戸
浄 水 施 設	【小吹浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町近田 (施設能力) 55 ㎡/日 (浄水方法) 除鉄+除マンガン 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 原水でフッ素の数値が高めですので注意を要します。

### (4) 安田浄水場系

	安田第1水源	深井戸
水源	安田第2水源	深井戸
取水地点	安田第1水源	深井戸
以 / 1 地 点	安田第2水源	深井戸
浄 水 施 設	【安田浄水場】 (住 所) (施設能力) (浄水方法)	神石郡神石高原町安田 55 ㎡/日 上向流緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	〇 深井戸は7	k質的に安定しています。

### (5) 近田浄水場系

水源	仙養ダム 伏流水
取水地点	正行川
	【近田浄水場】
	(住 所) 神石郡神石高原町近田
净水施設	(施設能力) 244 m³/日
一	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過+活性炭ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。
の留意事項	

#### (6) 花済浄水場系

(O) JUIN 11.716.007	
水源	仙養ダム 伏流水
取水地点	正行川
浄 水 施 設	【花済浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町花済 (施設能力) 34 ㎡/日 (浄水方法) 急速ろ過 凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

### (7) 東・南油木浄水場系

水源	南油木第1 深井戸
取水地点	南油木第1 深井戸
浄 水 施 設	【東・南油木浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町油木 (施設能力) 40 ㎡/日 (浄水方法) 上向流緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

### (8) 永野北浄水場系

水源	永野北水源 深井戸		
取水地点	永野北水源 深井戸		
浄 水 施 設	【永野北浄水場】		
	(住 所) 神石郡神石高原町永野		
	(施設能力) 65 m³/日		
	(浄水方法) 凝集沈殿+急速ろ過		
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)		
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上	○ 深井戸は水質的に安定しています。		
の留意事項			

### (9) 四日市浄水場系

水源	四日市第1水源 浅井戸
	四日市第2水源 深井戸
取水地点	四日市第1水源 浅井戸
	四日市第2水源 深井戸
	【四日市浄水場】
浄 水 施 設	(住 所) 神石郡神石高原町下豊松
	(施設能力) 178 m³/日
	(浄水方法) 急速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸は 周辺環境の変化に影響されやすいので注意を要します。
	○ 深井戸は水質的に安定しています。

### (10) 野呂谷浄水場系

水源	第1水源 深井戸		
	第2水源 伏流水		
取水地点	第1水源 深井戸		
	第2水源 伏流水		
	【野呂谷浄水場】		
浄 水 施 設	(住 所) 神石郡神石高原町下豊松		
	(施設能力) 56 m³/日		
	(浄水方法) ヒ素除去,急速ろ過		
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)		
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム		
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。		
	○ 深井戸は、ヒ素数値が基準以上ですので注意を要します。		

### (11) 小畠浄水場系

水源	小畠水源 伏海	<b>荒水</b>	
取水地点	宮谷川(高粱川水系)		
	【小畠浄水場】		
	(住 所)	神石郡神石高原町小畠	
	(施設能力)	120 m³∕∃	
	(浄水方法)	急速ろ過+緩速ろ過	
浄水施設		※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置(ユニフロサンドフィル	
		タ) による前処理	
		凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)	
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム	
		その他:アルカリ剤	
水質管理上 の留意事項	〇 降雨時に	おける濁度及び有機物の上昇に注意を要します。	

### (12) 河原郷浄水場系

<del></del>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
水源	河原郷水源 浅井戸
取水地点	河原郷水源 浅井戸
	【河原郷浄水場】
	(住 所) 神石郡神石高原町小畠
	(施設能力) 100 m³/日
浄水施設	(浄水方法) 急速ろ過
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 浅井戸は、周辺環境の変化に影響されやすく、稀に濁度が高くなること
	があるので注意を要します。

### (13) 光信浄水場系

(49) A 10 11 11 13 1 1997 1	•	
水源	光信水源 深井戸	
取水地点	光信水源 深井戸	
浄 水 施 設	【光信浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町光信 (施設能力) 289 ㎡/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤: 次亜塩素酸ナトリウム	
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。	

## (14) 大上浄水場系

水源	大上水源 深井戸	
取水地点	大上水源 深井戸	
浄 水 施 設	【大上浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町上 (施設能力) 100 ㎡/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム	
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。	

### (15) 高蓋浄水場系

==111 . 4												
水源	高蓋水源 表流水											
取 水 地 点	天多田川 (芦田川水系)											
浄 水 施 設	【高蓋浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町高蓋 (施設能力) 200 ㎡/日 (浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム											
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。											

### (16) 花屋谷浄水場系

	·
水源	花屋谷水源 深井戸
取 水 地 点	花屋谷水源 深井戸
浄 水 施 設	【花屋谷浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町高蓋 (施設能力) 110 ㎡/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸は水質的に安定しています。

## (17) 井関浄水場系

水源	井関水源 表記	<b></b>
取水地点	井関川支流(清	高梁川水系)
	【井関浄水場】	
	(住 所)	神石郡神石高原町井関
	(施設能力)	172 m³∕∃
	(浄水方法)	急速ろ過+緩速ろ過
浄水施設		※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置(ユニフロサンドフィル
		タ) による前処理
		凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
		消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
		その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時に	おける濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

### (18) 高下田浄水場系

(20) 1:01 1 11 71 : 333	
水源	高下田水源 深井戸
取水地点	高下田水源 深井戸
浄 水 施 設	【高下田浄水場】 (住 所) 神石郡神石高原町井関 (施設能力) 56 ㎡/日 (浄水方法) 消毒のみ 消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
水質管理上 の留意事項	○ 深井戸はマンガンの数値が高めですので注意を要します。

### (19) 時安浄水場系

水源	時安水源 表流水
取水地点	下原川 (高梁川水系)
	【時安浄水場】
	(住 所) 神石郡神石高原町時安
	(施設能力) 145 m³/日
	(浄水方法) 急速ろ過+緩速ろ過+活性炭ろ過
浄水施設	※急速ろ過は上向流移床型砂ろ過装置(ユニフロサンドフィル
	タ) による前処理
	凝集剤:ポリ塩化アルミニウム(PAC)
	消毒剤:次亜塩素酸ナトリウム
	その他:アルカリ剤
水質管理上 の留意事項	○ 降雨時における濁度及び有機物の上昇に注意を要します。

表2 各浄水場の水源の種類とクリプト対策指針リスクレベル (原水) 等

浄水場名	水源地	原水の種類	過去の指標菌 の検出の有無	リスク レベル	ろ過施設 等の有無
市場浄水場	福本水源	表流水	有	4	有
	西油木第1水源	深井戸	有	3	
西油木浄水場	西油木第2水源	深井戸	有	3	無
	西油木第3水源	深井戸	有	3	
小吹浄水場	小吹水源	深井戸	有	3	無
	安田第1水源	深井戸	有	3	<i>+</i> \•/
安田浄水場	安田第2水源	深井戸	有	3	有※
近田浄水場	仙養ダム	伏流水	有	3	有
花済浄水場	仙養ダム	伏流水	有	3	有
東・南油木浄水場	南油木第1	深井戸	有	3	有※
永野北浄水場	永野北水源	深井戸	有	3	有
四日去海水相	四日市第1水源	浅井戸	有	3	<del></del>
四日市浄水場	四日市第2水源	深井戸	無	1	有
野呂谷第1浄水場・	第1水源	深井戸	無	1	有
野呂谷第2浄水場	第2水源	伏流水	有	3	有
小畠浄水場	小畠水源	伏流水	有	3	有
河原郷浄水場	河原郷水源	浅井戸	有	3	有
光信浄水場	光信水源	深井戸	無	1	有
大上浄水場	大上水源	深井戸	無	1	有
高蓋浄水場	高蓋水源	表流水	無	2	有
花屋谷浄水場	花屋谷水源	深井戸	無	1	有
井関浄水場	井関水源	表流水	有	4	有
高下田浄水場	高下田水源	深井戸	無	1	有
時安浄水場 ※上向流経速る過ご	時安水源	表流水	有	4	有

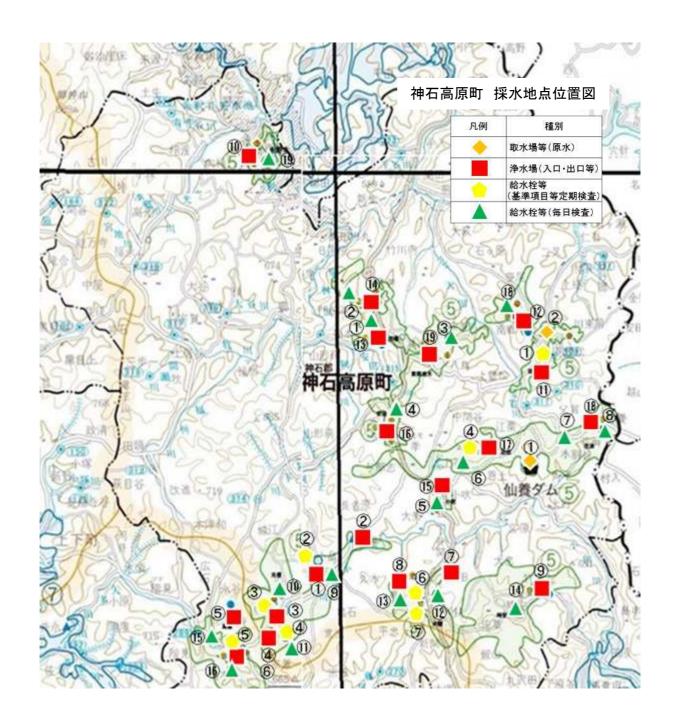
※上向流緩速ろ過方式

### 2 水質検査の採水地点

水質検査の採水地点は表3及び、採水地点位置図 (p10) のとおりです。

表3 水質検査の採水地点

凡例	種別	地点	地点名
<b>•</b>	取水場等 (原水)	2	①第2水源 ②山村広場取水場
	浄水場 (入口・出口等)	19	①小畠浄水場 ②河原郷浄水場 ③光信浄水場 ④大上浄水場 ⑤高蓋浄水場 ⑥花屋谷浄水場 ⑦井関浄水場 ⑧高下田浄水場 ⑨時安浄水場 ⑩永野北浄水場 ⑪四日市浄水場 ⑫野呂谷浄水場 ⑬市場浄水場 ⑭西油木浄水場 ⑮小吹浄水場 ⑯安田浄水場 ⑪近田浄水場 ⑱花済浄水場 ⑲東南油木浄水場
•	給水栓等 (基準項目等 定期検査)	7	①豊松支所 ②三和学校給食センター ③光信浄水場系 公衆トイレ ④あけぼの集会所 ⑤高蓋浄水場系 公衆トイレ ⑥五組生活センター ⑦くるみふれあいプラザ
<b>^</b>	給水栓等 (毎日検査)	19	①油木地区系市場給水栓 ②油木地区系西油木給水栓 ③東南油木地区水系東油木給水栓 ④安田浄水系安田中給水栓 ⑤小吹浄水系小吹給水栓 ⑥近田花済系近田給水栓 ⑦近田浄水系忠原給水栓 ⑧花済浄水系花済給水栓 ⑨小畠地区系小畠給水栓 ⑩小畠地区系光信給水栓 ⑪小畠地区系大上給水栓 ⑫井関地区系井関給水栓 ⑬井関地区系高下田給水栓 ⑭井関地区系時安給水栓 ⑮高蓋地区系高蓋給水栓 ⑯高蓋地区系花屋谷給水栓 ⑰四日市地区系四日市給水栓 雙松支所) ⑱野呂谷地区系野呂谷給水栓 ⑲永野北地区系永野北給水栓



別表-1 毎日検査項目

	項目	基準値	検査頻度	検査計画 (回/日/1箇所当)	理由
			(施行規則)	給水栓等①~⑩	
1	色	異常でないこと			安全性の確認の
2	濁り	異常でないこと	1日1回	1	女主性の唯恥の
3	消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L 以上			/C &/

: 法令(水道法施行規則第十五条第1項第一号イ)に基づき実施する検査

	別表-2 水質基準項目(水質基準に関する省令(平成15年5月30日付厚生労働省令第101号))											検	査計画 (	(回/年	手)※3										
小貝左手が	貝日(小員盔単に関りの目节(十成15年5月50日) 	节(平成15年5月30日刊厚生労働省节第101 <i>号))</i>								海海															
				伊   行	#   伊   伊     水   水	水 水	浄   糸水   オ		水水水		水力	f   伊   伊     水   水	水 水	伊		河 伊水		沙水 水	水水水	沙水 水	水水水	水	尹   伊水   水	水水水	
						場栓	場格	場 栓	場栓	: 場 栓	場と	全場 場	場場	場	場場	全場	場場			水 水 場	場場	場	易場	場場	
				(I) (C		等	(4) (4)	等	等	等	4	F 0 0	0 40	100 /	等等	等 (1)	40 40	(i)	(a) (b)	(P) (P)	400 400	等	(P) (10)	60 G	<u> </u>
					2)   2)   2) E   河   河	3   3	せ を	高高	花 花	# 3	8   6	5   9   9   5   時	時 永	永日		事   野	野野	市西	市西	小小	安安	第	近地	東東東	7
				畠 禾	1 原 原	信信	上に	蓋蓋		関る	下組	且 安 安	安 野	野	日 村 村	公呂	呂 呂	場油	場油	吹吹			田済	南南	
					学 郷 郷				谷谷	浄 み	田生	上 浄 浄		北 i	市広	支 谷	谷谷		浄木			水	争净	油油	理由
区 分 No.	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度 (施行規則)		交 浄 浄			水水	浄 洋	+  水   ふ	浄に	舌 水 水 2 場 場	水 净	浄	净   場   月 水   町	カー浄	浄浄水水	水净水	水海水	水地	水水	源	水   水 湯   場	木   木   浄   浄	
			(加图 1 1 79年刊 )		と 場 場					· 易あ			〜 場		場水	場	場場	場場	場場		-200 -200		/// -///	水水	
				1	2		戸	Ť .		い		7	予		場									場場	
				\( \sigma \)	7	公衆		分衆		ブ	1 1 '		備水												
				l lí		\( \)		A		サ			源												
						イ		イ																	
				百岁	新 原 <u>浄</u>	原浄	百岁	原浄	原海	► 原 <del>浄</del>	原光	争 原 <u>净</u>	原原	<b>海</b> [	原原	4 百	原浄	原原	海海	原浄	原浄	百	4. V4.	原浄	
1	一般細菌	100個/mL以下		房 <del>1</del> 1		2 1 12	月    月    1    1    1	ア 原 伊 2 1 12	房 <del>仔</del>	2 1 1	2 1 1		2 12 1				月 12		12 12	房 1 12	別 伊 2 1 1		<del>尹 (尹</del> 12 12	-	
2	大腸菌 (定量)	検出されないこと	月1回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12 1		12	1 12		12	12	1		1	
2'	大腸菌 (定性) カドミウム及びその化合物 ※2	検出されないこと 0.003以下		1	1 1 1	2 12	1	2 12	1	2 1	2 1	1 1 1	2 12	12	1 1	12	1 1 1	1 1	12 12	1 12	2 1		12 12 1 1		2
	水銀及びその化合物 ※2	0.005以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
5	セレン及びその化合物 ※2	0.01以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	鉛及びその化合物 ヒ素及びその化合物 ※2	0.01以下 0.01以下	3月1回 (※1)	1	4 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1 .	1 1	1 1 1	l l	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 4	1	<u>1</u>
	六価クロム化合物	0.02以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	亜硝酸態窒素 ※2	0.04以下	0.01.0	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	シアン化物イオン及び塩化シアン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ※2	0.01以下 10以下	3月1回	1 1	4 1 4	1 1 4	1 1	4 1 4	1 1	4 1 4 2 1 1:	1 1	4 1 2 12 1 12	1 1 1	12	1 1		1 4 12	1 1	12 12	1 12	1 1	1	$\begin{array}{c cc} 4 & 4 \\ 12 & 12 \end{array}$	1 1	$\frac{4}{2}$
12	フッ素及びその化合物 ※2	0.8以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	4 1	1 1	1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 12	2 1	1	1 1	1	1
13	ホウ素及びその化合物 ※2 四塩化炭素 ※2	1.0以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	$\frac{1}{1}$
左 15	四塩化炭素※21,4-ジオキサン※2	0.002以下 0.05以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	<u>1</u>
百 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び ※2	0.04以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	安全性の確認のため
H	N J J A - 1, 2 - 2 9 4 4 4 7 V J	- '		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	ジクロロメタン	0.02以下 0.01以下		1	1 1 1	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	1	1 1	1 1	$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ 1 & 1 \end{array}$	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
19	トリクロロエチレン ※2	0.01以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	ベンゼン 塩素酸	0.01以下 0.6以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	クロロ酢酸	0.02以下			4 4	1 4		4 4		4	4	4 4	4	4		4	4		4 4	4	1 .	1	4 4		4
	クロロホルム	0.06以下			4 4	1 4		4 4		4	4	4	4	4		4	4		4 4	4	1 .	1	4 4		4
	ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン	0.03以下 0.1以下			4 4	1 4		4 4		4	1	4 4	4	4		4	4		4 4	4	1	1	4 4		<u>4</u> 1
	臭素酸	0.01以下	3月1回		4 4	1 4		4 4		4	4	4	4	4		4	4		4 4	4	1	1	4 4		4
	総トリハロメタン	0.1以下			4 4	4		4 4		4 4	4	4 4	4	4		4	4		4 4	4	1 4	1	4 4		$\frac{4}{4}$
	トリクロロ酢酸   ブロモジクロロメタン	0.03以下 0.03以下			4 4	1 4		4 4		4 4	4	4 4	4	4		4	4		4 4	4	1 .	1	4 4		$\frac{4}{4}$
30	ブロモホルム	0.09以下			4 4	4 4		4 4		4	1	4	4	4		4	4		4 4	4	1 4	1	4 4		$\frac{1}{4}$
	ホルムアルデヒド 亜鉛及びその化合物	0.08以下 1.0以下		1	4 4	4 4	1	4 4	1	4 4	1 1	1 1	4	4	1 1	4	1 1	1 1	4 4	1 1	1 4	1	4 4	1	4
	アルミニウム及びその化合物	0. 2以下		1	1 1 1	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	4	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1		<u>1</u> 1
34	鉄及びその化合物	0.3以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1 :	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1		1
	銅及びその化合物 ナトリウム及びその化合物 ※2	1.0以下 200以下	->,,-,-,	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1		1 1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	<u>1</u>
37	マンガン及びその化合物	0.05以下		1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	4 1	1 1	1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	塩化物イオン	200以下	月1回	1 1	12 1 12	2 1 12	1 1	2 1 12	1 1	2 1 1:	2 1 1	12 1 12	2 12 1	12	1 1	12 1	1 12	1 1	12 12	1 12	2 1 1:	2 1	12 12	1 1	2 性状等の確認のため
	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)※2蒸発残留物※2	300以下 500以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1	1 1 4	1	1 1 1 4 1 1	1	1 1 4	1 1 1 1	4 1 .	1 1 1	4	1 1	4 1	$\begin{array}{c c} 1 & 4 \\ 1 & 4 \end{array}$	1 1	1 1	1 4	1 1 4	1 1	1 1	1 .	4
関 41	陰イオン界面活性剤 ※2	0.2以下	->,,-,-,	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	_	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	ジェオスミン 2-メチルイソボルネオール	0.00001以下 0.00001以下	発生月1回		1 1	1 1		1 1 1		1 1	1	1 1	1	1		1	1	1	1 1	1			5 5 5 5		1
		0.00001以下	0818 (*1)	1	1 1 1	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	1	1 1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
目 45	フェノール類 ※2	0.005以下	3月1回 (※1)	1	1 1 1	1 1 1	1	1 1 1	1	1 1 :	1 1	1 1 :	1 1	1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1	1	1 1	1	1
	有機物(全有機炭素(TOC)の量) p H値	3以下 5.8以上8.6以下		1 1	12 1 12 12 1 15	2 1 12	1 1	2 1 12	1 1	2 1 1	2 1 1	12 1 12 12 1 12		12	1 1	12 1 12 1	1 12		12 12 12 12	1 12 1 12			12 12 12 12		<u>2</u>
48	味	異常でないこと	月1回	1 1	12 1 12	2 1 12	1 1	2 1 12	1 1	2 1 1	2 1 1	12 1 12		12	1 1	12 1	1 12		12 12	1 12			12 12		望 2 安全性及び性状等の確認のため
49	臭気	異常でないこと	力1凹	1 1	12 1 12	2 1 12	1 1	2 1 12	1 1	2 1 1	2 1 1	12 1 12	2 12 1	12	1 1		1 12	1 1	12 12	1 12			12 12		2
50	色度 濁度	5度以下 2度以下		$\begin{array}{c c} 1 & 1 \\ \hline 1 & 1 \end{array}$			1 1	2 1 12	1 1 1 1	2 1 1:			2 12 1 2 12 1	12	1 1		1 12		12 12 12 12	1 12 1 12			12 12 12 12		
	水質管理目標設定項目(厚生労働省健康局長通知(平成15年10月10日付健発第1010004号))						- 1	1 14							-1 -1		1 10	-1 -	10 10	1 16	1 1			1	
日16	目16   残留塩素   目標値 (mg/L)   1以下				12 12	) 10	1	9 10	1	9 1	) 1	19 10	2 12	19		19	19		12 12	12	) 11	)	12 12	1:	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	0.00005mg/L以下			1 12	1 14	1	1 14		1 1	1	1 1	1 14	14		1	12		1 1	12	1	1	1 .	1.	
目31	及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	U. UUUUomg/L以下	(百足) ※4		1	1		1 1		1	I L	1	I	1		1	1		1 1	1			1 1		1 安全性の確認のため
その他項目 1	∃  ウェルシュ菌芽胞	_		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		12 1	19	12	1 19		12	12	1		1	水源の汚濁、異臭味障害、浄水処理障害物質等の監視のため
2	クリプトスポリジウム	-		1	1	1	-	1	1	1		1	1		4 1		4	1 4		4	4	1		1	安全性の確認のため
3	ジアルジア	_		1	1			1		1		1	1		4 1	4	4	1 4		4	4	1		1	<b>みエエッル的パンに</b> の

<sup>※1 :</sup>過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の場合は1年に1回まで省略することができる。基準値の1/10以下の場合は3年に1回まで省略することができる。 ※2 :送・配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかな場合には、浄水場出口を検査の箇所とすることができる項目。 ※3 :検査頻度の最低回数を示す。 ※4 :ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和 :法令 (水道法施行規則第十五条第1項第一号ロ) に基づき実施する検査

# IV 参考資料編

#### 水道水質基準等の説明

#### 【水道水質基準(51項目)】

人の健康の保護又は生活上の支障を生じるおそれのあるものとして水道法第4条に基づき設定される基準項目。水道事業者等にはこの基準に適合した水の供給と定期的な水質検査が義務付けられています。

#### ○ 水道水質基準の分類要件

浄水において評価値の1/10に相当する値を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目。 ただし、水銀及びその化合物等、水道法第4条に例示されている項目については、前記要件に関わらず水道水質基準となっています。

一方、毒性評価が暫定的であり、評価値も暫定とならざるを得ない項目は、水質管理目標設定項目となっています。

#### 【水質管理目標設定項目(27項目)】

将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水道事業者等において水質基準に係る検査に準じて監視を行い、その検出状況を把握し、水道水質管理上留意すべき項目。

#### ○ 水質管理目標設定項目の分類要件

水道水質基準には該当しないが、場合によっては、浄水において評価値の 1/10 に相当する値を 超えて検出される可能性のある項目。

#### 〇 農薬類

次の式で与えられる総農薬方式による評価を行い、検出指標値(DI)は1を越えないこととされています。

$$DI = \sum_{i} \frac{DV_i}{GV_i}$$
 DI : 検出指標値 DVi : 農薬  $i$  の検出値 GVi : 農薬  $i$  の目標値

測定を行う農薬については、各水道事業者がその地域の状況を勘案して選定することとされていますが、厚生労働省により、浄水で検出される可能性の高い農薬が掲げられています。

#### 【要検討項目(47項目)】

毒性評価が定まらない項目又は浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準及び水質管理目標設 定項目のいずれにも分類できない項目。

次の見直しの機会に適切な判断ができるよう、必要な情報・知見の収集に努めることとされています。現在、厚生科学審議会の答申にて 47 項目が掲げられています。

#### 【検査の省略】

一部の項目については、一定の条件を満たす場合は検査回数を減らすことが可能です。

また、一部の項目については、過去の検査結果や原水の状況等を勘案した結果、一定の条件を満たす場合は検査を省略することも可能です。

このように、水道事業者等が地域性及び効率性を踏まえた柔軟な運用が可能な水道水質基準となっていますが、水質検査を省略する場合はその理由を、水質検査計画に記載し、公表することが義務付けられています。

### 水質検査項目の説明

### (1) 毎日検査項目

水道法により、一日一回以上検査するよう決められている項目

	項目	説明
1	色	水道水に色がついていないことを確認します。 外観検査ですが、水質基準項目の色度の検査に代えることができます。
2	濁り	水道水が濁っていないことを確認します。 外観検査ですが、水質基準項目の濁度の検査に代えることができます。
3	消毒の残留効果	水道水には、消毒のため塩素を入れています。 この塩素が残留しており、安全性が保たれていることを確認するため、残留塩素濃度を検査します。

(2) 水質基準項目 水道水が満たすべき基準として決められている項目

		き基準として決めら 基準値		准之
	項目	<b>本</b> 华旭	説明 明年活性水や土むじに生容する知道細で、河川水に含まれていますが、一般には	備考
1	<u>6</u> /L-\cen_ <del>24;</del>	100個/1 以子	生活排水や土などに生育する細菌類で、河川水に含まれていますが、一般には無害な嫌蔑です。一般知恵は、漁水県の塩素消毒で除かれるため、水道水中には	ν <del>‡</del>
1	一般細菌	100 個/mL 以下	無害な雑菌です。一般細菌は、浄水場の塩素消毒で除かれるため、水道水中には	病原
			ほとんど検出されません。 人や動物の腸内に生育し、ふん便とともに排出される細菌で、一般には無害で	微生物
0	上明井	14111 + 10 + 10 × = 1.		生
2	大腸菌	検出されないこと	すが一部に病原性を示すものがあります。浄水場の塩素消毒で除かれるため、水	490
			道水中では検出されません。 一般に河川水に検出されることはまれで、鉱山排水や工場排水などから河川に	
	カドミウム及び		流入することがあります。電池やメッキなどに使われており、イタイイタイ病の	
3	ストミリム及い その化合物	0.003mg/L 以下	加入することがあります。 电池マグライなどに使われており、イグイイダイ州の 原因となった物質です。	
	て の 1 1 日 4 7 7		基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
			金字には、毎日寺から「ガな女王団を与慮して設定されています。 自然に由来する微量の無機水銀のほかに、工場排水などから河川に流入するこ	-
	水銀及び		日然に由来する版量の無機が載めばかれ、工物がかなどが均利性に加入することがあります。電池、蛍光灯や体温計などに使われており、有機水銀化合物は、	
4	不感及いその化合物	0.0005mg/L 以下	水俣病の原因となった物質です。	
	-C 071L E 100		基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
				-
5	セレン及び	0.01mg/L 以下	- 放に弧円折が、工場折がなどの加入によりで利用がで横山されることがあり、半導体の材料、薬剤などに使われます。	
J	その化合物	0.01mg/L LA	基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
			地質などの自然由来のほかに、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水	-
			に検出されることがあります。鉛製水道管を使用している場合、水道水に検出さ	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	れることがあります。	
			基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
			地質などの自然由来のほかに、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水	-
7	ヒ素及びその	0.01mg/L 以下	で検出されることがあります。合金、半導体材料に使われます。	-
•	化合物	0. 01mg/ E 5/( )	基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	無機
			自然にはほとんどなく、鉱山排水、工場排水などの流入によって河川水で検出	物 物
8	六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	されることがあり、クロムメッキ、皮なめしに使われます。	物質
	У ТШУ Т 2 ПВ 173	0. 02mg/ E 5/( )	基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	重
			窒素肥料、動植物の分解のほか、生活排水や下水などから河川に注入する窒素	金
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	のうち、アンモニアから硝酸に変化する中間の物質です。塩素消毒により硝酸態	属
-	111111111111111111111111111111111111111		窒素に酸化されます。	
			河川水に検出されることはまれで、工場排水などから河川に流入することがあ	
	シアン化物イオン	0 04 / 101 =	り、メッキ、害虫駆除剤に使われます。シアン化物が塩素処理されると塩化シア	
10	及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	ンに変化し分解します。	
			基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
			窒素肥料、動植物遺体の分解のほか、生活排水などから河川に流入します。	
	硝酸態窒素及び		亜硝酸態窒素は、血中のヘモグロビンと反応し酸素を運べなくするため、大量	
11	明酸態至素及い 亜硝酸熊窒素	10mg/L以下	に服用すると窒息状態になります。乳幼児の場合、体内で、硝酸態窒素が亜硝酸	
	里明政忠主杀		態窒素に変化するため、合わせて基準となっています。	
			基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
	フッ素及び		地質などの自然由来のほかに、工場排水から河川に流入します。適量では、む	
12	その化合物	0.8mg/L 以下	し歯予防の効果がありますが、高濃度では班状歯を起こします。	
	C 42 IP E 100		基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
	ホウ素及び		火山地帯の地下水、温泉水から河川に流入することがあります。また金属表面	
13	その化合物	1.0mg/L 以下	処理剤、ガラス、エナメル工業で使われ、工場排水から河川に流入します。	
	C >> 10 11 12		基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
			塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、フロンの原料、有機溶剤、金属	化学物質
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	の脱脂剤に使われます。	子 版
			基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	質 機

	項目	基準値	説明	備考
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	有機溶剤や安定剤として使われます。非イオン界面活性剤の洗剤の不純物としても含まれ、地下水を汚染した例があります。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
16	シス-1, 2-ジクロ ロエチレン及びト ランス-1, 2-ジク ロロエチレン	0.04mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、有機溶剤、染料抽出剤、香料などに使われるほか、自然界でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンが分解して生成することもあります。 基準値は、毒性、発がん性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、塗料、塗装の剥離剤、洗浄剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空気中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	一般有機
18	テトラクロロ エチレン	0.01mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、ドライクリーニングの溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空気中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	般有機化学物質
19	トリクロロ エチレン	0.01mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、有機溶剤、金属の脱脂剤に使われ、地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中から空気中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機化合物で空気中に揮発し易く、合成ゴム、合成皮革、染料などに使われ、 地下水を汚染することがあります。工場排水などから河川に流入しますが、水中 から空気中にほとんど揮発します。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒剤の二酸化塩素及び次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物です。水質管理目標設定項目でしたが、浄水において評価値 (0.6mg/L以下) の1/10を超えて検出されていることから水質基準とされました。消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの分解によって生じるため、次亜塩素酸ナトリウムの管理が極めて重要です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつで、トリハロメタンのうちクロロホルムが最も多くできます。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
25	ジブロモクロロ メタン	0.1mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの不純物及びオゾン処理時の副生成物です。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	消毒副
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するクロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルムを合計したものです。総トリハロメタンの生成量は、原水の有機物量、塩素注入量、水温などに影響され、これらが高いほど多く生成します。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	消毒副生成物
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するハロ酢酸のひとつです。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
29	ブロモジクロロ メタン	0.03mg/L以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
30	ブロモホルム	0.09mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成するトリハロメタンのひとつです。 夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	原水中の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成する消毒副生成物のひとつで、合成樹脂の原料や生物標本の固定液としても使われます。夏場の水温が高い時期には、濃度が高くなるので、重点的に検査しています。 基準値は、毒性等から十分な安全性を考慮して設定されています。	
32	亜鉛及び その化合物	1.0mg/L 以下	地質由来のほかに鉱山排水、工場排水から河川に流入します。また亜鉛メッキ 鋼管の水道管から微量に溶け出すことがあります。 基準値は、白濁や、お茶の味 が悪くなったりすることを考慮して設定されています。	色

	項 目	基準値	説明	備考
33	アルミニウム及び その化合物	0.2mg/L 以下	地質由来で河川水に含まれます。また、濁質を除去するための凝集剤として浄水場で使用していますが、浄水場の沈殿、ろ過でほとんど除去されます。多いと 白濁の原因となります。基準値は、着色の観点から設定されています。	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	地質由来のほかに鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。浄水場の沈殿、ろ過でほとんど除去されますが、鉄製の水道管のさびにより水道水に含まれることがあります。高濃度に含まれると金気臭や着色、赤水の原因となります。 基準値は、洗濯物への着色から設定されています。	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	地質由来のほかに鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。また給水装置などに使用される銅管、真鍮器具から溶け出して水道水で検出されることがあります。石鹸のかすと反応して青い付着物(銅石鹸)を作り、タイルなどの着色の原因となります。基準値は、洗濯物への着色防止という点から設定されています。	
36	ナトリウム及び その化合物	200mg/L 以下	海水の混入や工場排水などから河川水に含まれます。また、消毒剤として使用する次亜塩素酸ナトリウムなどによりわずかに増加します。 基準値は、味の観点から設定されています。	味覚
37	マンガン及び その化合物	0.05mg/L以下	地質由来のほかに鉱山排水、工場排水などから河川に流入します。消毒剤の塩素に酸化されて黒い粒子となり、いわゆる黒水の原因となることがありますが、 浄水処理しマンガンは除去されています。 基準値は、黒水の防止という点から設定されています。	色
38	塩化物イオン	200mg/L 以下	工場排水、生活排水などから河川に流入します。また、消毒剤として使用する 次亜塩素酸ナトリウムなどにより若干増加します。 基準値を超えると塩味を感じるので、味覚の点から設定されています。	
39	カルシウム,マグ ネシウムなど (硬度)	300mg/L 以下	カルシウムとマグネシウムの合計量で、主に地質に由来します。120mg/L以下が軟水、120mg/L以上が硬水とされています。硬度が高すぎると石鹸の泡立ちが悪くなることがあり、胃腸を害して下痢を起こす場合があります。 基準値は、味覚の点から設定されています。	味覚
40	蒸発残留物	500mg/L 以下	水を蒸発させたときの残量で、主にカルシウム、ナトリウムなどの塩類及び有機物です。多いと苦味、渋みを感じ、適度ではまろやかさを出すとされています。 基準値は、味覚の点から設定されています。	
41	陰イオン 界面活性剤	0.2mg/L 以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川に流入します。高濃度では泡立ちの 原因となります。基準値は、泡立ちを防止する点から設定されています。	発泡
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オールの別名。 湖沼やダム湖で繁殖するアナベナ、オシラトリアなどの藍藻類や放線菌などの 生物によって生成される異臭味の原因物質で、水道水にかび臭をつけます。 微量でも臭気が感じられ、基準値は着臭防止のために設定されています。	自
43	2-メチルイソ ボルネオール	0.00001mg/L 以下	1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オールの別名。湖沼やダム湖で繁殖するフォルミディウム、オシラトリアなどの藍藻類や放線菌などの生物によって生成される異臭味の原因物質で、水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気が感じられ、基準値は、着臭防止のために設定されています。	_ 臭 - い
44	非イオン 界面活性剤	0.02mg/L 以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水から河川に流入します。高濃度では泡立ちの 原因となります。基準値は、泡立ちを防止する点から設定されています。	発泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	工場排水の流入により河川水で検出されることがあります。微量でも塩素剤と 反応すると異臭味の原因となります。基準値は、臭いの観点から設定されています。	臭い
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下	水に含まれる有機物の量。土に由来するもののほか、ダム湖などで繁殖する藻類、工場排水、生活排水などの流入によっても増加します。水道水に多いと渋みをつけます。基準値は、味覚の観点から設定されています。	味覚
47	pH 値	5.8以上8.6以下	水の酸性、アルカリ性を示す指数です。7が中性で、7より小さくなると酸性が強く、7より大きくなるとアルカリ性が強くなります。水道水が異常な酸性又はアルカリ性を呈すると、その原因となる物質により味に影響を及ぼすほか、異常な酸性を呈する水は、水道施設の腐食を生じさせ、水道水を着色させることがあります。基準値は、ほぼ中性でなければならないことから設定されています。	
48	味	異常でないこと	水の味。一般に自然水は、その置かれた環境条件を反映して種々の物質を溶存させており、固有の臭気や味を生じさせるものが多く、水に含まれる物質の種類・濃度により、感じ方が異なりますので、水質基準は「無味無臭」としていません。 ただし、通常は感じられないはずの臭味(油臭や化学物質臭など)を有する水道水は、飲用に支障が生ずるばかりでなく、汚染を受けたことを疑わせる場合があり、異常として扱います。なお、水質基準において、水道水の消毒に用いた塩素の臭味は異常なものとしていません。	基礎的性状
49	臭気	異常でないこと	水の臭い。藻類など生物に起因するかび臭物質、フェノールなど有機化合物の 臭いが問題になることがあります。水源で臭いが発生した場合には活性炭等によ り、除去を行っています。	
50	色度	5 度以下	水の色の程度を示します。河川水は主に土の成分のため黄褐色となりますが、 浄水処理でほとんど除かれます。水道水は、厳密な意味で無色透明ではありませ んが、事実上無色透明と考えて差し支えない程度の要件として、基準値が設定さ れています。	性 状 基礎的

	項目	基準値	説明	備考
			水の濁りの程度を示します。河川水は主に土の粒子のため濁っていますが、浄	
51	濁度	2 度以下	水処理で濁りが除かれ透明となります。	
			基準値は、肉眼でほとんど透明と感じる値として設定されています。	

### (3) 水質管理目標設定項目

毒性の評価が暫定的であるか、現在までのところ浄水中での検出濃度が高くないが、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じた検査を行う必要があるとして設けられた項目

の確保等に万全を期する見地から、水質基準に係る検査に準じた検査を行う必要があるとして設けられた項目				
	項目	目標値	説明	備考
1	アンチモン及び その化合物	0.02mg/L 以下	地質などの自然由来のほかに、鉱山排水、工場排水から河川水に混入することがあります。半導体材料、鉛などとの合金、顔料などに使われています。 目標値は、健康への影響評価から定められています。	
2	ウラン及び その化合物	0.002mg/L 以下 (暫定)	一句には、健康、の影響計画からためられています。 微量ですが、自然に土に含まれているものが河川水に混入することがあります。 目標値は、放射能ではなく、腎臓障害から定められています。	無機物質
3	ニッケル及び その化合物	0.02mg/L以下	地質などの自然由来のほかに、鉱山排水、工場排水から河川水に混入することがあります。ステンレス鋼、めっき、貨幣、顔料などに使われています。毒性評価が暫定的であるため、水質基準とすることが見送られています。	重金属
4	削除(亜硝酸態	窒素が水質基準とな	ったため)	
5	1,2-ジクロロ エタン	0.004mg/L 以下	塩素を含む有機物化合物で空気中に揮散し易く、塗装の剥離剤、プリント基板 の洗浄剤に使われています。 目標値は、発がん性から設定されています。	
6	削除(トランス-	-1, 2-ジクロロエチ l	ンが水質基準となったため)	般有
7	削除(1,1,2-ト)	リクロロエタンが削	除されたため)	有機化学物質
8	トルエン	0.4mg/L 以下	空気中に揮散し易い物質で、染料、香料、塗料の溶剤などに使われています。 神経毒性等を考慮し目標値が設定されています。	物質
9	フタル酸ジ (2-エ チルヘキシル)	0.08mg/L 以下	プラスチックの可塑剤として使用されています。生殖への有害影響を考慮して 目標値が設定されています。	
10	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	亜塩素酸は消毒副生成物です。亜塩素酸は、二酸化塩素を消毒剤として使用した場合、水道水で検出されることがあります。	
11	削除(塩素酸が	水質基準となったた		消害
12	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	消毒剤の一種です。	- 毒 副 生
13	ジクロロアセト ニトリル	0.01mg/L 以下 (暫定)	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されます。毒性評価が暫定的な ため、人体への影響を考慮して暫定として目標値が設定されています。	成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L 以下 (暫定)	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されます。毒性評価が暫定的な ため、人体への影響を考慮して暫定として目標値が設定されています。	
15	農薬類	検出指標値(DI 値) が1以下	個々の農薬の検出値をその農薬の目標値で除した数値を合計したものを検出指標値 (DI値) とした総農薬方式により評価するようになっています。	農薬
16	残留塩素	1mg/L 以下	水道水の安全性を確保するため、消毒剤として塩素を注入していますが、残留 する塩素が多すぎると塩素臭が強くなるため、上限として目標値が設定されてい ます。	臭い
17	カルシウム,マグ ネシウムなど (硬度)	10mg/L以上 100mg/L以下	水質基準と同じ項目です。低すぎると淡白な味、高すぎるとしつこい味がします。おいしい水の要件として目標値が設定されています。	味覚
18	マンガン及び その化合物	0.01mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。基準値は 0.05mg/L ですが、水道水の着色を防止し、より質の高い水を供給するため、目標値が設定されています。	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	水に溶けている炭酸ガスのことで、自然の水にも含まれています。適度に含まれると清涼感を与えますが、多過ぎると刺激が強くなり、水道施設の腐食の原因となりまず。おいしい水の要件から目標値が設定されています。	味覚
20	1, 1, 1-トリ クロロエタン	0.3mg/L 以下	塩素を含む有機物化合物で空気中に揮散し易く、ドライクリーニングの溶剤、 金属の洗浄に使用されています。臭いの観点から目標値が設定されています。	臭
21	メチル-t-ブチル エーテル	0.02mg/L 以下	有機化合物で揮発し易く、有機溶剤、ガソリンの添加剤に使用されています。 臭いの観点から目標値が設定されています。	るい
22	有機物等 (過マンガン酸 カリウム消費量)	3mg/L 以下	有機物の量を表しますが、水質基準としては、検査方法上の問題から、TOCに変わりました。	味覚
23	臭気強度 (TON)	3以下	臭いの強さを表します。臭いがほとんど感知できなくなるまで希釈し、その希 釈倍数で表します。よりおいしい水を供給するため目標値が設定されています。	臭い
24	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。多いと苦味、渋みを感じ、適度でまろやかに感じま す。よりおいしい水を供給するため目標値が設定されています。	味覚
25	濁度	1 度以下	水質基準と同じ項目です。より質の高い水を供給するため目標値が設定されて います。	<b>濁</b> り

	項目	目標値	説 明	備考
26	pH 値	7.5 程度	水質基準と同じ項目です。水道施設の腐食を防止するため目標値が設定されて います。	腐
27	腐食性 (ラン ゲリア指数)	マイナス1程度 以上とし,極力 0に近づける	金属を腐食させる程度を表します。負の値が大きくなるほど腐食性が高くなります。	腐食性
28	従属栄養細菌	2,000 集落/mL 以下(暫定)	生育に有機物を必要とする細菌の総称。一般細菌が増殖しにくい低水温の水環境においても増殖できるため、有機汚染指標として、また、給・配水系での塩素の消失や滞留を示す指標として、あるいは耐塩素性の細菌もおり、配水系統内で生育する可能性があり、衛生状態を捉える指標として評価されます。水道施設内の健全性を判断するため及び我が国における従属栄養細菌の存在量等必要な情報・知見の収集を図るために、水質管理目標設定項目とされました。	健全性 化
29	1, 1-ジクロロ エチレン	0. 1mg/L 以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く、家庭用ラップの原料に使われるほか、自然界でトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び1,1,1-トリクロロエタンが分解して生成することもあります。近年は検出値が全国的に著しく低下しており、基準値から管理目標値に変更されました。	化学物質 一般有機
30	アルミニウム及び その化合物	0.1mg/L 以下	水質基準と同じ項目です。基準値は 0.2mg/L ですが、水道水の着色を防止し、 より質の高い水を供給するため、目標値が設定されています。	色
31	ペルフルオロオクタ ンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフ ルオロオクタン酸 (PFOA)	※1 0.00005mg/L以下 (暫定)	有機フッ素化合物の一つで疎水性と疎油性の両方の性質を持っているため、泡消 火剤や撥水剤、防汚剤等として広く利用されています。健康影響評価等の科学的知 見に基づき、水質管理目標設定項目とされました。	化学物質 一般有機

※1:ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) の量の和

### (4) その他項目

水道水中で検出される可能性があるため、水源(ダム)や浄水場入口(原水)における状況を把握する目的で独自に設けた項目や浄水処理の工程管理上必要な項目

(3	に設けた項目や浄水処理の工程管理上必要な項目				
	項目	説 明			
1	クリプトスポリ ジウム	人間や哺乳動物の消化器内で繁殖する感染性の原虫で、現在水道水で行っている塩素消毒では除去できません。最近水道水を介して集団感染する場合があることで問題となっており、感染すると激しい下痢を引き起こします。			
2	ジアルジア	人間や哺乳動物の消化器内で繁殖する感染性の原虫で、現在水道水で行っている塩素消毒では除去できません。クリプトスポリジウムほど激しくないものの、似た症状を引き起こします。			
3	電気伝導率	溶解しているイオン類の量を推定する指標です。生活俳水や工場排水に多くイオン類が含まれるため、水の汚れの指標に使います。			
4	アンモニア態窒素	水に含まれるアンモニアの量です。生活排水に多く含まれます。水道水にアンモニアがあると塩素と反応するため、多量にあると残留塩素を一定にすることが困難になります。そのため浄水処理の指標として検査します。			
5	紫外線(UV) 吸光度	水にある有機物の量を表す方法の一つです。波長 260nm の紫外線を吸収する度合いで有機物の量を表します。波長 260nm の紫外線は特に、塩素と反応してトリハロメタンなどを作る有機物の量を表しています。			
6	全窒素	水に含まれている窒素の総量です。窒素は、生活雑排水、ふん尿等の生活排水、肥料等に多く含まれており、川の汚染の指標として使われています。窒素は、貯水池等で植物プランクトンの栄養源となるため、多量にあるとプランクトンが大発生する原因となります。			
7	全リン	水に含まれているリンの総量です。リンは、窒素と同様にふん尿等の生活排水、肥料等に多く含まれており、川の汚染の程度を示す指標として使われています。リンは、貯水池等で植物プランクトンの栄養源となるため、多量にあるとプランクトンが大発生する原因となります。			
8	生物	水源となる貯水池では、水温が上がり水がよどむと、窒素、リンを栄養源として植物プランクトンなどが大発生することがあります。これらの中にはカビ臭を作るものや浄水場で処理しきれないものもあるため、 貯水池等のプランクトンの種類や数を調査しています。			
9	溶存酸素(DO)	水中に溶解している酸素の量です。水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好気性微生物による有機物の分解に伴い多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素が低下します。 一般に魚介類が生存するためには3 mg/L 以上,好気性微生物が活発に活動するためには2 mg/L 以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生します。			
10	クロロフィル a	クロロフィルは、植物の葉緑体やシアノバクテリアに含まれる光合成に関与する緑色色素をいい、一般には葉緑素ともいわれています。クロロフィル類としては、クロロフィル a、クロロフィル b、クロロフィル c、クロロフィル d がありますが、すべての藻類に含まれており、水域では植物プランクトンの量を示すことになるクロロフィル a を測定しています。			
11	ウェルシュ菌芽胞	ウェルシュ菌は人、温血動物の腸管内、土壌、下水など広く自然界に分布する酸素を嫌う嫌気性菌です。 芽胞というのは植物で言えば種のようなもので、熱、乾燥,消毒剤などに強い抵抗性を示します。 水道原水のクリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判断する指標として検査しています。			
12	リン酸イオン	リンは窒素とともに植物プランクトンの栄養源となりますが、そのうち無機のリンはリン酸塩としていろいろな形のイオンとして水に溶けています。岩石の成分として含まれるものが、雨水に溶け、あるいは自然界の枯れた植物や、動物の遺骸がバクテリアにより分解されて生じます。			
13	放線菌	放線菌は自然界の至るところに存在し、主に土壌中に多く、水域では有機物の多い水底の泥や水中植物に付着して生息しています。一部には、異臭味の原因物質となる、ジェオスミンや2ーメチルイソボルネオールを産生するものがあり、湖沼やダム湖でアナベナ、オシラトリアなどの藍藻類以外によるかび臭発生の原因となる生物です。			

	項目	説明
	ХП	温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が 1 ~ 2 mg/L となるように塩素処理した検水の総トリ
	40 1 11 > to > .	ハロメタン濃度のことで、クロロホルム生成能、ジブロモクロロメタン生成能、ブロモジクロロメタン生成
14	総トリハロメタン 生成能	能、ブロモホルム生成能を合計したものになります。総トリハロメタンはトリハロメタン前駆物質(トリハ
	土灰肥	ロメタンに変化する物質)量の指標となり、トリハロメタン前駆物質の除去効果の評価手法として、広く利
		用されています。(2)27.総トリハロメタン参照。
15	ハロ酢酸生成能	総トリハロメタン生成能と同様の条件で塩素処理をした検水のクロロ酢酸、ジクロロ酢酸及びトリクロロ
		酢酸の濃度のことです。ハロ酢酸前駆物質(ハロ酢酸に変化する物質)量の指標となります。
		水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれます。浮遊物質が多いと
16	浮遊物質(SS)	透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光
		合成に影響したりすることがあります。
		水中に含まれる炭酸水素塩、炭酸塩又は水酸化物等のアルカリ分の量をこれに対応する炭酸カルシウム
17	アルカリ度	(CaCO3) の濃度で表したもので、試料水が酸を中和する能力の指標となります。
18	クロロホルム生成	温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が 1 ~ 2 mg/L となるように塩素処理した検水のクロロ
10	能	ホルム濃度のことです。(2)23.クロロホルム参照。(4)14. 総トリハロメタン生成能参照
19	ジブロモクロロメ	温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1~2 mg/Lとなるように塩素処理した検水のジブロ
	タン生成能	モクロロメタン濃度のことです。(2)25. ジブロモクロロメタン参照。(4)14. 総トリハロメタン生成能参照
20	ブロモジクロロメ	温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が 1~2 mg/L となるように塩素処理した検水のブロモ
	タン生成能 ブロモホルム生成	ジクロロメタン濃度のことです。(2)29. ブロモジクロロメタン参照。(4)14. 総トリハロメタン生成能参照 温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が 1 ~ 2 mg/L となるように塩素処理した検水のブロモ
21	プロモホルム生成 能	温度、pn及び保存時間を一定にした後、残留温系が1~2 mg/L となるように温系処理した機がのプロセ ホルム濃度のことです。(2)30.ブロモホルム参照。(4)14. 総トリハロメタン生成能参照
	nL	温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が $1 \sim 2 \text{ mg/L}$ となるように塩素処理した検水のクロロ
22	クロロ酢酸生成能	酢酸濃度のことです。クロロ酢酸前駆物質 (クロロ酢酸に変化する物質) 量の指標となります。(2)22.クロ
		口酢酸参照。
	ジクロロ酢酸生成	温度、pH 及び保持時間を一定にした後、残留塩素が 1 ~ 2 mg/L となるように塩素処理した検水のジクロ
23	能	口酢酸濃度のことです。ジクロロ酢酸前駆物質(ジクロロ酢酸に変化する物質)量の指標となります。
	nL	(2) 24. ジクロロ酢酸参照。
0.4	トリクロロ酢酸生	温度、pH及び保持時間を一定にした後、残留塩素が1~2 mg/Lとなるように塩素処理した検水のトリク
24	成能	ロロ酢酸濃度のことです。トリクロロ酢酸前駆物質(トリクロロ酢酸に変化する物質)量の指標となります。(2)28.トリクロロ酢酸参照。
		大腸菌群とは、大腸菌及び大腸菌と極めてよく似た性質をもつ菌の総称で、細菌分類学上の大腸菌よりも
25	大腸菌群	広義の意味で、便宜上、グラム染色陰性、無芽胞性の桿菌で乳糖を分解して酸とガスを形成する好気性又は
		通性嫌気性菌をいう。
		酸度(JIS 規格ではアルカリ消費量という)とは、水中に含まれている炭酸、鉱酸又は有機酸などの酸分
		の量を、これに対応する炭酸カルシウム (CaCO3) の濃度で表したもので、試料水がアルカリを中和する能
26	総酸度	力の指標となります。
		酸度は2種に区分され、pH8.3まで中和した場合のアルカリ消費量を総酸度、pH4.8までのアルカリ消費
		量を鉱酸酸度と呼んでいます。 水中に溶けている硫酸塩中の硫酸イオンをいいます。水道水では 200~500mg/L 以上で味を悪くし、高濃
27	硫酸イオン	度摂取で下痢症状を起こすとされています。水の基本的性質を知るうえで重要な項目です。
		生体にとって必須元素であり、環境中では、主にケイ酸塩として潮汐、雲母など地殻中に広く分布してい
28	カリウム	ます。土壌中作物には、肥料の三要素の一つとして施されます。
29	カルシウム	湖沼、河川水中には硬度成分として存在しています。他に水の石灰処理、あるいは海水、温泉水、工場排
29	カルシリム	水等による混入が考えられます。生体にとって必須元素で、骨、歯の主成分です。
30	マグネシウム	湖沼、河川水中には硬度成分として存在しています。生体必須元素であり、欠乏により神経系、心臓及び
	17/10/21	腎臓に障害がおこります。
31	BOD	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を
		測る代表的な指標。 水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質
32	COD	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消貨される酸化剤の重を酸素重に換鼻したもので、
	ペルフルオロヘキ	水質管理目標設定項目に設定されている PFOS 及び PFOA と同様の性質を持ち、その代替品として泡消火
33	サンスルホン酸	剤や撥水剤、防汚剤等として利用されています。毒性評価が定まらないことや、浄水中の存在量が不明等の
	(PFHxS)	理由から要検討項目に設定されています。
34	侵食性遊離炭酸	水質管理目標設定項目に設定されている遊離炭酸のうち、侵食性を示すものをいいます。配管等の腐食性
34	以以比近附次的	の指標となります。
35	動物プランクトン	細胞に葉緑体をもたず、繊毛・触手・偽足などを使って運動するプランクトンです。植物プランクトンと
		ともに、水質の汚濁状況等を測る指標の一つです。